

平成23年第4回長瀬町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
9月13日(火)	
○開 会	5
○開 議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○諸般の報告	5
○町長あいさつ	6
○議事日程の報告	8
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	8
○町政に対する一般質問	8
5番 関 口 雅 敬 君	8
4番 野 口 健 二 君	19
1番 岩 田 務 君	21
2番 村 田 徹 也 君	23
7番 齊 藤 實 君	31
3番 板 谷 定 美 君	38
6番 大 島 瑠美子 君	42
9番 新 井 利 朗 君	48
○町長提出議案の報告及び一括上程	50
○議案第25号の説明、質疑、討論、採決	50
・議案第25号 専決処分承認を定めることについて(長瀬町税条例の一部を 改正する条例)	
○議案第26号の説明、質疑、討論、採決	54
・議案第26号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する 条例	
○議案第27号の説明、質疑、討論、採決	56
・議案第27号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第28号～議案第32号の説明	57
・議案第28号 平成22年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定について	
・議案第29号 平成22年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に ついて	
・議案第30号 平成22年度長瀬町老人保健特別会計歳入歳出決算認定につい て	

・議案第31号 平成22年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	
・議案第32号 平成22年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	
○延会について	70
○次会日程の報告	71
○延 会	71



9月14日（水）

○開 議	75
○議案等の説明のため出席した者の紹介	75
○議事日程の報告	75
○議案第28号～議案第32号の説明、質疑、討論、採決	75
・議案第28号 平成22年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定について	
・議案第29号 平成22年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	
・議案第30号 平成22年度長瀬町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	
・議案第31号 平成22年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	
・議案第32号 平成22年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	
○議案第33号の説明、質疑、討論、採決	109
・議案第33号 平成23年度長瀬町一般会計補正予算（第3号）	
○議案第34号の説明、質疑、討論、採決	118
・議案第34号 平成23年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	
○議案第35号の説明、質疑、討論、採決	119
・議案第35号 平成23年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）	
○議案第36号の説明、質疑、討論、採決	121
・議案第36号 平成23年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	
○議案第37号の説明、質疑、討論、採決	122
・議案第37号 工事請負変更契約の締結について	
○議案第38号の説明、質疑、討論、採決	126
・議案第38号 工事請負変更契約の締結について	
○議案第39号の説明、質疑、討論、採決	127
・議案第39号 ちちぶ定住自立圏形成協定書の変更について	

○議案第40号の説明、質疑、討論、採決	130
・議案第40号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について	
○議案第41号の説明、採決	131
・議案第41号 人権擁護委員候補者の推薦について	
○議案第42号の説明、採決	131
・議案第42号 人権擁護委員候補者の推薦について	
○議会運営委員会の閉会中の継続調査の件	132
○閉会について	132
○町長あいさつ	133
○閉 会	133

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第57号

平成23年第4回長瀬町議会定例会を次のとおり招集する。

平成23年9月8日

長瀬町長 大 澤 芳 夫

1 期 日 平成23年9月13日（火）

2 場 所 長瀬町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（10名）

1番	岩	田	務	君	2番	村	田	徹	也	君		
3番	板	谷	定	美	君	4番	野	口	健	二	君	
5番	関	口	雅	敬	君	6番	大	島	瑠	美	子	君
7番	齊	藤	實	君	8番	野	原	武	夫	君		
9番	新	井	利	朗	君	10番	大	澤	夕	キ	江	君

不応招議員（なし）

平成23年第4回長瀬町議会定例会 第1日

平成23年9月13日（火曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、諸般の報告

1、町長あいさつ

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、町政に対する一般質問

5番 関 口 雅 敬 君

4番 野 口 健 二 君

1番 岩 田 務 君

2番 村 田 徹 也 君

7番 齊 藤 實 君

3番 板 谷 定 美 君

6番 大 島 瑠美子 君

9番 新 井 利 朗 君

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第25号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第26号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第27号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第28号～議案第32号の説明

1、延会について

1、次会日程の報告

1、延 会

午前9時開会

出席議員（10名）

1番	岩	田	務	君	2番	村	田	徹	也	君		
3番	板	谷	定	美	君	4番	野	口	健	二	君	
5番	関	口	雅	敬	君	6番	大	島	瑠	美	子	君
7番	齊	藤	實	君	8番	野	原	武	夫	君		
9番	新	井	利	朗	君	10番	大	澤	夕	キ	江	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大	澤	芳	夫	君	副町長	平	健	司	君	
教育長	新	井	祐	一	君	会計 管理 者	齊	藤	敏	行	君
総務課長	大	澤	彰	一	君	税務課長	野	原	寿	彦	君
町民課長	福	島	勉	君	健康福祉 課長	浅	見	初	子	君	
地域整備 観光課長	中	畝	健	一	君	教育次長	大	澤	珠	子	君
代表 監査委員	中	畝	攻	佳	君						

事務局職員出席者

事務局長	若	林	実	書記	野	原	徹
------	---	---	---	----	---	---	---

◎開会の宣告

(午前9時)

○議長(大澤タキ江君) 皆さん、おはようございます。

本日、平成23年第4回長瀬町議会定例会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成23年第4回長瀬町議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長(大澤タキ江君) これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長(大澤タキ江君) 本定例会において、本日の会議に地方自治法第121条の規定により、提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎諸般の報告

○議長(大澤タキ江君) ここで諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成23年5月から7月に係る現金出納検査及び平成22年度工事監査の結果報告を受けております。その写しを皆様のお手元にご配付してありますので、ご了承願います。

6月18日に、大滝体育館で「滝沢ダム建設事業完了報告会」が開催され、出席いたしました。

7月5日に、横瀬町役場で「第9回ちちぶ定住自立圏推進委員会」が開催され、出席いたしました。

7月11日に、小鹿野町役場で「秩父地域議長会第1回役員会」が開催され、副議長新井利朗君ともども出席いたしました。

7月25日に、秩父市福祉女性会館で「平成23年度秩父地区暴力排除推進協議会定例会」が開催され、出席いたしました。

8月4日から5日にかけて、長野県小布施町及び軽井沢町において「埼玉県町村議会議長会県外研修」が開催され、出席いたしました。

8月7日に、横瀬町町民会館で「第26回ヨコゼ音楽祭」が開催され、出席いたしました。

8月14日に、皆野町役場前のおまつり広場で「第43回秩父音頭まつり」が開催され、出席いたしました。

9月7日に、寄居町商工会館で「東武東上線を長瀬に迎える会」準備会議が開催され、出席いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。



◎町長あいさつ

○議長（大澤タキ江君） 本定例会の開会に当たりまして、町長からあいさつのため発言を求められておりますので、ここであいさつを許します。

町長。

○町長（大澤芳夫君） おはようございます。本日ここに、平成23年第4回定例町議会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多忙の中をご健勝にてご参会を賜り、当面する町政の諸問題についてのご審議をいただきますことは、町政進展のため、まことに感謝にたえないところであります。

また、議員各位におかれましては過日、ご多忙の中、また大変お暑い中を北桜通りの清掃にご出席をいただき、汗をかいていただき、おかげさまで見違えるようなすばらしい桜道となりました。心から感謝申し上げます、御礼を申し上げたいと思います。こういうことは過去に例のないことでありまして、私たちも非常に感動し、役場の職員もこれに見習うべきという思いを強くしたのではないかと、そういうふうにも思います。本当にありがとうございました。

それでは、定例会開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

まず、先日の台風12号におきまして、記録的な豪雨となりまして甚大な被害が発生いたしました。特に紀伊半島の和歌山県、奈良県を中心に、死者と行方不明者は100人を超えております。被害に遭われた方々のご家族に心からお見舞いを申し上げるとともに、3月の東日本大震災と今回の台風によりまして、自然の猛威には人間の力は及ばないことを思い知らされたところでございます。想定外の災害から町民の命を守るために、大変重い課題を突きつけられた思いであります。

8月29日に政権与党である民主党の代表選挙が行われまして、野田佳彦氏が民主党代表となり、9月2日に第95代内閣総理大臣に任命されました。政権交代から3人目の総理大臣であり、震災後の復旧、復興、また福島原発の収束を担う重要な使命があり、困難を克服し、日本国を覆う閉塞感を打破していただきたいと希望しているところでございます。

それでは、ここで6月定例会以降におけます各課の所管事務から主立った事項についてご報告いたします。

初めに、町民課関係について申し上げます。去る7月13日、栃木県的那須町の屋外広告物等の状況を関係職員とともに視察してまいりました。町全域を景観計画区域に指定し、建物や看板の色等を統一している地域がございました。目的、考え方など当町にそのまま当てはまるかどうかにつきましては気になるところでございますが、まず今後のまちづくりの参考にしたいというふうを考えていきたいと思っております。

次に、福島第一原発事故に関しての空中放射線量の測定につきまして申し上げます。町民の皆様の不安解消のため、7月5日から町独自で学校関係を中心に町内12カ所の空中放射線量の測定を行っているところであります。携帯用の簡易測定器のため参考値ではありますが、測定したすべての地点で文部科学省が示した小中学校などの校庭の放射線量上限値を大きく下回っているのが現状でございます。今後も定期的

に測定し、ホームページ等で結果をお知らせしてまいりたいと思います。

次に、健康福祉課関係について申し上げます。去る6月19日に開催されました「第24回長瀬町社会福祉大会・福祉バザー」につきましては、議員の皆様を初め、大勢の関係者のご協力をいただき、盛大に開催することができました。心から御礼申し上げます。また、午後の福祉バザーにつきましても、町内全域の各家庭や企業、商店からバザー用品等7,688点ものご協力をいただき、売上金等は昨年を上回ります140万7,475円となりました。毎年このように大きな成果を上げることが出来ますのも、議員各位を初め町民の皆様のご理解、ご協力のたまものと深く感謝申し上げます。

次に、地域整備観光課関係について申し上げます。8月15日には、恒例となりました長瀬船玉まつりが岩畳周辺において行われました。おかげをもちまして、当日は月曜日の平日にもかかわらず、昨年を上回る観光客の皆様のご来場をいただき、長瀬らしいまつりを堪能していただくことができたと思います。

特に本年は、3月11日に発生した東日本大震災を受け、開催には難しい判断を迫られました。経済活動を活性化させることにより復興の支援を行う。また、被災された方々に対し、慰霊の意味も含め燈籠流しや花火を行うこととするなどを申し合わせて開催する運びとなったわけでございます。

事故もなく無事に終了することができましたことは、ご協賛をいただいた方々、大会関係団体、関係者の皆様のご協力のたまものと、改めて感謝申し上げているところでございます。

また、翌日の場内清掃につきましても大勢の団体、個人がご出席をいただき、きれいにすることができました。ありがとうございました。

最後に、教育委員会関係について申し上げます。初めに、学校施設の改修工事についてご報告申し上げます。ご案内のように、長瀬第一小学校屋内運動場及び長瀬第二小学校校舎の耐震化及び大規模改修工事を夏季休業期間を利用して実施したところであります。8月18日には、議員の皆様には視察をいただきありがとうございました。現在2学期を改装した校舎や体育館で迎えることができました。

なお、学校施設の耐震化に向けた取り組みとしては、町内すべての屋内運動場及び校舎改修工事が今年度で終了いたします。関連して、次年度に第一小学校のトイレ改修工事を予定しておりまして、当初予定した実施年度を前倒しで実施することができ、安心安全な学校施設の整備ができたと考えております。

また、例年お盆明けに実施していただいています秩北建設組合・長瀬支部の皆さん約20名による小中学校校舎の修繕奉仕作業ですが、本年も8月17日の水曜日に第一小学校と中学校の校舎等の小修繕を実施していただきました。細かい修繕をまとめて実施していただき、大変ありがたく感謝しているところであります。

さて、2学期が始まり、早速秋の行事であります第一小学校の運動会が9月24日土曜日、中学校の文化祭が9月18日日曜日に行われますので、それぞれ児童生徒への激励をいただければありがたいと思います。

以上、今定例会までの主な事項についての報告を終わります。

さて、本定例会でご審議いただきます案件は、専決処分承認案件1件、条例改正案2件、平成22年度決算認定5件、平成23年度補正予算案4件、変更契約議決案2件、その他議決案件2件、人事案件2件の合わせて18議案であります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

また、これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明を申し上げます。いずれも町政進展のため大変重要な案件でございますので、慎重にご審議をいただき、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのごあいさつといたします。ありがとうございました。

◇

◎議事日程の報告

○議長（大澤タキ江君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承願います。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（大澤タキ江君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、議長からご指名申し上げます。

7番 齊藤 實 君

8番 野原 武夫 君

9番 新井 利朗 君

以上の3名をご指名いたします。

◇

◎会期の決定

○議長（大澤タキ江君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から15日までの3日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から15日までの3日間とすることに決定いたしました。

◇

◎町政に対する一般質問

○議長（大澤タキ江君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

お手元にご配付してあります一般質問通告一覧表の順序に従って発言を許可いたします。

なお、質問並びに答弁に当たりましては、要領よく、できるだけ簡単明瞭にご発言いただきまして、議事の進行にご協力いただきますよう特にお願ひ申し上げます。

それでは最初に、5番、関口雅敬君の質問を許します。

5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） では、通告に沿って質問をいたします。

1、災害対策について、総務課長にお伺いをいたします。自主防災組織を単位とした避難訓練の実施を

4月の区長会で依頼してあるとのことですが、実施状況を伺います。

また、夜間の緊急時に役場へ連絡する場合、現在の方法で十分対応できるのか考えを伺います。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） おはようございます。災害対策についてのご質問にお答えいたします。

災害に対する準備としての自主防災組織を単位とした避難訓練の実施状況についてでございますが、4月28日の区長会において自主防災組織における防災訓練等の実施と避難訓練自主防災組織リーダー養成講座への参加の依頼を、また7月8日の区長会において地域防災研修会を実施し、自主防災組織を単位とした避難訓練の依頼をしております。その研修内容でございますが、埼玉県危機管理課職員による自主防災組織の結成の推進についてと題しての自主防災組織の必要性等の講義と、秩父消防署長瀬分署長によります行政区域ごとの防災訓練についてと題しての各種訓練の説明等の講義をいただきました。

お尋ねの実施状況についてでございますが、現在まで行われていないようでございますが、避難訓練の実施に向けて11月14日、15日に熊谷防災基地で開催される自主防災組織リーダー養成講座へ区長9名も参加していただく予定でございますので、その後は実施されるものと期待しているところでございます。

また、夜間等の緊急時に役場へ連絡する場合、現在の方法で十分対応できるのかというご質問でございますが、夜間に災害が予想されるときは、現状役場の転送電話を持ち帰り、問い合わせ等に対応しておりますが、より一層町民の方に安心感を持っていただくため、現在の方法以外の直接役場への緊急時連絡方法として、携帯電話2台を1カ月単位くらいで各課が交代により持ち回り対応することを課長会議に諮り、検討を始めているところでございます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 大分慎重に検討している状況、要するに足踏みとしか私には思えないのです。

初めに、自主防災組織を単位とした避難訓練の件について、11月に熊谷で2日間の講習が今度あると、例えばある地域の自主防災隊長は、現役で仕事に行っているのです、2日間は休めない。そういうことで、もっとこの町でも、その自主防災が井戸風布区、例えば長瀬6区だとか、いろいろ分けてみて単位にして、全部が同じ講習を受けてくるのも、これも大事だと思います、プロの意見を聞いてくるのは、だけれども、ケース・バイ・ケースというがあるので、もうそろそろこの自主防災の避難訓練、もうこれ1年や2年ではないのですよ、言っているのが。毎回同じ、何月の区長会で検討しています、何月の区長会で言いました、考えています、これを繰り返しているだけです。もう一歩前へ進めてみてください。例えば秩父市の場合、ある秩父市の町会の例でいうと、その避難訓練は一応は公民館が避難場所に指定してもらってあるのだけれども、町会ごとに隣保班というのですか、そういうところでいくとAとBのところはもう全然違ってくるので、AならA、BならB用の避難訓練やっているのです。ことしの避難訓練、私も見てきました。それは、その隣組でここに集まる、そして相談の後、次のステップが公民館だと、公民館に逃げたときに市役所から職員、連絡が来るのだと、どこに避難しろというのがあるのだという、そこまで細かく秩父市あたりは進んでいるのです。長瀬ももう進めてみてください。例えば前から私が言っている、長瀬町内全域の避難所に指定してある公会堂、各地域の集会所、安全なのか、安全でないのか検証はしてあるのでしょうか、もちろん。例えば井戸地区の場合4区あります、井戸風布区。その4カ所全部急傾斜地の真っ赤な危険地域、そこで、この前も言ったように井戸の自主防災隊長は、役場で言う避難所へ住民に避難を勧められないと、もし万が一事故があったとき自分の責任になってしまうから、もっと安全な方法

があるのではないのかという話もしています。例えばでは一つのところは、あそこに広い農地の空き地があるから一たんあそこに集まって、隣組がみんな集めて、班長が集めてそこへ逃げてきて、そこから公民館に行きますとか、そこまでもう考えているのです。だから、ここにも区長の方も来ているのでしょうけれども、総務課長、もっと進めてみてください。ただ総務課長は、いつでも言っている、頼んである、それだけなのだから、もっと進めてみてください。

避難連絡の電話の話、今聞いてまたあきれてしまったのだけれども、前回の議会終了後、ここで暫時休憩になったので町長と話したら、町長の見解は、全然総務課長違っています。緊急の場合は持って行く、そうではなく持っているのだらうと町長は思っていた。そんなことはすぐできるではないですか。携帯電話を今度2台にふやして、各課で1カ月ずつ持つように検討をお願いしてある。そんなお願いしてあるではなくて、やればいいのです。携帯電話2台なんか要らないのです、1台で。保険と同じ。だれかが責任者になればいいのです。簡単なことではないですか。だから、できないのだったら私にやらせてくださいと、この前も話したけれども、できないのだったら私に振ってもらっていいです、持っていますよ、夜。どこで電話が来ましたというのをやってやるよ、そのぐらいのことは。活発な課長会議で、総務課長どんな話が出ています、もうこんなやれと出ているのでしょうか。では、その2つ、もう一度お願いします。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 関口議員の再質問にお答えいたします。

秩父市につきましては、私もある程度状況は伺っております。結構前から避難訓練を実施しているという話は聞いております。そのため、大分うちのほうからしますと、当町からしますと進んでいるという状況は間違いないと思います。それで、秩父市でいきますと、まず1次はどちらに集まって、2次でどちらのほうに集まるというような話でございしますが、当町におきましても特に前議会のときにもお答えいたしました。避難関係の計画というのもございします。そちらを今策定するところではございしますが、まだ決定には至っておりません。ただ、1次といたしますと皆様にご通知申し上げておりますような避難所、井戸でいきますと土砂災害のレッドゾーンにかかっているところもございします。それにつきましては、一部であるというような形ではありますけれども、まず1次的には、先ほど言いましたように既にお示した井戸の集会所、まずそちらのほうに集まっていただいて、2次ではげんきプラザというようなことを想定して計画をつくらうと考えているところでございします。

それから、携帯電話の2台も要らない、1台でもいいと。それから、すぐにでもできるのではないかとこのご質問でございしますが、この間につきましては台風12号のときにも、これ総務課のほうで持ち回っているということではないのですが、総務課のほうで携帯電話を持って、今の状況ですと66-3111に電話をかけていただきますと転送されるという電話でございしますが、今度考えているのは、災害のときの有線電話で3111が転送される電話ということではなくて、携帯電話、通常の080とか090というような番号を持った携帯電話を今考えております。携帯電話ですから、1台ではなく2台で持っていたほうが、仮に1台目がつながらない場合でも、2台目につながるといえることにはなるかと思っておりますので、1台よりも2台ということで今のところ考えているところでございします。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 町長、最後にこの質問でちょっと、聞いていて、町長の考え聞かせてください。

今総務課長、本当に安全、安心の積み重ねでいろいろお話ししてくれました。2台あることも重要でし

よう、1台ではなく2台あるほうがいい。だから、そんなことではなくて緊急連絡を、例えば予測される時は大丈夫なのです、予測される時は。総務課長がその電話持っていないからって、そういう予測される時には地域整備で、大雨だの台風だのといったときには見回りすると以前から言っているのだから。私が言うのは、いつ来るかわからない災害時に町民側からSOSを求める場合に、役場であったほうがいいのではないですかという話から成っている。役場は電話があると、その電話は予測される時には持って帰る。だから、そうではないでしょうというのが、この電話で私が言うことなのです。もう簡単に言ってください。さっきも議長が簡単にやってくださいという話なので、もうこんなのだけが聞いていても、この繰り返しやっている、本当に言ってわからないのかなと思われまますよ、私は十分わかっている、総務課長、その電話はそのこと。

避難所についても、今井戸は一部だという話だけれども、井戸の場合は下郷の公民館がレッドカードではないかもしれませんが。ただ、イエローカードの範囲内に入っています。だから、今の言う言葉でいけば聞いている方は、私がちょっと大げさに言っているように聞こえるでしょう、一部だけで、あとはかかっていませんと、そうではないのです。井戸の場合は、4つの避難所を指定してある場がもうだめなのです。下郷の公民館の上だって、もう本当に地域整備観光課長に私泣きついています。大雨が降ったときに水が多く流れて、ここ崩れているのだよというのをやって、もうあの辺も急傾斜地の赤になっているのです。だから、井戸の場合ではなくても、ほかの長瀬町全域、避難所に指定してある公民館なり集会所を検証して、ここ危なくないかなというの、もう検証してやってやらなかったら本当に、私ちょっとこの長瀬町のある方から聞いたのだけれども、昔戦争の赤紙を配った人が、戦争が終わってもすごく負担になっていたという話聞いたときに、まさに今井戸で自主防災組織の隊長をやっている若い方が、それと同じなのです。自分がここに避難しろと指示して万が一事故があったときに、後でも必ずそれを背負っていかなくてはだから。だから、そうではなくさっき言った秩父市という避難所に逃げる前に各隣班で考えて、隣班でまずは集まる、そこから市の指定した公民館に逃げられるのなら逃げていく、そうすればそこまで役所のほうから来てくれるのだという避難訓練、大事なのだと思う。この間も若いお父さんから災害の話で出てきたのが、子供たちが学校に行っているときは学校できちんと面倒見てくれるからいいでしょう。だけれども、親も長瀬以外のところで働いているので、帰ってくるときにどこが集合場所になっているか、ふだんから子供たちともそういう相談しておかなかつたら、今現状テレビで出てきますよね、1週間ぶりに家族と会ったとか。そういうのがあるから、子供たちともいろいろ相談して、どこで待ち合わせようかと、そこまで若い人は考えているのです。役場のトップがこんな答弁している場合は、本当私声が詰まって質問できないです、もっとしっかり考えてください。その答弁をお願いいたします。

町長、今総務課長がこれから答弁をしましょう、そのことについて前回の会議の暫時休憩になったとき、町長と私で個人的な話したときに、町長はいつでも持っているのだろうという解釈であったと、それをちょっとまとめて皆さんに発表してみてください。本当にこの台風12号、あるいは東日本大震災でいい見本ができたのだから。ぜひ安心、安全で住める長瀬町なのだから、そういう答弁をお願いしたいと思います。総務課長をお願いします。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 関口議員の質問にお答えいたします。

まず、1点目の携帯電話の関係でございますが、先ほども一番最初に回答させていただいたように、これからは平時、先ほど一番最初に言いましたように1カ月単位ぐらいで、ずっと持ち回るという形で進め

ております。

それから、もう一つの避難場所の関係でございますが、1次的な面につきましては区長会等で、いろんな災害があるかと思えます。それを想定した1次的な避難場所あたりは見つけていただきたいという話もお伝えしてございます。2次的な、秩父市でいうその次の避難所につきましては、井戸でいけばげんきプラザということをおのころ考えております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 長瀨町が今まで災害に遭わなかったという事実は非常にありがたいことでありますが、今関口議員のご心配のように、いつ災害が起きるかわからないという現状であります。特に集中豪雨、亜熱帯的な気候になったその裏返しというのは、必ずどんどんふえてくるというふうに私は基本的に考えておまして、電話の持ち回りにつきましては、これは持たなくて済むのが一番いいと思えますが、そういうわけにはいかないということであれば、一番わかりやすい電話、だれにでも、例えば役場の電話が3111であれば、それと同じものを、同じような番号を変えないような状況の、資料を持たなくても長瀨町は3111だというようなことがおわりの番号を使いたいというのが私の考え方です。

それから、これも9月になって町のほうでいろいろ検討いたしました。それで、二次災害につきましては例えば避難場所、岩田の場合は大きな公民館がありません。井戸のような、げんきプラザのようなものがないということで、医真会にお願いをしました。そうしましたら気持ちよく受けていただいて、そのかわり避難した人たちを見守ったりお世話をするのは、私たちには夜間勤務の人が少ないので、それは町のほうでやってくださいと、場所は提供しますという話。それから、矢那瀬につきましてはかわづらという民宿がございますが、そこに、なるべく山から離れたところというところかなということで、かわづらにお願いして快諾をしていただいております。そういうふうに、各地区に2次的な避難場所についてはお願いしてありますが、まだ具体的に区長さんのほうにお話をする機会がないのではないかとというふうに考えておまして、これもなるべく早く皆さんにご説明申し上げて、ご理解をいただくということが大切だろうというふうに考えています。9月の半ばにありましたので、これから災害がないだろうという予測をすることは間違いだと、いつ災害が起きるかわかりませんので、ご指摘のことにつきましても、我々も遅まきながらそういうふうな準備を今して、二次災害につきましては避難場所等につきましては大体目安ができました。ですから、あとは区長さんと、それから地域の人たちとのコミュニケーションをちゃんと図って連絡のとりやすい、そして避難しやすい場所を、またこれでいいでしょうかという認定をいただく会議というのをやらなければいけないのではないかとというふうに考えるところでございます。

いずれにしても、一日も早くこのことにつきましては皆さんにお話をする機会をつくるように約束をさせていただきます。

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） では、1番の問題は今町長がまとめたような方向で、早く実現をお願いしたいと思います。

では、2つ目の質問に入ります。長瀨町観光協会への助成について、地域整備観光課長にお伺いをいたします。3年間を目途に助成している長瀨町観光協会法人円滑化事業補助金の期限が間もなくですが、観光協会の独立採算が可能となるために、どのような指導を町はしているのか。また、見直しについて伺います。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

長瀬町観光協会が平成21年4月に法人化され、ことしで3年目を迎えておりますが、法人化前に考えていた協会のあり方が今日では大きく変化してきております。当初は、長瀬駅前の旧観光案内所の建物を使いながら、観光協会が任意団体として行っていた事業を法人として実施してもらうことを想定しておりましたが、実際に専任の職員を置いて事業を行ってみますと、その事業量が大きく増加いたしました。そのため、町では増加した業務量を行うには旧案内所では手狭であるとの判断に至り、昨年度新たに長瀬駅前に観光情報館を新設いたしました。

観光情報館の新設により、直接の来場者や電話による問い合わせは以前の数倍となっており、観光情報発信基地としての役割を大きく果たしております。また、法人化により職員体制が充実し、以前よりきめ細かい観光情報の発信と対応が可能となったため、テレビや雑誌等の取材もふえ、ことしはほかの観光地が震災により低迷する中で、長瀬町の夏の観光客は大幅にふえております。これも、観光協会を法人化したことによる効果であると考えております。

町では、現在の効果を一過性のもので終わらせないよう、今後とも観光協会に対してある程度継続的な支援は必要であると考えております。また、経費の削減と自主財源の確保にいたしましても引き続き指導し、手綱を緩めないよう努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） ちょっと今私が質問をしているのと答弁が、何か答弁しているように感じるのだけれども、肝心なところを言っていないような答弁、時間だけ無駄にしか感じられません。3年間を目途に法人化、一本立ちするのだという意味でいけば、今地域整備観光課長が言ったように大きくお客さんもふえて、対応量もふえて、ただ手狭になった案内所が大きくなって、どれ聞いても、ではもう一本立ちできるのではないとしか思えない今の答弁なの。今その答弁聞いたから、私は一本立ちすることが大事なので、今後も税金投入を、例えば人件費、事務局長が給料20万ですか、もらいながら緊急雇用対策費で雇った若い方を指導して一本立ちするのだという、そういうことで補助金、結構あのときはもめた感がするのです。それを聞こうとしているのだけれども、今の答弁だともう一本化大丈夫ですよ、それだけにぎやかになって対応量も多くなって、案内所も大きくなったのだから。そういう解釈でいいわけですね。

案内所がどうのこうのという話になれば、地域整備観光課長、よく聞いてください。私は、あの案内所を500万かけて直したばかりなのだから、そのまんまでいいのではないですかと言ったら、秩父鉄道が邪魔だから、あそこはバスがUターンするのにどかすのだという答弁で移動を始めたことでしょうか。もう一度では再質問で、この時間、地域整備観光課長に言いますけれども、今言ったようにお客さんがふえて、電話や対応量、テレビの取材等も多くなった、だからもう一本立ちできる、そういう解釈でいいわけですね。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、関口議員の再質問にお答えします。

質問の内容は、テレビの取材等でことしの夏、観光客が多くなりまして、そろそろ一本立ちができるのではないかというふうな内容になろうかと思えます。おかげさまで観光客がふえているということは、その業務も増大するというようなことで、必ずしも……

〔議長、済みません。ちょっととめてください、時間。私の質問は、テレビがどうのこうのなんていう質問通告全然していませんよ〕という人あり〕

○議長（大澤タキ江君） もうちょっと聞いてみてください。

〔全然違ってきますよ。じゃ、お願いしましょう〕という人あり〕

○地域整備観光課長（中畝健一君） 繰り返しますけれども、業務が増大しまして、そのために観光協会が一本立ちできるのではないかというふうなご質問だったと思います。観光協会の業務がふえるということは、当然職員の数もふえるというようなことが予想されますし、事業に対応する事業量もふえるということは、それだけ経費もかかるというふうに考えられます。ですから、一概に事業がふえていくからということで、補助金がすべて必要なくなるということは、今のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） ちょっと何か私の質問と答弁がずれているような感じなのだけれども、その補助金云々は、どうしても観光で使わなくてはいけない事業は、国や県から来るのは、それは観光協会に流していくのは、これは当たり前だと思うのです。ただ、法人化した観光協会はまだ独立しているのだから、町の税金、例えば細かく言えば事務局長の20万は3年間だけですという話で進んだのが、どういう指導をしてそういう目的達成になっているのか、町が見てどうですかということなのです。

観光協会も一生懸命やっているとは思っています。今言うように、そういう本当にお客さんがどうのこうのと言ったら、町長こういう広告知っていますか、これ。みそ焼き、これ今質問終わったら渡します。こういうみそ焼きが長瀬の名物、長瀬一押しグルメ、こういうこんな広告まで打っているのです。大事な税金を例えば観光協会へ流しても、これ質問したのです、お客さんがうちに聞きに来たので、この広告ももらったのだけれども、観光客の方がうちへ、このみそ焼きというのを食べてみたいので、どこで売っていますかという質問だったのです。聞いたら、どこにも売っていないのです。商工会の総代会でも私総代していますから、これあるのですかと言ったら、ないですと、どこも。ない。だって、ここにはみそ焼き長瀬名物、書いてあって、これないのですかと言ったら、ありませんと。ただ、イベントのときに焼いてみせますと、それでこんな立派な広告、どこへ配付したのだから知りませんが、配っている。だから、そういう大事な税金を、例えばさっき言うように事務局長に20万ずつ行っているのは、もう完全な町からの税金が行っている、あるいは職員が今7人か8人雇っているらしいですけれども、それは緊急雇用対策費ということで入れているのだと思うのです。観光協会の会費は、わずか120万で運営しているのです。120万の会費収入で7人も8人も雇って、それでまたこういう広告を配ってやっていたら、どんどん事業多くなっていきます。例えばある会社ではなくてうちの会社だったら、7人も8人も雇ったらすぐ倒産してしまいます。そういう事業をしているから、どういう監督をしているのですかと、指導しているのですかという質問なのです。ただ何でも向こうで使うのがあるから、足りないから入れるのですといったのでは、一生懸命働いて納税している、町長が言う納税率が上がった、上がったと、一生懸命みんな納めているのです。そういう大事な税金をこういうところにじゃぶじゃぶ、じゃぶじゃぶ使っていたのでは、まずいのではないかというのが私の質問なのです。

今地域整備観光課長が言うように、事業がふえたから、ふえたからと、そんな何でもかんでもふやして、足りないならどんどんでは送り込みましょうという町。私は、ではそこまで地域整備観光課長が言うので

あれば、税務課長にも参考資料として、もしかすると出してもらうかもしれませんが、事前に準備してくださいということで用意をしてもらいました。それは、経済バランスを考えたら観光協会に充てている税金の税収動向、これ示してもらいたいと思います。観光協会に入れた予算に対して費用対効果がどのくらいあるのか、この町に。観光振興にすごく力を入れているとしか見えない、私には。そういうことからして、では今度工業、商業、そういうバランスはきちんととれているのかどうなのか。今地域整備観光課長が言うように、ことしは原発のあれがあってすごくにぎやかなようなニュアンスだけれども、では来年なくなったときにこれだけ税金投入して、このバランス町がとれるのかどうか。観光業者だけの税収だけで、この町がやりくりできるのかどうか、お伺いいたします。税務課長にも参考資料やっているからちょっと回してください、答弁の時間。お願いします、時間がなくなってしまうから。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、関口議員の再質問にお答えします。

最後の質問の中に、観光事業者のみの納税で町の運営がやっていけるかどうかというような最終的なご質問になろうかと思えます。観光業者さんの納税だけで町の財政が運営できるかということは、到底不可能だというふうに考えております。起業者の方もいらっしゃいますし、自営業者の方もおりまして、すべての方の納税をいただいて町の運営ができるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 税務課長。

○税務課長（野原寿彦君） 先ほどのご質問ですが、税金についてのご質問にお答えします。

税金というのは、当該納税額の確定、徴収のために認められた限定された資料でございます。課税に必要なでないデータは収集しておりません。

それと、観光だとか事業所得になりますので、その部分についての収集も行っておりません。また、個々の関連情報について認められた、あくまでも課税と徴収のためだけの資料ですので……

〔「こっちだよ、こっち。どこ見て言うの」と言う人あり〕

○税務課長（野原寿彦君） 収集しておりませんので、お答えできませんので、よろしく申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 税務課長もちょっと血も涙もない人だね、そう思っていたけれども、前から。これだけ税金投入を国や県から観光のために、観光協会が手続してもらってくるのではなくて、町がやってやっているのだから、ここに商工会長がいるけれども、商工業者から言わせれば、今の答弁ちょっと不誠実です。この町の最高の会議、ここでそれを質問しているのに、個別でこういうのは出せません、ではどこ行って聞けばいいのだい、そういうことは。税務課長いいですよ、しょうがないから。あと40分あるかと思ったら、あと何分もないというから、しょうがないけれども。

地域整備観光課長、もう一回ちょっとソフトトークでやりますけれども、今言うように税金を一生懸命使っているのだから、これはだめだよ、これはいいよとかという監督、指導をしなかったら、この3年間で私は飛び立てるものだと思っていたのです。事実22年のときでしたか、あのときには半年で飛び立つと、観光協会は。半年あれば自立すると言っていたのだから、それが今度は事業がふえました、何がふえました、足りないからまた来年からもこの税金投入して観光にやりますというのを私は、法人化したのだから、もう一本立ちさせてやったほうが自由にできるのではないですか、例えば今度観光協会会長をかえろという指示、町長は口を出しているかどうかわかりませんが、何か観光協会会長は、だれかにもうやめろ

と言われているので、やめるというような、そういうニュースが私のところへ聞こえてきているのです。法人化しているのだから、観光協会員だけで自由にやらせればいい話だねという人がいるのです。だから、今地域整備観光課長にも言うように、税金が投入されているのだから、その監督、指導、目的は指導、監督、教育をする3年間ですということが始まったのだから、では今の事務局長、給料20万ずつとって、その下に勉強する若い衆、その若い人が全然まだパタパタする羽もない、どんな教え方をしているのか、監督しているのですか、地域整備観光課長。これ最後になってしまうので、総まとめてできちんと今のもう一回、この通告文に沿ったまとめの話ししてください。来年からありませんという、もう一本立ちさせるのだということで私は答えが聞けるのだと思っていたので、今言う税務課からも、何でその費用対効果、あるいは税収動向が出せないのか、建前でそういう話ししているのだけれども、観光業者の中だって、私が会費納めているのに観光協会は何もしないという話を私はある同僚議員からも聞いています。そんな状態だから、一本立ちなんかもっと監督、指導、教育をしなかったら、自立なんて無理だと思うのです。来年からもこの税金を投入するのだとすれば、さっきも言うように納税、若い人が一生懸命汗水垂らして働いてきた大事な税金をそういうところに流す、説明責任が果たせるかどうか、地域整備観光課長、最後お願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、関口議員の質問にお答えします。

法人化されまして自由に活動ができるのではないかなというご質問もありました。この辺は、町が指導を強化して自主性が損なわれるというのも法人化した意味が余りありませんので、運営についてはなるべく観光協会がやりやすいように、自主的に運営をしていっていただければというふうに考えております。自主的財源につきましても、観光協会法人化されましたので、自主的に自主財源を確保するというようなことは必要であろうかと思っておりますので、その点については引き続き自主財源の確保に努めるよう指導してまいりたいと思っております。

あと、若い職員がなかなかひとり立ちできないというようなご質問もあったかと思っておりますけれども、観光協会の事務局の内容を総合的に見ますと、職員については企画力ですとか財政の確保ですとか営業力ですとか、そういうトータルの人材育成が必要ではないかというふうに考えます。先ほどから、早く一本立ちというようなこともありましたけれども、人材の育成でありますので、もう少し長い目で見ただけのようにご理解をいただきたいと思っております。

あと、一本立ちについての支援についてどうのこうのというふうなお話がありましたけれども、先ほどの1度目の答弁で答弁をさせていただきましたけれども、支援が必要な場合には支援を町としてしていく必要がありますし……失礼しました。支援が必要ならば、町としても支援をしていく必要があるかと思っております。そのためには、協会の経費の削減に努めてもらうようこちらでも改めて指導していきますし、先ほどもお話ししましたように自主財源の確保をしていただく必要がありますので、その辺も改めて指導していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 今関口議員のご発言の中で、観光協会の会長がやめたいとかなんとか、町長が絡んでいるのではないかなというふうなお話があったように聞こえましたが、私はそのことについては話は聞きました。かなり近い人から、観光協会長やめさせたほうがいいのではないかなというお話があったのですが、

私はそのとき申し上げたのは、私に人事権はありません。したがって、観光協会長をやめるとかやめさせないとか、引き続いてやれとかということについては、自主的な判断、組織の観光協会の理事会等がありますから、そのところでお決めいただくのが筋でしょうと。私は、そのことについて一言も申し上げたことはないし、観光協会長のやめるやめないについては内部事情の問題ですから、それを私はとやかく言いませんと、個人的な意見は持っていますという話は申し上げました。

それともう一つ、観光協会のいろんな補助金を、議員はもう3年の約束だからやめなさいということが底辺にあるのだと思います。ただ、観光協会が始まったときに宝登山という宝の山ということがあって、宝くじを売ろうではないかという提案は私はしました。このことについて今準備を始めておりまして、宝くじ協会との話し合いが行われているというふうに私は認識をしておりますが、そのことについてかなり宝くじは私は売れるだろうという思いを持っておりまして、この様子をぜひしばらく見させていただきたい。自主財源というのは、なかなか観光協会ですらいろんな仕事をやっても、そのために見返りのお金が入ってくるということはありません。例えばテレビ局がいっぱいオファーをとって長瀬町の宣伝をしていただきました。そのたびに観光協会にお金が入ったということはありません。そういう状況もございますから、もうしばらくこちらから応援をする体制がとれないと、なかなかこれから先大変なのではないかということのテーマの一つに、宝くじの販売をなるべく早くしたいということがありまして、そのことにつきましても、もう建物の中に宝くじを売る場所というのは現実には設計に入っておりまして、可能性としてはあるわけでございます。これにつきましては観光協会のほうで進めていただくとお思いますので、これを見守っていききたいというふうに考えているところであります。

〔議長、もう一回いいですか。だめなら次いくけど〕と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 次についてください。

〔だめなんだいね〕と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） はい。

5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 今の答弁を聞いていれば、もう一回ないのかなと議長も思うかと思ったから言ったわけです。

では、3、認定外道路の管理について、地域整備観光課長にお伺いをいたします。町が管理する認定外道路に雑草が繁茂していることから、通行の妨げや雑草の種が飛び散り衛生面などで隣接する住民が迷惑している場合がありますが、管理状況と解決策についてお考えを伺います。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

町が所有管理している道路は、議会の議決を経て町道として認定しており、町道の財産管理としての境界確認や機能管理としての維持、修繕、また主要な幹線道路等の草刈りなどについては実施しているところです。認定外道路につきましては、以前は国の管理する道路でありましたが、平成15年と16年に町へ移管をされたことにより、境界確認などの財産管理は行っておりますが、これらすべての草刈りなどの維持管理までは、行うとなると今の町の財政状況等を考えれば大変難しい面もあります。このため、行政改革大綱にありますように町民と行政の協働の推進を図っているところであり、この一環として地域住民の道普請として実施していただいている地区もあります。該当箇所についても大綱の趣旨にご賛同いただき、地域住民の協働事業として地区の道普請などで除草などを実施していただくよう、ぜひご検討をお願いい

たします。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 地域住民にご検討をお願いしますと言われても困るのです。今言うように、認定外道路は一応は町の財産になっている。今言うように草むしりとかは、地域住民にご検討をして、草を刈ったり管理をしてくれということなのでしょう。そちらも財政がないけれども、地域住民側としても財政もないのです。例えば私が持っている土地が草ぼうぼうにしていれば、その隣の人から苦情が来る、こんなのは当たり前です。今の農地が草が生えて、もう年寄りでその草刈りもできないと隣から苦情も来る、それと同じなのです。認定外道路であっても、私も事前にこれは課長と議論させてもらいましたけれども、そういう認定外道路だから、では自由に使ってもう道の状況になっていない、あるうちはきちんと道になっているけれども、その奥行ったらぼさぼさになってしまうから草刈りだってできないです。ある人が私のところへ言いに来たのです。あそこに赤道があるのだけれども、あの赤道、草刈り私がしてやるのだけれども、その草刈り、刃がもうあそこをやるだけでだめになると、1枚。何でなのですかと聞いたら、ある土地の持ち主が自分ちの畑にある石ぼんぼんほうり込むから、その雑草の下に石がごろごろしていたり、何が転がっているかわからないので、刃がだめになる。ある人は、観光客の人が岩畳におりていく道だから、あんな草ぼうぼうにしておいたのでは悪いから、草刈り私がずっとしてやっているのだけれども、燃料代ぐらい町で持ってくれないかねとか、だからそういう話を住民側から聞くけれども、役場側からは何にもないではないですか。課長にお話をすれば、そんな細かいところまでやると長瀬町は財政が困難だから、そんなところまで手がやれない、そういうふうにはっきり言われたから、ではこの議場でやりましょうということでここに私出した。今答弁の中に、答弁書をつくったのだろうけれども、地域住民側にご理解をいただきたいというお話を、今私のほうからもお願いをしたいという再質問を投げかけます。どうですか。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、関口議員のご質問にお答えします。

先ほど道路については、町の認定道路というふうなご説明もいたしましたけれども、町が管理している認定道路は160キロメートル前後かと思えます。160キロメートル前後の認定道路でも、全部の除草とか管理ができないような状況になっております。認定外道路を含めると、町では把握できていない状況にありますので、これの全部の除草をしていくということは、先ほども説明をさせていただきましたけれども、財政的に非常に不可能ではないかというふうに考えております。認定外道路は場所的に、具体的に例も申し上げますと自分の畑に行く畦畔、入り道とか、そういうところになっている道路が多いかと思えます。また、自宅の裏側に通っている道が認定外道路で、いわゆる赤道かと思えます。生活に密着している道路というふうな判断をしております、そういう部分についての除草は、できれば関係者とか地域の道普請とかでやっていただきたいということを申し上げているつもりでございます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） では、最後の質問になりますけれども、今言うように地域整備観光課長は財源問題を出してこういうお話を。先ほどの観光協会の話だと、まだじゃぶじゃぶ、一本立ちができないのだからやらせる。納税者の立場からいったら、例えばそういうところも直してほしい、管理をちゃんと町で、

町の財産だから、広くあるからできないではなくて、例えば私有地であればその人が全部管理しなくてはならないのです。町の所有になっているところ、周りにうちが建っている人がやってくれ、ちょっと私これおかしいと思うのです、町の財産なのだから。何か対策等も考えているのかと思うと、広過ぎるからない、財政がない、これでは納得してくれと言ったって、そういうふうに言ってくる人は本当にお年寄りです、一生懸命草刈ってくれるのはお年寄り。そういう人が言ってくるのだから、何とか、自分の息子の代になったら草は刈れないでという、そういう悲鳴だから話している。町長、これ聞いていて、もう観光課長の話、私と話するとずっとすれ違いで、やってくれ、やってくれの両方になるので、町長聞いていて何かいい考えでもあるかどうか、最後にまとめてください。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） いろんな意見があつていいと思います。ただ、やっぱり前向きに、住民に対する奉仕をするというのが町の大きな仕事の大前提というふうに考えております。

おかげさまで、学校の耐震と大規模改修につきましては、先ほどごあいさつの中で申し上げましたように今年度で終了の予定であります。子供さんたちの安心、安全を守るのが我々の最大の責務であります。そういうことから考えまして、これはできてよかったと、前倒しができてよかったというふうに考えておりました、その終わった後がいろんな面につきまして、例えば今の道路の問題についても、どこをどうにすべきかということについては、今議会が終わった後の後半、来年度に向けての大きなテーマであろうと、議会でご提案をいただくことにつきましては非常にありがたいと思いますし、それを逆手にとるというようなことであってはならないし、ご意見であれば、正しいと思えばそれを積極的にやるというのが私たちの大きな使命だというふうに考えています。

この議会という場所は、執行部と議会の議員の戦いの場所ではありません。お互いに協力し合うということが大きなテーマでなければいけないというふうに私は考えています。そういう意味から、ご指摘につきましても真剣に検討させていただくことを約束申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時30分

○議長（大澤タキ江君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（大澤タキ江君） 次に、4番、野口健二君の質問を許します。

4番、野口健二君。

○4番（野口健二君） 防災行政無線についてお伺いしたい思いますので、よろしくお願いします。

当町の防災行政無線は26カ所ありますが、開局以来22年たっておりますが、老朽化が進んでいると思われます。時々スピーカーから流れる音が二重になったり雑音が入ったりするということが起き、住民から聞きづらいとの声が多数寄せられておりますので、この状態で災害等があった場合に必要な情報を正確に

伝えられるかどうかというお話なのですけれども、現在の設備、メンテナンスや今後のデジタル化への対応について考えをお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 防災行政無線についてのご質問にお答えいたします。

ご指摘いただきましたように、防災行政無線につきましては平成元年4月から運用を開始し、22年経過しており老朽化が進んでおりますが、非常時の通信連絡手段の確保はもとより、平常時においても常に良好な状況を維持するため、毎年専門業者による設備保守点検を年2回実施しております。防災行政無線の設備で、役場庁舎内にある操作卓は平成21年度にアナログのみ使用可能の設備から、アナログ、デジタルの両方に対応する設備に入れかえを行いました。しかしながら、町内の各地域にあります屋外拡声子局につきましては、アナログの状態ですぐにデジタルに更新できていない状況でございます。ここ数年では、屋外の子局を使用している部品等の調達が困難になってきていることなどから、保守点検業者からもデジタル化に向けて屋外の子局の更新を勧められております。屋外の子局をデジタル化することにより、従来のアナログに比べスピーカーから流れる音が聞き取りやすくなり、雑音が入らなくなりますので、デジタル化に向け検討しているところでございます。現在のところ、更新するためには多額の費用がかかり単年度での施工は困難な状況であると考えておりますが、災害時の情報伝達は町民の生命、財産を守るために非常に重要なものでございますので、計画的に防災行政無線の屋外子局のデジタル化を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 4番、野口健二君。

○4番（野口健二君） ただいまお聞きしましたけれども、現在の防災無線の状態やデジタル化の考えをお聞きしましたが、町民に対してスピーカー等で救急情報等を速やかに、かつ確実に伝達することができるものであり、町民の皆さんの命を守る有効な手だてでありますので、町の最重要課題として取り組んでいただきたいと思ひます。

安全、安心なまちづくりの一環として、あらかじめ登録していただいた携帯電話、パソコン、防災行政無線の放送内容の電子メールを発信するサービスを提供する市町村があると聞いておりますが、聴覚障害のある方などへの有効な手だてと思われるので、どのように取り組んでいるかお聞きいたします。よろしくお願ひします。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 野口議員の再質問にお答えいたします。

聞きづらい場合とか、聞き漏らしたときとかは、現在でも例えば行政防災無線の内容が何言っているかわからないというようなときがございます。そういう電話をいただいているときもでございます。そのときに、既に広報等でお知らせもしてございますが、今から言います電話番号にかけていただきますと、その内容がわかる形になってございますので、お願ひいたしたいと思ひます。08008006680、こちらに電話いたしますと、先ほどの放送が聞きづらかったのだけれども、その内容ということでこちらにかけていただきますと、それがわかる形になってございます。

それから、重要というのですか、緊急のようなもの、お知らせをすぐなくてはいけないようなものについては、随時ホームページ等のところにも載せてもでございます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 4番、野口健二君。

○4番（野口健二君） どうもありがとうございました。では、そういうことを続けて、早目をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

簡単ではございますが、よろしく申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） 次に、1番、岩田務君の質問を許します。

1番、岩田務君。

○1番（岩田 務君） 魅力ある観光地づくりについて、地域整備観光課長に伺います。

旅行ガイド誌「ミシュラン・グリーンガイド・ジャポン」で埼玉の観光地として長瀬が掲載されたこともあり、ことしの夏は多くの観光客が長瀬町に訪れたようです。こうしたことから、町では観光施策の充実を図る必要があると考えますが、町長施政方針の魅力ある観光地づくりの中にあるハイキングコースの整備や新たな観光資源の開発、観光宣伝イベントを通じて町の魅力をPRし、観光客のさらなる誘客を図ることについては具体的にどのように進んでいるのか、伺います。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、岩田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、ハイキングコースの整備につきましては、昨年度より県の緊急雇用創出事業を活用いたしまして、長瀬アルプスを初め権田山、植平等の既設のハイキングコース内の危険箇所の修復や除草作業などを観光協会に業務委託し、実施しておりますが、今年度も引き続き既設のハイキングコースの整備を初め、5月にミシュランで紹介されました観光スポットを結ぶ新たなハイキングコースの整備や外国語表記のわかりやすい誘導板の設置を行う予定でございます。

次に、新たな観光資源の開発につきましては、昨年度より県の緊急雇用創出事業を活用いたしまして、野土山へのヤマユリの植栽を実施しておりますが、今年度は引き続き野土山へのヤマユリの植栽と通り抜けの桜園への八重桜の植樹を実施する予定になっております。新たな観光資源の開発と既設の観光資源のさらなる魅力アップを図る取り組みを行います。

また、観光宣伝につきましては県や協会、各鉄道会社などのご協力をいただきながら、いろいろなイベントを実施しております。まず、ミシュラン関係では町と観光協会が協力してのぼり旗、卓上旗、パンフレットやモビリティを作成し、西武池袋駅構内においてキャンペーンを実施いたしました。また、観光協会独自の企画としてミシュランに掲載された町の観光スポットを回る「のってるツアー」などの新しい企画商品の開発を行うなど、観光客の増加を図る取り組みも行ってまいります。

なお、9月1日から11月31日まで、新たに西武鉄道とJAL、日本航空になりますけれども、共同企画で“彩の国”秩父・長瀬パスポートプレゼントキャンペーンを実施しております。これは、西武鉄道とJALが持つネットワークを相互に活用し、県の協力を得てJALの国内線利用者を秩父長瀬地域へ誘客するもので、長瀬町観光協会と秩父観光協会が協力しておるものでございます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 1番、岩田務君。

○1番（岩田 務君） 丁寧な答弁ありがとうございました。

それでは、少しずつお話をさせていただきますが、現在のハイキングコースとはどのようなものがあるのでしょうか。インターネットで例えば検索しても、単発的なハイキングのイベント以外には訪れた人の感想や、先ほどの課長の話にも出ました鉄道関係のサイトなどには出てきますが、観光協会のホームページを見ましても商工会や長瀬町のホームページを見ましても、ハイキングという言葉は見当たりません。観光協会に行けば4つのコースが載っているガイドをもらえますが、皆さんハイキングに行くときなどは、そこにコースがあるかなど先に調べてから向かいませんか。整備をすることも大事ですが、整備したハイキングコースに多くの人に足を運んでもらい、楽しんでもらうことも目的だと思います。コースがあっても、周知していかなければ利用者がふえることもなく、せっかく整備しても持ち腐れてしまうと思いますが、いかがでしょうか。

お聞きしたいのは、看板以外にどのようにハイキングコースなどのPRをしているのかという点です。お願いします。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、岩田議員の質問にお答えいたします。

ハイキングコースを整備していますけれども、PRが不足しているのではないかとようなことが質問の要旨になろうかと思えます。地域整備観光課でも、観光協会等のインターネットに掲載されている内容を思い起こしますと、確かにハイキングコースを改めてご紹介している内容はなかったように考えます。先ほども説明しましたように緊急雇用の事業を活用しましてコースの整備等、マップの整備は行いましたので、それに付随するというか、同じような内容のものを観光協会とも相談しまして、ご指摘あったようにインターネット等で事前にPRできるようなものにしていきたいというふうに考えます。観光協会と相談させていただくということがありますので、ちょっとお時間をいただければと思います。よろしくお願いたします。

○議長（大澤タキ江君） 1番、岩田務君。

○1番（岩田 務君） ぜひ今後は、せっかく整備しているハイキングコースをもっとPRし、活用していただければと思います。

続いて、観光資源の開発につきましては、先週認定されました秩父ジオパークはその一つになるのかと思えます。しかし、風光明媚な名所も岩畳の自然公園付近は雑草で覆われ、遊歩道もしばらくの間土砂崩れのままになっていたり、岩畳の川側はバリケードとロープを張ったままです。ここ数カ月間に掃除をした看板もあるようですが、まだまだ手入れをしていない看板も目につき、ベンチは座りたくないほど傷んでおります。長瀬駅から宝登山へと続く看板も大分汚れが目立ちます。今後このような場所をどうしていくかなどの考えはあるのか、お聞かせ願えればと思います。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、岩田議員の質問にお答えいたします。

岩畳周辺の川側のバリケードとか雑草が繁茂して見苦しいというようなご質問の要旨になろうかと思えます。先にバリケードについて説明させていただきますけれども、このバリケードについては河川を管理しております埼玉県の秩父県土整備事務所が設置しております。秩父県土整備事務所では、年1回河川清掃を岩畳周辺行ってまして、ことしも夏前に1度実施されております。その際にバリケードの古くなったものですか、さびついたものとか古くなったもの、それとかロープで危険を喚起できなくなったようなものについては取りかえを実施しております。この辺確認をさせていただいており

ますけれども、見苦しいようなものは言っていただければ交換できるというように承っておりますので、見ていただいてそのようなものがありましたら、地域整備観光課まで言っていただければ、町を通して県に伝えたいというふうに考えております。ただ、バリケードが置いてあるということは、美観的にも非常に見苦しいところもあると思うのですけれども、危険を喚起するというようなことも考えますと、どういものがいいかというのは非常に難しいところがありまして、この辺はどのようになるかちょっとわからないところもあるのですけれども、県土整備とも相談をさせていただければというふうに考えます。

雑草の繁茂については、先ほどハイキングコースの整備でミシュランの関係のコース、上長瀬から始まりまして岩畳を通りまして宝登山に抜けて、最後は法善寺までのコースがミシュランにご紹介されていると思いますけれども、ミシュランに沿ったコースの整備というふうなことも予定しておりますので、その際にどの辺までできるか、ちょっと現地見たりしないとわからないところもあるのですけれども、上長瀬から小滝の瀬のところを通りまして岩畳に入るところ、草が多分多かったというふうに考えておりますので、歩きやすいようにすることは可能と思いますので、これについても事業を委託しています観光協会とも調整しまして、歩きやすいところの整備を進めさせていただければというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 次に、2番、村田徹也君の質問を許します。

2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 町長にお伺いしたいと思います。

遊休農地対策について、当町の第1種農家は1%にも満たず、農業従事者の高齢化や後継者不足から遊休農地が増加傾向にあります。遊休農地の増加は、農業の目的である食の供給ばかりでなく、田畑のもたらしやすい効果、水源の涵養など、環境保全についても多くのマイナス面が露呈されています。

そこで、町長さんの町の遊休農地対策についてお伺いしたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 村田議員のご質問にお答えをいたします。

議員のご指摘のように、農業従事者の高齢化や後継者不足などから遊休農地が増加しているということは承知をしております。その対策の一環として、昨年10月から12月にかけて農業委員会による遊休農地の調査を実施していただいたところでありまして、この調査は、平成20年度より毎年実施されているものでありますが、初年度の調査では町全体で22ヘクタールの遊休農地が確認されておりましたけれども、農業委員会の指導等もありまして、約9ヘクタールの遊休農地が営農再開及び除草等が行われ、解消されてきております。しかし、農産物価格の低迷や輸入農産物の増加が続く中、農業経営が悪化し、農業収益の低下、また農業経営者の高齢化による農業意欲の低下等、農業を取り巻く環境が大きく変化をしてきていることも、新たな遊休農地を生む大きな要因になっているというふうに考えております。これらの問題点に改善策を講じ、農業者が安心して農業に取り組める経済的基盤の確立と、農業後継者が将来に展望の持てる確固たる農業施策を展開することが遊休農地を解消するものと考えております。

今後、遊休農地の解消にはさまざまな問題、時間と費用がかかります上に、個人の所有地でもあることから、相当難しい状況にあるというふうに認識をしております。したがって、関係機関、団体と連携

を図りながら遊休農地の解消に取り組んでいきたいというふうに考えております。具体的な事例としては、9月の給食だよりでご紹介申し上げましたとおり、給食で使用される食材についてJAちぶと協力し、今までよりも多くの長瀬産の野菜を使用するなど農産品の消費を拡大し、遊休農地解消の一つの方策としていきたいというふうに考えております。

また、いろんな問題がありまして、対外的にはTPPの問題等々も表に出てきておるようございまして、これは農業者にとっては決定的な打撃になるだろうというふうに考えております。こういうことも水際で阻止できるような状況になればいけない。今までの日本の状況を見ますと、農産物の輸入は外国から安いものを買って、そして鉱工業品を輸出してやれば簡単に食物は手に入るという考え方を持っていました。そのために、自給率が非常に世界でも低いほうになっているというふうに聞き及んでおまして、これは国の政策としても危機的な状況にあると私は考えております。しかし、これを解決するには一地方ではなくて、国全体としてやはり基本的な農業政策をもう一度考え直していただかないと、これは先ほど今まで申し上げたような状況下にあつての農業の再生というのは難しいのではないかとこのように考えております。

○議長（大澤タキ江君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 今町長のほうから回答をいただきましたけれども、やはり具体的な施策というのがなかなか手を打てないというふうな回答でいいのかなと感じますが、具体的なものとしてはJAで野菜を、長瀬産を使うというふうなお話はありましたが、国の施策にも触れていただきましたけれども、戦後日本が国の施策、農業政策で土地改良、土地区画の整備、そのようなことをやってきましたけれども、これは農業生産額が上がるというふうなところに至っていなかったと思います。さらに、長瀬町では田んぼというのが非常に少なく、馬頭田んぼや袋田んぼ、井戸にも少々田んぼありましたが、今はほとんど田んぼというのは見受けられないと、特に国道140号沿いの馬頭田んぼと言われたところは、もう田んぼであつて田んぼでないというふうなことになっております。

特に町長もお話しいただきましたけれども、田畑の刈り払いもできない高齢者、この方々も多いと、また農地の雑種地並み課税も恐ろしい、このような声も聞こえております。私的なことで申しわけありませんが、町長のお宅でも多分作物を栽培していない田畑があまりかと思えます。また、ここにおられる方々でも、トラクターで田畑を耕すだけの農地というのも多く見られます。長瀬町では、本年度観光に6,600万円税を投入しております。農業だけに限ってみると2,500万円、どちらが多い少ない、なかなか一長一短に考えられませんが、この農業を軽視していると言わざるを得ない予算のような気が私はします。そこで、2つ町長にもう一度お伺いしたいと思います。

1つ目として、学校耐震化事業の終了する来年度、今年度終わるわけですから、遊休休耕地削減対策として予算を倍増し、雑草に覆われた農地を減らす政策を展開していただけるかどうか、お伺いしたいと思います。

2点目として、遊休農地削減には外部機関や農業委員会の活用も必要でしょう。また、農業後継者不足は深刻ですので、定年者への農地の肥培管理の推進、学校菜園の充実による農業へ目を向けた教育の推進など、具体的な遊休休耕地解消のための知恵を絞っていただく努力をしていただくというふうなことを町長に望むのですが、ご回答をお願いします。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） ご質問は2点あつたというふうに思いますが、耐震化後の農業政策についての予算

をふやしなさいというご指摘だと思います。

このことにつきましては私もずっと考えておまして、実は私も農家のこせがれでございまして、確かに今ご指摘のように農地は持っております。ただ、農業をやっているいとまがないということがあって、やっぱり草だけにはしたくないという思いがあって、毎年3回ぐらい機械を持っている人に頼んで耕作をしていただいています。ただ、いろんな人に話すのですけれども、大型化という農業のこれからの将来を見越したときに、例えばいかにも、特に長瀬町もそうなのですけれども、農地の分散化が非常に多くて、うちなんかでも一番広いところで450坪、1反5畝というぐらい、小さいところは100坪とか1反歩以下というのが圧倒的に多いわけです。そういうのはやっぱり効率的な農業ができないということで、大型化を進めていかないと、地域の生き残りというのはできないのではないかと、実はこのご質問があってから私も方々回ってみました。やっぱり畑を耕しているのかなと思うと、みんな草刈りなのです。やっている人を見ると、みんな私たちと同年配、多少若いぐらいの人たちで、きょうは仕事がないから草刈りをしますというようなお話を伺いました。樋口のほうにもそうですし、それで滝の上の田んぼのことにつきましてもちょっと気になったので、聞きましたけれども、これも個人の所有の問題については税務上の問題も含めて、農地の土地の所有の問題も守秘義務があるから町では答えられないと、そういうことで大体見当はつききましたけれども、それをどういうふうにするかということについては動くいとまがありませんでした。ただ、やっぱり見づらいというご指摘はそのとおりであると思っております、先ほど学校の耐震化以後の問題につきましては10月、今月議会が終わりましたら来年度に向けての予算をそろそろ考えていかなければいけない時期であります。そういうことから考えると、先ほどの赤道の問題等も含めまして、できることについては予算をふやして対策を考えていかなければいけないというふうに改めて考えるわけでありまして、ご指摘は重く受けとめさせていただきたいと思っております。

それから、2番目の問題につきましては今申し上げましたように、農地を耕すということを大きく考えると大型化、土地をやはり分散化から大型化にしていかないといけない、それには個人の所有を移すことも必要な大きなテーマになってくるだろうと。農地を持っていても、自分の資産としてかえって負担になると、マイナス資産というような状況になっている農家は圧倒的に多いわけです。そういうことから考えて、この土地についてはいかなものか、どういうふうにしたら効率的な農業政策が行えるのか、これは国の大きなテーマになると思っておりますが、こういうことについてもご提案を申し上げたり、地域にとっての農業委員会にもお話を申し上げて、いろいろお考えを出していただいで前進できるものについては、ご指摘もいただきましたので、しっかり方向性を決めていく、その元年にしたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

○議長（大澤タキ江君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 今町長のほうから、土地を集約した大型化というお話がありましたが、特に日本の中では富山県の砺波平野でサカタニ農園さんが226ヘクタールというところを借り受けて企業的農業を営んでいるという事例がありますが、長瀬町にそれは当てはまらない、非常に厳しい問題かと思っております、それができたらそういう企業的農業も可能かとは思いますが、ちょっと今の段階では無理かなと私は感じております。

さて、地域整備観光課長に伺います。日本では、農業就業者が5%に満たない状況であります。その就業者の60%は60歳以上の高齢者です。収益面では、農業生産額はGDPの1%を占めるだけになっていることは周知のところでは、日本では、農業はもうからないということと、片手間農業である副業農家の増

加、若年者の農業離れ、農地の荒廃が拡大しています。私が調べたところ、長瀬町を数字的に見ると町全体の農地922ヘクタール、遊休農地、先ほど町長さんは22ヘクタールと申しましたが、私の調べたところ37.6ヘクタールとなっております。遊休農地の占める割合は、長瀬町では私の試算だと4.1%です。しかし、これは数値的に見るよりもっともっと遊休農地が多いような気がします。

さて、農地とは辞典で調べてみますと、本来農作物を肥培管理、耕うん、施肥、播種、除草などをして収穫物を得ることが目的である土地のことです。これを考えると、本来的な農地からはかけ離れた農地が増大しています。そこで、これらを解消するために長瀬町の特産物を栽培するなど、これまでの農業政策を一步前進させる政策はできないのでしょうか。以前長瀬でも話題になった長瀬の「瀬」をもじったトロイモの栽培など、これはできるかわかりませんが、名案だと思います。また、町の各所にそばのまち長瀬という看板を見受けます。しかし、それらしい畑はほとんど見受けられません。ソバは、比較的簡単に手間暇かけずに栽培できると伺っております。しかし、気候的な問題でもっと涼しくなければソバは栽培できないというふうなことも聞いております。特にこれらの長瀬の特産物として栽培できる農産品、町とJAで連携し、特産品として売り出していく、このようなことが可能かどうか、考えておられるかどうか、地域整備観光課長にお伺いしたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

特産品の栽培奨励や具体的な品目のご紹介をいただいたところですので、今後ぜひ参考例として検討させていただきたいというふうに考えております。特産品の奨励については、町内の生産者の方の高齢化ですとか長瀬町の地域性、それと気候状況、特産品の特異性、あとは価格ですとか市場性、そのようなものを幾つか要件として検討していく必要があるのではないかとこのように考えております。これから、町商工会ですとかJAちぶさんの関係機関とも相談しながら、特産品の奨励について進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 続きまして、伝統芸能、民俗文化の伝承について、教育長に伺いたいと思います。

長瀬町では、宝登山神楽、岩田神楽、唐沢獅子舞、風布の回り念仏など、古くからその地域に根差した伝統芸能や民俗文化があります。こうした町として誇れる伝統芸能や民俗文化をどのように保護し、伝承していくのかをお伺いしたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 教育長。

○教育長（新井祐一君） 村田議員のご質問にお答え申し上げます。

長瀬町には、多くの伝統芸能や昔からの行事が行われております。これらは、重要な文化遺産であり、これを後世に伝えることは私たちの使命であるというふうに考えております。町では、これらの保護、伝承のための施策を実施しております。

1つは、行事の現状把握、調査が主になりますが、祭り等におきましては可能な限り職員を派遣して、神楽等の伝統芸能や念仏など、写真におさめたり録音したり、そういったようなことをしております。また、庁内において重要性が認識が認識された場合には、文化財保護審議委員会に諮りまして、町の文化財に指定をしております。現在町の指定の無形民俗文化財は7件ございます。先ほど村田議員のほうからも話がありましたけれども、宝登山神楽、それから神楽で申しますと岩田神楽、それから唐沢の獅子舞、風

布の回り念仏、坂上家の正月行事、荒神堂のお精進、梁瀬のお精進、この7件が現在町の無形民俗文化財として指定されております。

2つ目は、伝統芸能を伝える団体への支援です。現在2団体に補助金を交付しております。宝登山神楽と岩田神楽の神楽団のほうへ、非常にいろんなものが、たくさん持つ物ですとかあるわけですが、そういったものの維持管理ということで、両神楽団に対して年間5万円の補助金を交付しております。それから、唐沢の獅子舞につきましては後継者不足ということで、現在ほとんど活動ができていないというか、活動を休んでいるような状態でございますけれども、また復活していただければというふうには考えております。こういった獅子舞ですとか、いろんな行事等、伝統的なものにつきましては、これを担う人たちが非常に熱心に活動していただいております中でどうか伝えられているというのが現状ではないかなというふうに思っております。町のほうでも、長瀬ぶらり散歩ですとか、あるいは神楽を紹介した冊子ですとか今つくっているわけでございますけれども、こういったものを伝承している方々が誇りを持って活動していただけるような、そんな環境をつくっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 続けて、教育委員会にお伺いします。

文部科学省では、現代社会を知識基盤社会と位置づけ、総合学習では思考力、判断力、表現力をはぐくむことを目標とし、体験的な学習に配慮しつつ、探求的な学習になるよう云々とうたっております。現在神楽等の後継者は、高齢化が深刻です。60代、70代が現役で、継承人数も減少しております。早い段階で子供たちに受け継いでもらわないと、継承は不可能になるのではないのでしょうか。地域で子供たちを集い継承していく、これが今までの継承でした。しかし、現在のような少子化、学力偏重社会では不可能に近いと思われまます。教育委員会が伝統文化の継承にさらに力を注ぎ、社会教育の充実も図らなければならないのではないのでしょうか。

そこで、長瀬町では、この長瀬町で継承されてきた伝統芸能の神楽や獅子舞などを小学校の総合学習の時間に導入して、継承していくなどの考えはお持ちではないのでしょうか、学校指導員制度を活用できるのではないのでしょうか。子供たちの生きる力をはぐくむためにも、伝統文化の継承を学校現場に、特に小学校に導入することができないのかをお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） 教育長。

○教育長（新井祐一君） 伝統芸能の継承のために小学校へ導入できないかというお話、ご提案でございます。過去においては、小学校で取り組んだということがあったということもちょっと伺っております。残念ながらそれが途絶えてしまっているわけでございますが、唐沢の獅子舞について第二小学校でやったことがあったというような話を聞いたことがございますが、ちょっと定かではないわけですが、小学校のほうもいろんな条件がそろわないとできないという部分もあるようなのですけれども、実はご存じのように、今年度から小学校のほうの教育課程が新しく変わりました。中学のほうは来年度から変わるわけですが、その中で先ほどもお話がありましたけれども、総合的な学習の時間というのが、時間数がかなり大幅に減らされてまいります。今までの10年は、総合的な学習の時間がかかなり余裕を持ってとれていた部分がございます。小学校6年生で申しますと、今までは年間110時間の総合的な学習の時間というものがあったわけですが、現在はおなじみになりました英語活動、外国語活動の時間がその中から引かれまして、新しい課程では70時間。それから中学校の場合も、中学校はもっと少なくなってしまう

して、選択教科というのと総合的な学習の時間と合わせて210時間ぐらいあったわけですが、それが70時間というふうに大幅に減になってしまいました。小学校の場合は、さらに今までの1週間の時間、授業の時間数が少しずつふえております。ですから、子供たちが帰る時間が多分遅くなったのではないかなというふうに思うのですけれども、そういう関係もございまして、総合的な学習の時間そのものが非常にここ10年間から比べると減少傾向ということになりまして、その中にどういうふうに組み込むかという、そういう難しさが出てまいりました。70時間あれば、そのうちの何時間かはというようなこともあるわけですが、日程等いろんな行事との組み合わせ、いろんな面で複雑な中で組み込むということの必要性が出てくるということになっております。いろんな厳しい状況の中ではありますけれども、子供たちにこういった芸能について触れる機会、これを自分たちが演ずるというまでにはなかなか大変なのですけれども、触れる機会をつくるということは、子供たちがそういった芸能を受け継ぐというところまでいかにしても、興味、関心を持っていくということにはつながっていくのかなというふうにも考えております。

学校のほうの関係とちょっと離れますけれども、宝登山の神楽のほうでは毎週日曜日に練習をしております、その中には若い方も含まれているということも伺っております。ぜひそういう中に、それでも結局は親御さんが連れてきて子供を参加させて、また連れて帰るということになっておりますので、実際には親御さんが熱心でないとなかなかそういったものに触れる機会も少ないということになってしまうのかなというふうにも思っております。

それから、触れる機会としましては、いろいろお祭りのときには上演をしてもらっているわけですが、来月に新井家で十三夜のお月見の会を予定しておりますが、その中では宝登山の神楽の方の方に神楽の上演をしていただく予定になっております。ぜひ機会がありましたら、そういった場面でも子供たちも含めて神楽にも親しんでいただけるといいかなというふうに考えております。なかなか難しい状況の中ではありますが、校長等とも相談をしながら、できる範囲で何らかの検討をしていければというふうに考えております。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 町長に再度お聞きしたいと思います。

町長、岩田に在住していらっしゃいますので、岩田神楽はよくごらんになるかなと思います。また、ほかの祭り等でそのようなものは目にすると思うのですが、ある意味こういう神楽とか、そういうふうなものは宗教と結びついていると、祭りと結びつき、宗教と結びついているということだと思っておりますが、本来の祭りというのは農耕、狩猟にまつわった伝統的なものだと思いますが、秩父の中において、秩父市では秩父夜祭りがあると、吉田の龍勢、白久の串人形、横瀬の人形浄瑠璃、皆野町は秩父音頭、長瀬町はと考えたときに、これといって他に誇れるといたしますか、そのようなものがないかなと、これがないからどうかということはありませんが、このような宝登山神楽であるとか、確かに宝登山神社のお祭りで上演したりしますが、例えば町としてそのようなものを一堂に会してやっていくとか、とにかく保護していこうというお考えがあるのか、文化的な長瀬町を創生していくために、もう一度町長さんのお考えをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 今前段で、教育長のほうからいろんなことについてお考えを申し上げたと思います。私たちも、その伝統文化を守るということについては大切なことだというふうに考えています。

先ほどから何回も申し上げていますように、学校教育にもそれが取り入れられるかどうかというのは今お話のとおりでございますが、やっぱり子供がいて、その子供が継承できるような環境整備というのは非常に難しいのではないかなと考えております。しかし、子供の安心、安全を守ることから、そういうものは波及効果が広がっていけば、ただ時間的な余裕というのがないというお話もありましたが、これをやっぱりやるのには、ある程度興味のある人でないとなかなか手が出せないという部分があるのではないかと、岩田の場合はかなり若い人たちが後継者として入っていただいています。ほかのところから比べればかなり若いという、そういう話、お年寄りも多いですけども、そういう意味では後継者の準備はできているのではないかと、60ぐらいが中堅というような状況ですから、そういうことを考えると非常に難しい状況をクリアするというのには、一朝一夕に簡単にはいかないだろうというふうに考えています。

学校の中で、例えば教育の取り組み方、そういうものも含めて、これは検討すべき課題だというふうに考えておりますが、しかし伝統文化をなくすということがいいことではないという思いを私も強く持っているわけでありまして、そういうことから考えますと、よその町に比較してそういう伝統文化、継承すべき文化がないというご指摘も非常にそうなのかな、そういうことが確かに言われてもという思いがありますので、この辺も私たちとしては改めて原点に戻って検証していきたいというふうに考えています。しかし、だから簡単にできるというものではないな、そういうことを今お話をお聞きしながら考えました。ですから、これはスタートするということが大切なことで、まずスタートをして皆さんのご意見を承り、それからできるものはどういうことなのかという検証を始めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大澤タキ江君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 続きまして、町道整備について地域整備観光課長にお伺いします。

町民の生活道路である町道は、多くが舗装され整備されていますが、いまだ未舗装の道路や車の交通量の多い道路が通学路になっていることから、危険箇所も多くあります。そこで、当町の町道整備計画と危険箇所の改善について考えをお伺いしたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

町道整備計画と危険箇所の改善につきましては、現在の整備の手順といたしましては各行政区からの陳情書や要望書、またパトロール等により改良箇所や危険箇所の改善について取りまとめ、道路整備を行っております。しかし、すべての箇所の整備を集中的に行うことは困難な状況にあります。このため、現地の状況を確認するとともに、周辺の危険度や道路の緊急度、必要性などを考慮し、予算の範囲内で優先順位をつけ、地権者の同意を得られるところから町道の整備と危険箇所の事業を行っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） それでは、地域整備観光課長に具体的な町道についてお伺いしたいと思います。

1点目、未舗装町道につきお聞きしたいと思います。当町内には、未舗装町道がどの程度あるのかお聞かせください。そして、その未舗装町道の舗装化計画を示していただければと思います。

さらに1点、具体的な箇所につきお聞きします。今休館中ですが、県立長瀬自然の博物館に隣接する町道長瀬81号線についてです。この町道は、自然の博物館に隣接しておりますが、かつては住宅地ではありませんでした。しかし、現在では住宅密集とまでいきませんが、密集地になっており、車の出入りも多くなっております。この町道が、未舗装部分から砂利が流れ出して大変見た目にも見にくく、危険でもあります。聞くとところによりますと、町で毎年砂利をまいているとのことでもあります。これを毎年繰り返すより、住民の安心、安全を優先した整備事業を行い、舗装化できたらいかがなものかと思えます。南桜通りからも非常に近く、観光客の往来も少なくありません。この81号線の舗装についてお伺いしたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

まず最初に、町道の舗装化率とその計画についてというご質問でございましたけれども、先ほど前の質問で認定道路の延長が160キロ前後というふうなことでお話をさせていただいたかと思えますけれども、そのうち道路の改良率ですか、そこまではちょっと手元に資料がございませんので、もし差し支えなければ、後で改良率についてご提示させていただきたいと思えます。

舗装化の計画については、先ほど質問もありましたように今のところ地元からの要望をお伺いしまして、こちらで緊急度、必要度に応じまして舗装をさせていただいておりますので、まずは要望していただいて、舗装の要望をお願いしたいと思います。

続きまして、長瀬81号線の事業についてのご質問になろうかと思えます。長瀬81号線の舗装工事、または道路の改良工事を行う予定はございません。毎年砂利とか、そういう材料を支給されて敷きならしをされているというようなお話をお伺いしておりますけれども、それと同じ事業で、コンクリートと碎石を配付する事業がございます。すぐに周辺の環境整備を進める必要があるというようなご要望がありましたら、今お話ししました原材料支給の要綱に沿いました事業をご活用させていただければというふうに考えます。また、コンクリートの支給を行う場合には官民境界が確定しているというような条件となり、支給には地区の区長さんからの申請が必要となりますので、この辺についてもご承知おきいただければと思います。あとは、路線によっては異なる案件もありますので、状況によっては個々にご相談させていただいて、整備していくように進めたいと思えますので、よろしくお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） それでは、町道整備についてあと1点ばかり、地域整備観光課長にお伺いしたいと思います。

第一小学校通学路であり交通量の増加した長瀬消防署本署前町道81号線、消防署から線路のほうに入っていく道です。この暗渠化についてと、総持寺前町道幹線23号線の拡幅についてお伺いします。

まず、町道81号線ですが、第一小学校通学路になっている上、工場への通勤車、荷物運搬車も往来します。当然地元住民の生活道路をも兼ねています。この道路は、側溝が暗渠化されておらず、道路幅も狭いので、危険が伴います。深さ1.5メートルの側溝はガードレールにすき間があり、通学路として危険な地点もあります。早急に対策を講じていただきたいと思います。この町道81号線、暗渠化して莫大な経費をかけなくても、国道側入り口と出口側、双方を10メートル程度ふさぐことにより、すれ違う車の待避所となれば危険が回避されるのではないかと思います。山側は、本年度暗渠化が終了するようなので、この町

道拡幅工事の計画をぜひお願いしたいと思います。

次に、町道幹線23号線ですが、朝夕の通勤時に県道長瀬前橋線への抜け道として、速度超過で抜ける車が多く大変危険です。総持寺入り口付近では、1カ所道幅が狭く車の交差もできない状態です。雨天時には、畑側によけて脱輪する車も時々あります。総持寺住職さんも、3度ばかり車を牽引して引き上げてやったのお話を聞いております。この町道を危険回避の上からも拡幅すべきと考えますが、いかがでしょうか。さらに、この町道には走行速度制限の表示がありません。通行する運転手のモラルによるわけですが、速度制限を表示していけるかどうか、この点についてもお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

長瀬分署からの町道は、議員ご指摘のとおり道路の狭隘部分やガードレールのすき間があるということは承知しております。また、幹線23号線については、たしか中野上地内の公民館入り口から第一小学校の裏を通りまして、長瀬地内の白神神社の入り口付近までを通過している重要な幹線というふうに考えておりまして、一部分については狭隘な部分があるということは承知しております。先ほども説明をさせていただきましたけれども、道路の危険度ですとか緊急度、必要性、また幹線であるかの有無などを検討させていただいて、また地権者の方のご理解も必要になるかと思っておりますので、この辺を検討しまして、順次整備させていただければというふうに考えます。

また、最後のほうの質問で、速度制限表示のご提案がありましたけれども、速度制限につきましては埼玉県の公安委員会が行うこととなっておりますので、表示に際しての個々の調整になるかと思っておりますけれども、その辺についてはまた個別にご相談いただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 次に、7番、齊藤實君の質問を許します。

7番、齊藤實君。

○7番（齊藤 實君） 私これ質問するのに、先日ある会議に出ましたら、皆さんから人口が減ってどうしようもないではないかと、何を町はやっているのだと、将来どうするのだというような観点から質問をさせていただきます。

まず1番目、人口減少対策について町長に伺います。平成22年度の国勢調査では、長瀬町の人口は7,910人でしたが、平成17年の国勢調査と比べると442人も人口が減少しております。人口の減少は、すべての経済活動とも連動し、税収入の減少や社会保障における負担の増大、地域のコミュニティや活力の低下などの問題があります。こうした問題に対処するため、人口減少対策が必要ですが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） ご質問にお答えいたします。

人口減少問題につきましては、経済成長の鈍化、税や社会保障における負担の増大、地域社会の形成や活力の低下につながる非常に重要な問題であると認識をしております。町では、第4次長瀬町総合振興計

画の基本理念の一つに、若い世代が定住するまちづくりを掲げまして、これまで5年間定住人口の減少に歯どめをかけるため住環境の整備や雇用の確保、子育てしやすい環境の整備など、さまざまな施策を実施してまいりました。こうした少子化や人口減少の問題につきましては、今を生きる町民の皆様にも危機感や問題意識を共有していただくことが重要でありまして、民間活力導入により積極的に参加してもらいながら、町としては特に子を持つ親の視点を大切に、幅広い分野にわたる施策を実施することが必要であるというふうに考えております。本年度関係者や町民の皆様から広くご意見をいただきながら、総合振興計画の後期基本計画を策定いたしますので、これに基づいて少子化対策や若者の定住促進につながる施策を実施し、多くの人々が住み続け、さまざまな世代がはつらつと活動できる環境整備をしてまいりたいと思います。

なお、先ほどから何回も申し上げておりますように、学校の耐震大規模改修、大きなテーマでございまして、大金がかかりました。このために、皆さんに大変ご迷惑をおかけしたことについてはおわび申し上げますが、しかし子供を守る私たちの基本的な理念は、それを優先したわけでありまして。そういうことから考えまして、ご理解をいただきたいと思いますが、ようやく学校の施設整備ができれば、次はいかにして若い人たちを長瀬町に入ってもらえるかというのが大きなテーマになるというのは、もう前々から考えていましたし、来年度の最優先課題というふうに考えます。いろんな問題を考えておりますが、例えば本田技研が2013年に本格操業をするということで、実はこの間寄居の商工会長だとか幹部の人とお会いする機会がありました。齊藤議員も一緒だったと思いますが、そのときにいろんな話を聞きますと、本田の本格操業は円高の関係がありまして、また2年ぐらいおくれそうだという話なのです。そういうことから考えると、ちょうど長瀬町としてはチャンスでありますし、そういう5年前から若者定住促進の条例をつくったときに、いろんなところにつきまして、そういう企業に籍を置く人たちの通勤可能な住宅環境をつくろうということで、齊藤議員にもいろいろお力添えをいただいて今日まで来ました。これは、また改めて新しい発想を持ちながらやっていかなければいけないのではないかと考えておりまして、これは来年度の最重要課題の一つととらえて話を進めていきたいと考えております。

私が、余分な話になりますけれども、例えば若い女の子でよそに出ていて子供さんがいる方たちと話をしたときに、長瀬に住んでもらえないかという話をしました。そうすると、意外に声をかけるということは効果があるなど、私がこの間、2月ではなくて7月、8月の間で声かけたうちで、3人の子持ちの方が長瀬町に住みますという、そういうお話をいただきました。それは、もっと前から話をしましたが、長瀬町に住むということについて積極的に声かけをしていかないと、その人たちはなかなかその町に来る決断ができない、町長が言ったからということに別にして、そういうことを考えて、やっぱりそれぞれ長瀬の魅力というのも皆さんが、若い人もわかってきていただいているのかなと、そんな思いがあります。そういうことから考えて、観光だけに傾斜し過ぎているというご指摘を何回もいただきますが、それはそれとして、ミシュランの問題、それからジオパークの問題等々につきましても長瀬は非常にある意味では恵まれておりますし、災害についても今のところ大した被害は出てこないということについては、住みいい町だという環境を若い人たちにも与えられたのではないかと、そんな考えを持っておりまして、このことについては皆さんのお力をいただきながら積極的に声かけ運動を初め、土地を提供する、そういう人たちも含めた総合的な振興策を来年度提示をして、皆さんのご指導とお力をいただくように頑張りたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） 7番、齊藤實君。

○7番(齊藤 實君) ありがとうございます。ぜひ実行してほしいなと思います。

ちなみに、人口が2010年から35年までを調べますと、10年のとき8,028人だったのが、35年になりますと5,973人、要するに2,055人も少なくなっているというのが現状です。という、それはそれと同時に、では85歳の人がどのくらいになるかなと調べましたら、85歳の方は2010年のときには347、ところが2035年になりますと768人、421人も多くなるという現状も出ております。では、子供はどうなのかなと、0歳から4歳、これは2010年なのですが264人、35年になりますと145人、119人も少なくなってしまうというような結論が出ております。そうしますと、やはり町長の施政方針にもあります、先ほどお話しいただきました定住人口を図るため、町が造成した宅地の分譲を行う、長瀬町若者定住促進宅地分譲事業を推進してまいりますということになっています。

私もこれについてはいいことだなと思っていたのですが、なかなか実行するのは難しいなというのを痛切に感じる一人なのですが、まずこれをするには、分譲住宅、要するに町でつくる町営住宅などをつくって、それでそこに住んでいただくというのが必要になってくるのではないかなと。というのは、耐震工事が終わり、一時いろんな大金かかること終わってきます。そうすると、人口をふやすにはどうしようかなということになりますと、やはり住んでいただく、そこに定住していただくには何が必要かという、うちがないとだめだから、うちをつくっていただくわけです。そこに住んでいただいて、それで若い者に子供をつくっていただいて、ふやしていただくというのを今やらないとだめです。今まかないと生えないわけです。10年後、20年後、30年後を見たときに、今まく必要があるかと思うのです。確かに道路も必要、観光のことも必要、今皆さんがおっしゃったことも必要かもしれないけれども、人口が少なかったら何にもできないでしょう、これから。まず人口なのです。人口をどういうふうにしてふやすのか、それがまず基本的にないと、この町は何かおかしくなってしまうと思います。ぜひその辺を考えて、私が調べているところを言うと町有地もあるわけです。例えば今私が住んでいる長瀬下郷のアメミヤ興業の向こうには、昔避病院というのがあったの、そこも住宅であっているのです。それで、その辺の地主の方に聞いたら、もう農業はできないから、もしそういうことであれば全面的に協力しますという話もいただいている。それでは、道路がないからどうするかという、道路はつくれば簡単にできる幅があるのです。そういう遊休農地というか、あいている町の土地、これを活用したもの、それで住宅をつくる、それで来ていただいて住んでいただくというのが一つの基本になるかなと思います。その辺について、ぜひ町で力を入れていただいて、それについてどういうふうなことをやったらいいのかということも町長も考えがあらうかと思えます。ぜひその辺お考えをいただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長(大澤タキ江君) 町長。

○町長(大澤芳夫君) 今ご提案をいただきましたことも私たちも考えておりました。線路に近いということ、それから前にあそこで交通死亡事故があったという事実があります。そういうことも考えまして、それを避けるためにはどういうふうにしたらいいかということもまず考えて、町有地の有効活用、それから長瀬と樋口と野上の境の町営住宅の裏に、これは下水道から長瀬町が引き受けた土地があります。そういうことも含めて、まず持っているところをいかに有効活用するか、特に問題なのは第二小学校の区域の子供さんたちが急激に減ってくるということなのです。10人とか10人を割るような状況になってしまうと大きな問題ですので、最初に第二小学校にまず手をつけること、それは今齊藤議員からお話のありましたように町有地を有効に使うことが可能であれば、それを一番先にやる。道をつけることに金がかかるということを必ず言うてくる人がいますが、それはそれとして、やはり大きな投資をすることを考えないと若者

を呼び込むことはできない、歩いて通るような道だけで道をつくりなさいといっても、これは無理だというふうに考えておりますので、現代に合ったような状況を考えるということが大切だというふうに考えています。

先ほど申しあげましたような本田の問題等々も、運がいいか悪いかわかりませんが、大分先に延びるといことは、長瀬町にある意味では幸運をもたらすのではないかと、そんな思いを持って9月の議会が終わりましたら、来年度に向けてのいろんな計画を立てるといことが今までの慣例になっております。これは、12月までに素案をつくりまして、皆さんにご提案を申し上げてこういうことをやりたいと、こういうことをやりたいという基本的な骨幹につきましたは、今までのご質問等々も踏まえてご提案できるように、12月の議会か、遅くとも3月の議会には予算審議ということがございますので、できればその前に私たちとしては早急な準備を始めたいというふうに考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） 7番、齊藤實君。

○7番（齊藤 實君） ありがとうございます。ぜひよろしく願います。

まだあと1点なのですが、実は話に、ちょっとうわさで大した確証はないのですが、炭鉱離職者アパート、袋、あそこにありますよね、あそこはもう耐震工事は済んでいるというようなお話も聞きました。それで、それについて今どんどん出ていっていただいているという話も聞いております。という、手っ取り早く言うとそこを町が今度は借り受けて、買い受けるか、どういう形にしても、そこにそういう人たちに住んでいただくというのも一つの方法ではないかと、そうすれば人口がふえるという、それは若者促進の住宅にするというのも、今あるものを利用するというのが手っ取り早くいくのかなというのをちょっと、それもお聞きしたわけで、その辺も町のほうで、ちょっとその辺がわかりませんが、国との交渉、あれは国がつくった、県がつくったと思うのですが、その辺についてもやっていただければありがたいなと。それで、今本田のほうのお話もありました。町は地震にも強い町、美しい町ということで売り出せば、住んでいただけるのではないかなと、それでいろんな面で経済効果が活性化できるというのが一つのねらいだと思いますので、その辺について町長、お願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 今ご指摘のとおりでありまして、今度の震災、それからその後のいろんな災害がいつぱい多発している状況の中で、あそこを有効に活用できないかということも担当の課にお話をし、どこでどういう人たちがどういうふう持っているのかということも調べてくれというお話をしております。何年か前にあそこを持っている、あれ所有者が多分かわっているのだと思うのです。長瀬町に買って来て来たことがあるのです。そのときは、まだ耐震ができていまして、どういうことなのかなと思ったら、何億というすごい高い金で買ってほしいと、それ今これから耐震工事をやろうというときに、あの建物を買って3億とか5億とかという話、それから耐震工事やるともっと高くなる、とても手が出せませんというお話で、しばらく考えさせてくださいというお話をしました。ただ、具体的なことについてはこれから、先ほどのことでもありますので、よく考えて、そういう手近なところから手がつけられれば、これは効率性もいいし、比較的資金も少なく済むということになると思いますので、これもしっかり担当課を通して調べて、どこが持っていて、どういう状況にあるのか、それから幾らぐらいだったら譲ってもらえるのかということについても調べていきたいと考えています。ご指摘まことにありがとうございました。

○議長（大澤タキ江君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時52分

再開 午後 1時00分

○議長（大澤タキ江君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番、齊藤實君。

○7番（齊藤 實君） それでは、先ほどに引き続きまして質問させていただきます。

2番のほうの南桜通りの道路改良計画について、地域整備観光課長にお伺いをいたします。民間駐車場用地の一部を買収し、幹線2号線に通じる道路整備と消防道路わきの用地を買収して（仮）船玉まつり広場として整備するために、第2回臨時会で忙しく道路新設改良費を増額補正いたしました。その後の進捗状況と今後の予定についてをお伺いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、齊藤議員のご質問にお答えいたします。

南桜通りは長瀬駅と上長瀬駅間を結ぶ町民の生活動線であるとともに、沿道の桜並木とあわせて観光スポットを結ぶ重要な路線であり、狭隘であることから以前より道路改良計画が検討されていたところです。町といたしましては、長瀬駅側の沿線の現道では家屋が建ち並んでおり、多額の物件補償費が予想され事業費の増加が見込まれる、また船玉まつりで利用している民間駐車場用地の進入路及び警備本部設置場所付近を売却したいとの情報があり、売却されてしまうと周辺の道路が狭隘なため、大型車の進入路の確保や警察、消防などの緊急車両の通行ができなくなるため、道路整備を行うとともに消防道路わきの用地を仮称でございますけれども、船玉まつり広場として整備し、町民や観光客の憩いの場として利用することを目的とし、4月の議会全員協議会を開催し、議員の皆様の説明するとともに、第2回臨時会に道路新設改良費を補正させていただいたものです。その後、用地交渉を行ったところ一部地権者より協力できないと回答がありますが、現在も引き続いて用地の交渉に鋭意努めておるところです。

今回のケースとしては、南桜通りの改良計画は町の将来計画として考えられていたものです。売却話が突然町に情報として入ってまいりましたが、予算がない段階で用地交渉を進めては議会軽視にもなりますので、急遽議会全員協議会で説明し、第2回臨時会において補正予算を計上させていただき、議会承認後関係者と用地交渉を行ったものです。今後においても事業が実施できるよう、引き続き粘り強く交渉を重ねてまいりたいと考えておりますので、ご協力とご理解を賜りたいと存じます。よろしく願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 7番、齊藤實君。

○7番（齊藤 實君） この工事につきましては、私は反対ではないのですけれども、いずれにしても4月の8日の全員協議会、これは中学校の入学式の後ということで急遽お願いしますという形で、私議長をしておりまして、執行部からそう言われて急に開いた。というのは、4月の15日までに返事しなくてはならないと、早くしなければ困ってしまうのだから早くしてくださいということで、全員協議会して皆さん了解で、それで臨時議会でもって5,900万ぐらいの予算を計上し、それでこれを通したというのが、たしか今説明のとおりでございますが、これについては私の聞くところによると、何か地権者で、今お話があったとお一部聞いていないというような話があるのだと、兄弟で。それは、そちらのほうの言い分かもしれないけれども、いずれにしても副町長、平さんから、町長からいろいろお話を伺ったところ、その

当時伺ったときはとにかくもう全部が済んでしまっているのだと、早くしなければ土地が買えないのだということからこの設計図を見せていただいて、ではそれについて、我々もいいことだから賛成をしようということになったわけです。だけれども、いまだに手がつけられない、忙しくやれと言っておいて手がつけられないということについては、相当の問題点があるかと思うのです。これは、ひとつ予算を計上した5,900万、これ今年度できるかできないかということになると、これ問題なのです。だから、やはりある程度こういうものにつきましては、地権者の了解を得た上から話が来たのだというのを私どもは認識していたのです。そうです、確かに。皆さんそうだと思った。だから、忙しくやれば美術館はできる、あるいは何かができるというときに、この道路早くしないと買われてしまうよ、だから早く手をつけるのだよ、それで予算を組んでこれやった、これについて私はいいと思った。だけれども、いまだに進行していないということになりますと、やはりこれどうなりますか、できるのですか、できないのですか、ことしじゅうに。お願いします。

○議長（大澤タキ江君） 副町長。

○副町長（平 健司君） 齊藤議員の質問にお答えをさせていただきます。

4月8日の全員協議会で、まさに齊藤議員ご指摘のとおり地権者全員の同意が得られていますと、ただ予算がないので、交渉は議会軽視につながりますので、予算の通った段階で正式交渉はさせていただきますと、このように申し上げた経緯が間違いなくございます。ただ、私のほうが聞いていた情報ですと、間違いなく全員の了解を得られていますよと、だから大丈夫ですと。それなので、4月の15日までに不動産会社が全部買ってしまうと、大型車も、当然緊急車両も入れないので、回答してくださいと、道が南にできるのか北にできるのか、それだけでも教えてくれという期限の回答が4月15日だったと思います。

〔「そう、15日」と言う人あり〕

○副町長（平 健司君） そういうことで交渉を進めたところ、町長も私もその地権者のうちへ伺ったのですけれども、聞いていないというようなお話を初めて行ったときに言われたのですけれども、当然予算が通ってから行っていますので、初めての交渉になるわけですがけれども、事前に地元の人を介しまして、地権者皆さんのご意向を聞いてほしいと、こういう話を申し上げましたら、全員大丈夫ですよということを町のほうに回答を返してもらったものですから、当然町としては同意をいただいているものとして予算計上させていただいて、交渉を進めようと、こういうことだったのですけれども、結果的には一部の地権者は話が全く来ていないと、その仲立ちというか、事前に聞いてくれた人によりますと話したよという話なのですけれども、その言葉が足りたかどうかという問題は個人の問題ですからわかりませんが、一応は話ししたと。だけれども、その地権者に関しては協力できないというようなお話をいただきました。第三者を介して、町にはもう行き会いたくないというお話でしたので、地元の懇意の人というのですか、そういう人を介しまして、ようやく先月、今月になってかな、今月になって初めて町のほうも土俵に上がれたと、今まで土俵にも上がれなかったのです、交渉しようにも。町はもうオミットですよという話の中で。今月の初めから、初めてぜひご協力願いたいという話ができるようになりましたので、先ほど課長のほうからご回答いたしましたけれども、これから鋭意努力して、何とか齊藤議員ご心配のように年度内に、年度内といっても起債を起すものですから、年内までにこの道を実施するかしないか、それから不動産会社のほうからは、もうじれていまして、つくるのかつからないかと、この回答も現実的には迫られています。ただ、不動産会社を買われてしまいますと、ここにいる人全員知っているかどうかわからないのですけれども、新しく町がトイレをつくったところから南側すべての土地を全部買われてしまうもので

すから、仮称のおまつり広場と言っているところは建物が建ちませんから、駐車場として使いたいと、こういうお話もらっていますので、緊急車両とか、そういうの当然通れなくなりますし、船玉まつりのときのいろいろ設置する車等も出入りできませんから、とにかく町としては鋭意努力して、年内にここがご協力していただけるように努力してまいりたいと思います。

また、絶対ということありませんから、どうしてもだめな場合には、また全員協議会だとか、その時点でお諮りいたしまして、結論を出させていたいただきたいと思います。固有名詞出せませんけれども、薄々もし知っていて、その人をよくご存じのような議員さんおれば、一緒に行ってぜひ説得していただいて、町の将来につながる話ですから、協力をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 7番、齊藤實君。

○7番（齊藤 實君） ということは、土地はまだ地権者の了解得ていなかったのだということですよ、そういうことにつながりますよね、前回の。要するに兄弟は、全然聞いていなかったという人がいるわけです。

○議長（大澤タキ江君） 兄弟ではない。

○7番（齊藤 實君） 何か兄弟らしいけれども。どういう人なのか知らないけれども、聞いていないから、そんなことおれは賛成できないよというのをちょっと聞いたのです。だとすると、これ大変なことだよ、予算は5,900万組んでいるのだから。そうすると、その辺がどうこれからしていくのか、ただだめになったから全員協議会開いてまたこうですよ、もとに戻しますよと、そんな簡単なものではないような気がするのです。だから、事前にちゃんとチェックするものはしておかなかったというのが確かにあると思うのです。でしょう、多分それちゃんと中でこれだけのものをつくろうということで。だから、つくることについて私は議長のときも反対はしない、いいことだと思った。おまつり広場、あそこするという、非常にいいことだなと思ったのだけれども、何かある人に聞いたら、いや、そんなこと聞いていないよという人が出たとすれば、これちょっと大変だなと思っているのです。今平副町長が言ったように、だれか議員の中にいて、よっぽど懇意な人がいないと、ちょっとおかしいと、なかなか説得するのは難しいよという話も聞きました。それなりに私も調査したわけで、そうするとこれどうしますか。簡単に、ではだめだから、だめで戻すという、そんな簡単なものではないと思うのですが、その辺についてはいかがなのでしょう。

○議長（大澤タキ江君） 副町長。

○副町長（平 健司君） 先ほど申し上げましたけれども、やらないということではなくて、ようやく土俵に上げられたので、努力しますよと。ただ、結果的にそういうこともあり得ますから、その時点で議員さんにはまたご相談をさせていただきますと、こういう回答、今現実的にはこれしか返せないのです。ただ、先ほど申し上げましたけれども、最初のときは、とにかく会ってもいただけなかったのです、町長と私で行ったのですけれども。それがようやく職員も行き会えるようになって、初めて説明したのが9月の下旬と、こういう構想がありますというのは。ようやく土俵上がれましたので、これからさらに努力して、協力を得るように進めていきたいと思っていますので、もうしばらくお時間をいただきたいと思うのですが、相手の人も兄弟だとか親戚だとか、そういう話になりますと特定されますので、うちのほうからはどなたということは申し上げませんが、普通のいい方ですから、いずれ協力していただけるかなと、このように思っておりますので、もうしばらくお時間をいただきたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 7番、齊藤實君。

○7番（齊藤 實君） せっかく図面までできて、調査費もついて、予算までついているのですから、ぜひ全力でやっていただいて、努力していただくということを切にお願いして、私の質問を終わります。

○議長（大澤タキ江君） 次に、3番、板谷定美君の質問を許します。

板谷定美君。

○3番（板谷定美君） 総務課長にお伺いします。

町が発注する工事の最低制限価格の設定についてお尋ねしたい。埼玉県は、極端な低価格受注による経費不足から工事の品質低下を招くことを防止するため、また建設業者の経営環境や建設労働者の労働環境を保護するため、低入札調査基準価格と最低制限価格について定め、入札執行しております。近年は、厳しい経済情勢を反映して、公共工事、民間工事を問わず全体的に工事量が減少している中で、低価格で受注せざるを得ない状況がありますので、町内業者の育成のためにも最低制限価格の設定が必要ですが、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） それでは、質問にお答えさせていただきます。

最低制限価格制度でございますが、ダンピング受注による公正な取引秩序の阻害、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等を未然に防ぐことを目的とした制度でございますが、当町では平成21年4月から執行ということで最低制限価格を設定しての指名競争入札を実施しておりました。しかし、最低制限価格を下回る入札が行われた場合は失格となり、金額を少しでも下げて落札しようとする業者の意欲を阻害することや、町の財政面も考慮した結果、平成22年度はこの制度の採用を控えさせていただきましたが、町内業者からの要望により、今年度から一部の入札に関しては最低制限価格を設定しての指名競争入札を実施しているところでございます。町の財政状況等を考慮しつつ、試行を続けながら本格導入の検討を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） 本年度から本格的導入に向けてやられているというようなことでございます。埼玉県は、8月1日以降の案件から最低制限価格を引き上げている状況でございます。品質低下、下請へのしわ寄せを危惧して改正しております。また、町の雪害対策においても町内建設業者への除雪を予定せざるを得ないと思います。災害対策の面から考慮しても、適正な価格での競争が必要だと思っております。ぜひ前向きにご検討をお願いしたいと思います。

次の質問にまいらせてもらいます。太陽光発電について町長にお伺いしたいと思います。石油や石炭は限りある資源であり、これら化石燃料を使う火力発電ではCO₂を排出してしまいます。また、脱原発依存への方向へ進んでいる中、自然エネルギーである太陽光発電は環境に優しいシステムです。当町でも小中学校等に設置されていますが、当町における太陽光発電システムの導入目的と今後の計画をお伺いしたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

エネルギー源が無尽蔵であって、環境に優しいシステムで自由に規模を決めることができる、また一般家庭から大規模施設まで、それぞれ施設に合ったシステムを設置することができる太陽光発電のメリットを生かしまして、地球温暖化防止対策の一環として、まず最初に世代間交流支援センターひのくち館、第二小学校区でございますが、そこに設置をしたのが町の始まりでございました。その後、第一小学校、中学にも設置をいたしました。ことしの第二小学校の設置で、3校すべて設置されることになっております。今後も地球温暖化防止策として、公共施設の建築及び大規模な修繕をする場合、基本的に設置したいと考えているところでございます。

一方、当町では住宅用太陽光発電システムを設置する方に対しまして、平成21年度から1件当たり5万円の補助金を交付し、太陽光発電の普及に努めておりますが、再生エネルギー法案が可決しましたことにより、今後ますます普及するものと考えられております。引き続き各家庭に太陽光発電が普及するよう啓発し、環境に優しいまちづくりを積極的に目指してまいります。また、特に昼間の電力ピーク需要に対応するのに適してございまして、災害や有事の際には非常用電源として活用することもできますので、その面からも積極的に進めることが必要だと考えております。

なお、太陽光発電に係る補助金につきましては、積極的な対応をこれからもしてまいりたいと考えております。この一番のものは、4年前、百年の森づくりの会の総会にご案内をいただいて出席をしたときに、NHKの天気予報士でありました村山さんから、地球温暖化防止策を積極的にやらないと地球は破滅しますというお話をお聞きしました。それが原点でありまして、自然のエネルギーを使うということの大切さ、それからそれでは町で積極的にやろうということで、学校にまず見本として太陽光発電をつけようということから学校施設につけたわけでありまして、これは、間違っていないと思いますし、今メガソーラーとか、いろんなことを言って埼玉県でもそれと手を組んでやっていくというような業者も出たようでございますが、そういう大規模なことについては長瀨町としては、これをやっていくだけの状況的なものがないということから、小さな町の小さなうちに太陽光を乗せることも大きなテーマの一つであるということを考えております。5万円という補助金がいかに多いか少ないかということについては、これからの議論に任せるわけでございますが、私は少ないと思っておりますので、少なくともこの何倍かの補助金を町のほうから出して、皆さんにご協力をいただき、各家庭の屋根にソーラーパネルをつけていただいて、地球の温暖化防止の一環に寄与していただくようお願いしてまいりたいというふうに考えております。これも、先ほどからずっと申し上げております学校の耐震大規模改修が終了しますことによります資金的な余裕というのも多少出てくるだろうと、そういうことから考えて、いろんな面について手を打っていきたいというふうに考えているところでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） 3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） ありがとうございます。しっかりした目的意識を持って、長瀨町の地域に、個性に合った仕組みを見つけることが大事かと思っております。最終的には、町全体がエコタウンという一つの町をつくりあげていくという意識が大切だと私は思います。しっかりした取り組み、また家庭のほうの補助金に対しても増額というようなことでございますので、ぜひ町全体がエコタウン化するように希望しております。期待しております。

続きまして、第一小学校校舎の改修について教育長にお伺いしたいと思います。今年度で耐震改修が完了とのことですが、平成21年度に施工された第一小学校校舎の大規模改修工事は、町の財政事情もありますが、現在行われている第二小学校と比較しても十分な改修ができていない状況が見られます。そこで、

再度の校舎改修を検討できないか、考えをお伺いします。

○議長（大澤タキ江君） 教育長。

○教育長（新井祐一君） ただいまの第一小学校の校舎の改修につきましてお答え申し上げます。

今お話しいただきましたように、町内の小中学校の施設の耐震化及び大規模改修工事は平成19年度に中学校の体育館を皮切りといたしまして、3校で全7施設、平成27年度完了を目標にスタートしたわけでございますけれども、前倒しでできて、今年度をもって耐震化工事が完了する予定になりました。議会の皆様のご理解も得る中で、早期に進められたことに大変感謝を申し上げます。

第一小学校の校舎ですけれども、耐震補強する対象の施設の中でI s値、地震に対する強度が一番低いところから取り組みをさせていただきました。そういう形で、第一小学校が一番低い部分があったということで最初に取り組みをさせてもらったわけでございます。そのときは耐震化が主でございまして、屋上の防水と外壁、それから玄関のところに事務室を設けると、この点について重点的に工事をさせていただきました。特に内装面につきましては、現状維持ということが基本でスタートいたしました。その結果、現在行われております第二小学校の改修工事の内容とは大分差がついてまいりました。第二小学校の校舎は最後になりましたけれども、耐震補強の強度が一番高い校舎でございます。したがって、見ていただきましても、いわゆる鉄骨を組んでのブレースの補強は入っておりません。それをしなくても耐震強度が保てるだけの強度を持っておりまして、屋上の重たいものをおろしたりというような形でクリアできている、そういう状況でございます。したがって、今回の大規模改修では外壁ですとか屋上防水、それから天井とか床とか、内装部分にかなり大きなウエートを置いて補修が進んでおります。したがって、第一小学校との差が大きくそこにあらわれてしまいました。そういう中で、現在今年度、ことしもう多分工事終わっているのですけれども、第一小学校のほうも今年度空調設備の設置をさせていただきました。それから、トイレのほうですけれども、現在トイレの洋式化を含めた改修の設計を今していただいております。ですから、来年度には工事ができるのかなというふうに思っております。そのほかにも、いろんな面で差がついておりますので、それらも学校の要望等も聞きながら、順次改修等を進めてまいればというふうに考えております。今後ともよろしくお願いたします。

○議長（大澤タキ江君） 3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） 今教育長のほうから、暫時取り入れてやるというようなことでございます。何分一つの同じ町民として、不公平感があるということはちょっと避けるべきかなと、そういうふうに思います。ぜひ学校の要望等を取り入れ、早急に対処していただきたいと思います。よろしくお願いたします。

引き続きまして、1番議員の質問と関連性があると思いますが、質問させていただきます。観光客の誘致について、地域整備観光課長にお尋ねしたいと思います。当町では、観光協会や商工会、その他の団体でいろいろと観光客の誘致を行っています。しかし、活動範囲が特定されていたり、観光地長瀬という名前に頼り努力が足りないように思います。一過性の観光客誘致でなく、長期的な視点を持って取り組むべきですが、町の考えをお伺いしたい。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、板谷議員のご質問にお答えいたします。

平成21年4月に観光協会が法人化されたのを機に、観光情報の発信やマスコミ対応等のソフト面は観光協会が主体となって行っております。その結果、以前よりきめ細かい観光情報の発信と対応が可能となったため、テレビや雑誌等の取材も大幅にふえ、ことしはほかの観光地が震災により低迷する中で、長瀬町

の夏の観光客は大幅にふえております。また、こしはミシュランの掲載を利用したいろいろな企画を実施した結果、観光客の誘致に結びつく効果が生まれております。今後は、より多くの観光客の皆様においていただき、より長瀬の自然のすばらしさを堪能していただけるよう観光協会と協力しながら受け入れ体制の充実も図り、今後の観光振興につなげてまいりたいと考えております。

また、現在は広域観光の視点も重要となってきておりますので、県や鉄道各社、近隣の観光地の方々とさらなる連携を図り、一過性の誘客に終わらないよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） 今の地域整備観光課長の答弁でございますが、イベントなり、スポット的なことをやって観光客を誘致しようというような考え方でございますが、実際的には長瀬町に来るのは、恐らく都会の人たちが多いと思います。その中で、やっぱり自然を求めてくると思います。その自然をないものにして、観光誘致というものはあり得ないのではないかとこのように感じております。はっきり言いまして、観光客を受け入れるマナーが長瀬町にあるのかどうか疑問に思います。先日有志議員と、桜道が余りに見苦しいということで、草取り清掃を行いました。そういうことを踏まえて、まず長瀬という地名、それに甘えた観光づくりをやっているのではないかなというふうに思います。

そういうことを含めて、まず観光づくりというのは一つのビジョンだと思います。そこに町の姿があるべきだと私は考えます。長瀬町の観光全体を考えられる指導者がいないのではないかと、みんなてんでんばらばらではないのかという気がしてなりません。長瀬町には、風布だとか矢那瀬だとか、自然も深い観光誘致をする要素がたくさんあります。そういうようなものを取り入れた一つの全体的な面で考えられる長瀬町の観光づくりというものに手をかけるべきかなと、そういうふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） 板谷議員のご質問にお答えいたします。

長瀬町の観光客の誘客に対しまして、誘客するマナーがなっていないのではないかと、指導者がおらずにその施策がばらばらになっているのではないかとこのようなご質問の要旨だったと思います。誘客に対するマナーにつきましては、観光協会が法人化されました。研修会等も実施しているというふうにお伺いしておりますので、一層のマナー向上の研修等、実施していただくように要望していきたいと思っております。

もう一点、施策が統一していない、ばらばらではないかとこのようなご質問ですけれども、この点につきましても観光協会が法人化されまして、事業を進めているところです。施設関係につきましては、町で整備するというようなことがありますけれども、ソフト面、とりわけ誘客に対しまして案内等、今までは町がやったり観光協会がやったりというようなばらつきがあったと思うのですが、協会が法人化されてから協会で統一して案内をするというような打ち合わせもできておりますので、今後案内についてばらつきは減ってくるのではないかとこのように考えております。こちらのほうも一層統一されるように観光協会と打ち合わせを行いまして、実施していきたいというふうに考えますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） 観光協会ありきというような話でございます。そうではなくて、やっぱり町自体が

例えば通り道に雑草が生えていたら、ここは雑草を取るべきだろうと、そういう全体的なものを見れる目の人、そういう人たちはやっぱり必要だと思います。それは、だれがやる、彼がやるではなくて、まず自分がやらなあかんだらうと思います。それは、役場の職員でも観光協会でも構わないと思います。トップに立つ、そういう人たちがやっぱり指導なりなんなりしてやっていくべきかなと思います。観光客が来て、何だ長瀬町はこんな小汚い町かというような印象を受けたら、とても観光客は来ないと思います。そういう面では、やっぱり町をまずきれいにする、そういうようなことを考えながら観光客の誘致を考えていただければありがたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（大澤タキ江君） 次に、6番、大島瑠美子君の質問を許します。

○6番（大島瑠美子君） それでは、町民課長に質問します。

国民健康保険税の軽減措置についてです。国民健康保険税は、所得割等の4つの項目により税額が算定されますが、近年の不況により給与等の所得が低下し、納税にあえぐ世帯も多いと聞いています。軽減措置を受けられないボーダーライン上の世帯について、軽減措置の拡大により負担の軽減を図る考えはないか伺います。お願いします。

○議長（大澤タキ江君） 町民課長。

○町民課長（福島 勉君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

国民健康保険は、国民皆保険として地域住民の医療と健康の保持、増進に重要な役割を果たしている制度でございます。国保事業に要する費用の大部分は、保険給付に要する経費でございますが、これらの費用は被保険者の方が負担する保険税、国や県の負担金、補助金や一般会計からの繰入金などによって賄われております。国民健康保険税は、いつかかるかわからない病気やけがに備えて世帯主の方から応能割と言われる所得割と資産割、応益割と言われる被保険者均等割と世帯別平等割を組み合わせた形でご負担いただいております。

軽減措置を受けられないボーダーライン上の世帯について、軽減措置の拡大により負担の軽減を図る考えはあるかどうかというご質問についてでございますが、ことしの3月の定例議会で国民健康保険税条例を一部改正させていただき、低所得者世帯や中間所得者層を対象とした均等割や世帯割の軽減措置を平成23年度課税分から今までの6割、4割軽減から7割、5割軽減に拡大し、新たに2割軽減を設けたところでございます。この結果、22年度までは3割弱の世帯の方が軽減を受けておりましたが、23年度からは約4割の世帯の方が軽減を受けているところでございます。また、リストラや会社の倒産などで職を失った失業者の方々に対しましては、失業時からその翌年度末までの算定に用いる前年給与所得を30%として国民健康保険税の計算をしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） ありがとうございます。今質問の中で、その7、5、2割軽減をやって、それで4割の人が軽減に今度該当するという話でした。私が聞こうと思っていたところを今町民課長は、給与所得だとか途中解雇された、それから会社が倒産してあしたから来なくてもいいやという方たちが、もう

その方たちというのは給与の遅配だとか、給料がまだ2カ月分もらえなくて、もう四苦八苦で大変なのだよというのをどういうふうにするかということで、そういうときには7、5、2割ではなくて、軽減がどうなるのかなということを聞いたわけです。そうしましたら、今聞いたところによると翌年度の分までが、30%軽減ではなくて、30%課税……

〔「給与所得の30%です」と言う人あり〕

○6番（大島瑠美子君） 30%、給与所得の人についてはそれですということなのですね、そうですか。その拡大によりというのは、そここのところがポイントだったのです。でも、先に言われてしまったから、そうでしたら、まあまあこれで国民健康保険税の軽減措置、そここのところが拡大の分をそこでしているということでしたら、一般質問、これで2に移りたいと思います。済みませんです、どうも。

次に、町税の不納欠損処分について、税務課長お願いします。平成21年度は、時効の成立、滞納処分の停止により117万4,000円が不納欠損処分されました。租税負担の公平の原則からも納税させるべきで、欠損処分を受けた者の中には納税に誠意のない者もいると思われまます。こうしたことから、平成22年度に行った不納欠損処分について、処分するまでの取り組み状況を伺います。お願いします。

○議長（大澤タキ江君） 税務課長。

○税務課長（野原寿彦君） 大島議員の町税の不納欠損処分について、ご質問にお答えいたします。

初めに、納期限までに納付がない場合は督促状を発送いたします。次に、納付がない場合は催告書を発送し、直ちに財産等の調査を実施いたします。調査は、各金融機関に依頼し、預貯金調査、勤務している会社への給与の支払い調査、法務局への登記簿謄本の閲覧などの財産調査を実施します。また、町外に住んでいる滞納者については、そのほか居住市町村に滞納実態調査を行い、所得や財産調査、滞納の有無等の調査を実施します。その間においても滞納者との折衝を図り、納税相談と滞納者の実情を把握し、一括納付できない場合は納税誓約をとり分割で納めていただいております。

次に、納税相談等に応じない滞納者については、所得や財産により給与、預貯金、土地、家屋等の差し押さえを実施し、不動産については公売するとともに、差し押さえした動産につきましてはインターネットを利用した公売等を実施できる環境づくりを進めております。

なお、破産等により破産管財人や裁判所等による強制換価手続が行われた場合には、交付要求手続を実施しております。

また、納税意思のない滞納者については、家宅搜索も実施しております。平成22年度についても実施しております。税徴収は、なるべく初期段階での滞納の悪循環を断ち切り、滞納額をふやさないことが重要なことから、納税環境の充実を図るため平成23年度よりコンビニ収納を開始し、納税推進コールセンターから電話によるお知らせを行い、納期内納付の向上を図っております。今後とも財産調査を十分行いまして、納税資力がなく滞納処分ができる財産がない者は滞納処分の停止を行い、納税意思がなく自主納付が見込めない者や納税誓約が不履行な者については滞納処分の手続を積極的に実施するなど、滞納の原因や滞納者個々の実情に即した滞納整理の展開を図り、法律に基づく適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） そうですよ、そのくらいはしてもらわなくてはなのですけれども、細かいことをお聞きします。

差し押さえ、平成21年度はもういいとしまして、22年度は差し押さえ件数は何件あったのでしょうか。そして、この差し押さえをするときには、国税とか県税の人たちと同じように、一緒にその分について、その取り分とか何かというのがありますよね、それをそこで一緒にすることにしたのでしょうか。それから、調査は町単独で行ったのでしょうか、それとも国税、県税の人たちと一緒に調査には行ったのでしょうか、その件数が何件あるか、わかったらではなくて、教えてください。わかっているではわからないと言うから。

○議長（大澤タキ江君） 税務課長。

○税務課長（野原寿彦君） 22年度における件数ですが、申しわけないのですが、また資料的にちょっと用意していませんので、個別に用意させていただきます。滞納整理の一応家宅調査等は、共同という前に、県税は地方県民税だけしかできないのです。国保だとか、住民税、固定資産税とか、町で単独でやらないといけないので、一応調査は入るのですが、個々に全部同じところをつくって、22年度は1件行っております。その前の年も1件ずつ行っております。

それと、預金調査とか給与も実際は実施しております。給与の場合は、ご本人様が余りにも納めてくれない場合には実施しております。給与の場合については、よく催告とかで本人等に通知するのですが、ほとんどの方は見ていないで捨ててしまうということが、この前押さえの方にお話を聞くと、役場から来ているもの、納税通知とか、そういう重要な書類は捨てているということだったので、それで本人から言いますと、これで職場がどうしてくれるのだとか、そういうことを毎回言われます。ただし、約束ではないけれども、納税相談に来ていただいて、今の実情を話していただいて、本当に誠意があるか、誠意がないか、職員もみんなよく見えていますので、ここで誠意があるという方、納めている方に月々でも、極端な話1,000円でも2,000円でも、そのときに本当に納める気持ちがあるかどうかということで、まず相談してもらわないと、その辺のことがちょっとわからないので、一度相談に来てくださいというのですが、なかなかそういう方は相談に見えません。調査的には、その他に預金調査だとか、金融機関に差し押さえにいきます。当然そうすると通帳出しますので、ご本人様から何々が落とせなかったとかという抗議がありますのですが、結局もう一応催告とか、そういうことで本人には十分告知しています。ただし、国税の何かでも情報も入って、国税のほうからでも、一緒には国税はなかなかないのですが、県税のほうからは、最近は何となく違いまして親身になって強力に、各滞納の多い方については資料提出を求められて、一緒にこの人はどうしたらいいのかという相談はしています。まことに申しわけないですが、件数については後ほど、用意してあるわけなので、お願いします。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 誓約書を出してもらいますよね、そうすると誓約書の期間というのはずっと永遠と10年でも20年でも30年でも続くのでしょうか、誓約書を出しているうちは。お願いします。

○議長（大澤タキ江君） 税務課長。

○税務課長（野原寿彦君） 一応5年間ということになります。誓約をしてから5年間です。

〔「じゃ、10年ということ」と言う人あり〕

○税務課長（野原寿彦君） ただ、誓約する間にも、ただ誓約するということではなくて、その間にちゃんと約束、月々幾ら納めていただく、その文言の中には滞納処分をされても一切異議はございませんという文も入れるのです。それで、実際納税相談も来なくて、5年間また納税誓約書けばいいやということでは

なくて、必ず来てもらうときにはそれなりの約束をしたので、約束を守らなかったのだから、当然給与や預金の差し押さえをしますという話はしています。それで、大体納めに来的时候は幾らかではないのですが、お金を持ってきてもらって、約束守って履行できるようにしますので、ただしそういう方は昔からの人なので、なかなかその方が納めても現年度分がすぐまた発生しますので、その関係でどうしてもふえるのですけれども、それをもう一度また見直して、現年分も口座振替で落とせるとか、いろいろな方法を考えて、現年度分をまずなくさないことには滞納額ふえていきますので、その辺のことについては、ただ単に5年たったらまた書けばいいやということではなくて、その間には誓約をしてもらいますので、約束を破れば当然うちのほうでもそれなりの措置をとりますので、その辺についてはただ延ばしているということではなくて、お金はちゃんと入れてもらっていると、入れてもらっていない人にはそれなりの処分はしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 次に、児童虐待防止について、健康福祉課長にお尋ねします。

毎日のように新聞、テレビ等で子供が親からの虐待を受けて亡くなっていることが報道されています。町では、虐待を未然に防止するために保育園、幼稚園、小学校、民生委員等の協議や連携はどのように行っているのか。また、長瀬町児童虐待防止ネットワークの活用はあるのか、伺います。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 児童虐待を防止するための関係機関との連携や協議、また児童虐待防止ネットワークの活用についてのご質問でございますが、町では平成14年から保健、福祉、教育、学校、児童相談所等で構成する長瀬町児童虐待防止ネットワークを設置し、児童虐待の防止や対応を図ってまいりましたが、その後児童福祉法の改正により虐待を受けている児童だけでなく、保護や養育支援の必要な児童も含めることとなり、虐待等の通報があった場合はいち早く対応し、児童の安全を確保することが義務づけられました。このため、今までのネットワークを要保護児童対策地域協議会と改め、虐待の防止や通報があった場合の対応、継続しての見守り等を続けております。

協議会の主な活動といたしましては、協議会構成員の代表者による代表者会議、実際に活動する実務者で構成される実務者会議、また個別のケースごとに関係する者で構成される個別ケース検討会議を随時開催してケースの状況の確認や情報交換、見守り強化を図っております。児童虐待問題は、社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっており、虐待の発生予防、早期発見、早期対応から虐待を受けた子供の自立に至るまで、切れ目のない総合的な支援が必要です。そのためには、関係機関の連携が何より大切で、危機感を共有するところに意義があり、日ごろからささいなことでも連絡をとり合い、情報を密にしておくことが大切です。そこで、窓口を健康福祉課に定め、虐待の通告があった場合は必ず家庭訪問などにより児童の安否を確認し、必要に応じて児童相談所等と連携しながら児童の保護を行っております。今後も要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関で情報の収集、共有化を図るとともに、子育て中の保護者がゆとりを持って育児に当たることができるよう子育て支援事業の充実なども盛り込んで、児童虐待の防止に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） では、一番最初の平成14年から随分いろんな名前に変わってきたわけですね。それで、この協議とか、それから連携とかというのがあるのですけれども、なかなかその連携とかというのがうまくいかないということもあると思います。そして、一番の虐待というのは、子育てで親が本当に嫌になってしまったからというので、それでママごはんが食べたいよと言ったら、金がないのだから、パンも買う金がないのだよと言ってくれないというので、それが虐待の引き金になるということも聞いています。

それで、すごい大層な名前の協議会とか代表者会議、それから実務者会議なんていうのをやっていると思いますけれども、会議のときにそのような案件とか何かというのは何件か出てきているのでしょうか、それをお聞きします。

○議長（大澤タキ江君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 児童虐待防止の地域協議会の関係でございますが、代表者会議は年1回開催しております。これは、代表者の方に内容を理解していただくということで年1回なのですが、実務者会議は年3回開催させていただいております。こちらについての今の現在の取り扱い件数ですけれども、18件ございます。これは、何年か前からのが引き続きで、見守りでこちらの該当になっている方がおりますので、今のところ18件ということになっております。昨年の通報の件数ですけれども、昨年は10件ほど虐待ではないかというふうな通報をいただきました。そのうち4件が地域協議会のほうの該当にはなっておりますけれども、実際に虐待ではないかということで児童相談所と連携させていただいて動いたのは1件ということになっております。あとの6件につきましては、やはり子供をしかる親の声だとか、それから子供の泣き声だとかということで、近隣の方とかから情報をいただいたケースなのですけれども、確認してみますと虐待ということではないということになっておりまして、昨年虐待扱いにさせていただいたのは1件でございました。ですけれども、こちらのほうももう既に解決をさせていただいております。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） それでは、18件、それで今は1件ということなのですけれども、18件はこれ延べで、同じ方が、同じうちの人が年度ごとに出てくるとか、半年ごとに出てくるというようなケースというのは、この18件のうちにあったわけですね、そうですね。では延べ件数ではなくて、その家庭なら家庭という大体何件というのがわかります、それ答えてほしいのですけれども……いいです、では。

では次に、4番、給食センターの臨時調理員について、教育次長にお願いします。給食センターの臨時職員が欠員となり、現在募集中と聞いています。9月からの給食が開始されるまでに調理員の確保はできたのか。また、給食業務に支障はなかったのか、伺います。

○議長（大澤タキ江君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） 給食センターの臨時の調理員についてのご質問にお答え申し上げます。

現在学校給食センターで業務している調理員は、本採用の調理員が2名と臨時の調理員が5名から7名の合計で7名から9名体制で調理に当たっています。人数が異なりますのは、メニューによりまして、特にごはんの日は人数を多く必要としております。そのような中で、現在臨時の方につきましては5名という状況です。したがって、人数に余裕がないため募集している状況でございます。1学期の終わりに7名いた調理員のうち、2名が病気のためやめることになりました。その折は、学校におります校務員を起用するで急場をしのいだ経緯がございます。調理員の場合、検便による検査をクリアしていることが必

須条件でございますので、校務員につきましては給食配せん業務を行うため定期的に検便を実施しておりますので、急な対応が可能なものでございます。

また、夏休みに入りましてもう一名、家庭の事情から臨時の調理員さんがおやめになりました。2学期に向け3名がやめたこととなりますので、2学期に向けた対応が大変心配な状況となってしまったわけでございます。一方で、ハローワークに募集をかけ希望者の面接を行い、今までは秩父地区のハローワークだけだったのですが、寄居方面にもかけて、8月中旬にそちらからの紹介で男子1名、下旬には女子1名、さらに9月に入り女子1名、計3名の採用を決定しまして、それぞれ8月31日からと9月9日、あるいは12日から業務に当たっていただいております。また、先ほども紹介しましたが、当分の間校務員のセンター起用も実施していきたいと考えております。また、昨日も1名面接を実施したところです。この方は、「広報ながとろ」9月号を見ての応募でした。採用する方向で事務手続を進めているところでございます。臨時につきましては、繰り返しになりますが、定員はございませんが、勤務条件等を考慮すると、さらに登録者に余裕を持たせた体制をとれるように努めたいと考えております。

最後に、給食業務に支障はなかったのかというご質問ですが、人数の確保は辛うじてできましたが、業務の内容につきましてはベテランと新人の違い等、いたし方ない点は多々あろうかと想像はできますが、給食については予定どおりに供給できております。臨時の調理員につきましては、先ほども申し上げましたように「広報ながとろ」9月号で掲載しまして、今月いっぱい募集しておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいところです。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 夏休み中に臨時の職員さんが随分やめたということをお聞きしましたので、聞いたわけなのですが、要するに臨時というのにつきまして、本採が2名ということは調理員が2名で、それで栄養士が1名、それで全部で本採は、だから学校の担当、中学校の栄養士になっているわけでしょう、今も。そうですね。それで、あとの5人から7名が臨時でというのですが、その臨時職員というのは週に何回とかというの決まっていなくて、やっぱりでもお金を取るということは、週に何回勤めた、週に幾ら大体お金を欲しいという人が多いと思うのです。だから、こういうので8月中旬に男子1名、下旬にというので、9月に1名というので、10人でも20人でもしておいて、だめだったらこっち、だめだったこっちという、余りにも人の使い方が、長瀬町役場ってそんなに薄情なやり方でやっているのと言われないように、少ない人数で、そうしないとそのときに来てもらえばいいからと言えば、本当に新しい新人さんなんていうのは使い方もわからないし、事故のもと多くなると思うのです。ですので、週に5日給食ありますよね、臨時のパートの人は、1人の人に対して1カ月に何日ぐらい来てもらう予定でいるのでしょうか、そこ教えてください。

○議長（大澤タキ江君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） 人によって異なりますが、給食のある日は、先ほど言いましたように5人から7人体制で、臨時が。本採が現在2名です。そのほかに栄養士、それと所長、そういう体制で行っております。毎月、その月の前に勤務表をつくります。ローテーションで回しているのですが、ご案内したように今は回せないぐらいな状況になっておりますので、もう少し余裕を持たせた体制をとれるように努めたいと思っております。

以上です。

「そうじゃなくて、1人の個人の人は1カ月に何日ぐらい雇われて、それでお金がどのくらい払えるかというの、そっちが聞きたいわけ」と言う人あり]

○教育次長（大澤珠子君） 現在時給780円です。1日7時間で、これを計算しますと5,460円、1人が月平均で、時間で申しわけないのですが、金額のほうでご紹介させていただきますと9万から10万ぐらいです。全体で月に69万ぐらい、年間に700万ぐらいになりますか、そんな状況でございます。

「せいぜい頑張ってください。以上で終わります」と言う人あり]

○議長（大澤タキ江君） 次に、9番、新井利朗君の質問を許します。

9番。

○9番（新井利朗君） 農村地域工業等導入地域の活用について、地域整備観光課長にお尋ねいたします。

町内の岩田地区に農村地域工業等導入地域がありますが、以前に工事現場事務所や資材置き場として利用されていた未利用の土地があるのですが、その活用について町はどのような計画があるのかお伺いします。また、当該土地の課税状況等についてお聞きします。よろしくお願ひします。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、新井議員のご質問にお答えいたします。

ご指摘の土地につきましては大字岩田地内にあり、昭和49年度に策定いたしました農村地域工業等導入実施計画書の計画区域が、企業の立地操業に伴い残地面積が少なくなったことや、地元就業の場をさらに確保する必要があることなどの理由から、平成4年度に計画の見直しを行い、計画区域を北側に約1万5,200平方メートル拡張した土地でございます。この場所は、県道長瀬玉淀自然公園線に接し、国道140号にも接近しており、交通の便がよく工業等の立地、農業への配慮、用地の確保等の観点から見て工場適地としての条件を備えておりますが、立地に向けた問い合わせや現地調査等を行った企業は数社ありましたが、いずれも立地に至っておりません。その原因につきましては、地形が細長く広い敷地が確保できないこと、地質が軟弱であること、横断する高圧線による影響が懸念されること等が挙げられています。

今後の土地活用につきましても、こうした企業立地に至らない原因を改善することが困難な状況と考えますと、計画の見直しを行わざるを得ない時期に来ていることは認識しておりますが、近年圏央道や寄居皆野バイパスの整備等、秩父地域を取り巻く周辺交通網が充実したことに伴い、県を初め秩父地域全体で積極的に企業誘致に取り組んでいこうという機運が高まっている状況もありますので、すぐに計画の見直しを実施するというのではなく、引き続きこの場所への企業誘致に向けた取り組みを県や近隣市町村と共同して推進してまいりたいと考えております。

次に、該当土地の課税状況についてのご質問ですが、新井議員もご承知のことと存じますが、課税状況は個人情報に当たりますので、答弁は差し控えさせていただきますと存じます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 課税状況についてはということで説明ないのですが、実際にあそこ、昔田んぼであった、いわゆる農地であったといえますか、ものが造成したことによって雑種地に変更になり、町

の事業に協力したあげくに結局放置されたような状態になっていまして、耕作を勝手にというか、する分にはいいのかもしれないのですが、一応は雑種地扱いになっていて、税の負担が大きくなっているというふうなことも考えられます。そういうふうなことから考えても、ただ発表できないということだけでなく、減免制度があるとか、何かそういうふうなことで、まだこういうふうな利用をしたいとかいうことで、地権者にしっかりとした説明もしてほしいと思うのです。そうでないと、町はどうしてくれるのだというふうなことで、いつも疑念を持っている。積極的に工場誘致したい、いずれしたいからということで協力したところが、税目というか、税額だけ上がってきて、それで土地は利用されない、そういうふうな状態にいる可能性もあります。そういうふうなことから、ただ答えられないだけではなくて、積極的に取り組む姿勢を聞かせてほしいのですけれども。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、新井議員の質問にお答えいたします。

減免のような制度があるかどうか、そういう制度があれば積極的に関係者に周知していただきたいというような内容が質問の趣旨であったかと思えます。土地の内容につきましては、その土地の履歴がありまして、土地の履歴によって課税状況等変わってきておりますので、もしそういうご相談がありましたら、直接担当、この場合でしたら、農地の場合でしたら地域整備観光課の農業委員会へお問い合わせいただければご相談できる場所があるかと思えます。よろしくお願いたします。

○議長（大澤タキ江君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 結局1万5,200平方メートルですか、ということは大きな造成地になっているわけですが、結局でき上がってみたら細長くてとか、先ほど非常に使いにくい状況にあると、こんなこと実際には、場所がふえたわけでもないし、するので、前もってわかるわけですね。最近高圧線は通ったわけですが、そういうふうなことからちょっと地価の状況変わってきた。それと同時に、逆に言えば線下補償というものもどの程度あるかわかりませんが、そういうふうなことも含めて、やはり課税の段階で雑種地と農地との違いというのは非常に大きいわけですが、1万5,200平米もあります。そういうふうなことから、その辺しっかりと、履歴だけで、結局それが変わってしまったあげくに使われていないということは、そのまんま雑種地扱いで課税されているわけだと思うのです。どうですか、税務課長。では副町長答える、お願いします。

○議長（大澤タキ江君） 副町長。

○副町長（平 健司君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

新井議員の、以前に工事現場事務所や資材置き場として利用していたという土地につきましては、何人かの方がお持ちだと思えますけれども、農業委員会のほうに転用申請が出ていまして、これはすべて転用されております。それ以外の工業導入地区の地目につきましては、転用申請が出されておきませんので、そういうことをご理解をいただきたいと思うのですが、個々のものにつきましては先ほど地域整備観光課長が申し上げたとおり個人の財産ですから、ここでご回答できるようなことではありませんので、そういうことをご理解をしていただきたいと思えます。

○議長（大澤タキ江君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 今新たに転用申請が出されているというふうなことで答えていただいたのですけれども、逆に言うとそういうふうな状況の中で使わせたい、いろんな理由から転用申請をするように勧めて、させたのではないのですか。個人が自主的に、そういうふうな状況の中で、うちは町に転用申請しますか

らそういうふうに使ってくださいということになってきたのか、それとも町のほうでリードして申請させたのと違うのですか、よくそういうふうなケースがありますけれども、どうでしょう。

○議長（大澤タキ江君） 副町長。

○副町長（平 健司君） お答えをさせていただきます。

この地区につきましては、ある企業との賃貸借契約に基づいて農業委員会の転用申請が出されております。町が特にここを転用申請しろだとか、そういうことではありませんので、ご理解をいただきたいと思いますが。

○議長（大澤タキ江君） 以上で通告のあった一般質問は全部終了いたしました。

これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時17分

再開 午後2時35分

○議長（大澤タキ江君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（大澤タキ江君） 日程第4、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今期定例議会に町長から提出された議案は、議案第25号から議案第42号までの18件でございます。

議案はお手元にご配付してあるとおりでございます。個々の議案内容の報告は省略させていただきます。

各議案に対する提案理由、その他内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思っております。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第25号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第5、議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例の一部を改正する条例）の提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成23年6月30日に公布され、同日施行されたことに伴い緊急に長瀬町税条例を改正する必要が生じ、6月30日に長瀬町税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしました。

たので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、税務課長の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（野原寿彦君） それでは、議案第25号の専決処分承認を求めることについて（長瀬町税条例の一部を改正する条例）についてご説明申し上げます。

町長の提案理由の説明にありましてとおり、地方税法等の一部を改正する法律が6月30日に公布され、7月1日から施行されましたが、今回の改正法案は分離、修正され、つなぎ法で6月末まで延長されている租税特別措置や現行制度の取り扱いの明確化、適正化に係る項目などを切り出した法律が今回の改正でございます。

題名が、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が6月30日に公布されました。7月1日以降に継続審議される法案の題名は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案となっております。これに伴い、緊急に長瀬町税条例の一部を改正する必要性が生じましたが、議会にお諮りするいとまがございませんでしたので、長瀬町税条例の一部を改正する条例を6月30日に専決処分させていただき、同日長瀬町条例第9号として公布し、7月1日から施行しているものでございます。

今回の地方税法等の一部改正に伴い税制の整備を図る観点から、寄附金制度の拡充、過料の見直しに係る措置等、所要の整備を図る必要があるため改正するものでございます。

それでは、専決処分をいたしました長瀬町税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。恐縮でございますが、お手元にご配付してあります参考資料1、議案第25号、第1条による長瀬町税条例新旧対照表で説明させていただきたいと存じます。申しわけございませんが、新旧対照表のこちらでお願いいたします。

なお、条文中他の関連条文について一部省略させていただく場合がありますので、よろしくご説明いたします。

初めに、第26条第1項でございますが、過料の改正で「3万円」から「10万円」に改めるものでございますが、平成22年度及び23年度税制改正における国税罰則の見直し等を踏まえ、地方税法においても納税環境の一環として罰則の見直しを行うもので、具体的には脱税犯に係る懲役刑の上限を10年等に、罰金刑の上限を1,000万円等に引き上げるものでございます。

また、故意による申告書不提出犯等による罰則が5年以下の懲役または500万円以下の罰金等、新たに設けたものでございます。国税や地方税の罰則の見直しに伴い、町条例においても町税について過料の引き上げや申告書不提出による過料などを定めるものでございます。

なお、この後の過料関連の条文については改正が本条と同様の理由でございますので、省略させていただきますので、よろしくご説明いたします。

次に、第34条の7第1項、寄附金税額控除の関係でございますが、条文につきましては地方税法と同様に定められておりましたが、今回の改正で地方税法から引用するように改めるものでございます。条例には明示してございませんが、内容については適用下限額の引き下げでございます。寄附文化のすそ野を広げるため、「5,000円」を「2,000円」に引き下げるものでございます。

次に、第2項で特例控除の計算方法でございますが、第1項と同様に地方税法から引用条文において処

理されるように変更するものでございます。

なお、この条文は平成20年の税制改正で設けられたふるさと納税の関係の条文でございます。所得税においては所得控除の措置が講じられておりますが、住民税においては税額控除とされております。

次に、3ページをごらんください。第36条の2でございますが、今回第34条の7の改正の影響により、適用条文に第1項、第2項を追加するものでございます。

次に、4ページをごらんください。第61条の第9項、10項でございますが、地方税法上で引用条項の移動が生じたための規定の整備を行うものでございます。内容といたしましては、文化財保護法に定める家屋及びその敷地について、住宅特例小規模住宅用地6分の1や住宅特例用地3分の1を、適用条文地方税法第349条の3第12項の2分の1の特例より優先させる条文でございます。

次に、附則の関係でございますが、ページあきまして7ページをごらんください。附則第7条の4でございますが、第34条7の改正に伴いまして、地方税法の適用条文を改めるものでございます。特例控除の関係でございます。内容としましては、都道府県、市町村及び特別区に対する寄附金を支出し、当該寄附の合計額が2,000円を超える場合は、当該控除額が基礎控除額に加算されるものでございます。住民税は平成24年度から適用となっております。

次に、8ページをごらんください。附則第8条第1項、2項でございますが、適用期限を3年間延長し、平成27年度までとするとともに、地方税法の適用条文及び租税特別措置法に文言を改めるものでございます。内容についてでございますが、肉用牛の売却による農業所得の課税の特例について免税対象牛の売却頭数要件の上限を年間1,500頭（現行は年間2,000頭）に引き下げる見直しを行った上で、適用期限を延長するものでございます。この改正は、平成25年度以降の個人住民税において適用するものでございます。

この措置は、経営体質を強化していくため本特例措置の継続が必要不可欠であり、宮崎県の口蹄疫要望の意見を踏まえた上で今回の改正になったものでございます。

次に、9ページをごらんください。附則第10条の2第4項でございますが、高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正が行われたことによる適用条文の改正でございます。内容につきましては、高齢者向け優良賃貸住宅である一定の貸し家住宅に係る固定資産税の減額措置について、対象サービスつき高齢者向け住宅である一定の貸し家住宅とした上、その対象資産の新築期限を平成25年3月31日まで2年間延長することに伴うものでございます。

次に、10ページから14ページにつきましては、税条例改正に伴う条文の整理でございます。内容につきましては、寄附金控除の改正条例に伴う関係条例の整備でございます。

次に、申しわけございませんが参考資料2、議案第25号、第2条による長瀬町税条例新旧対照表をごらんください、両面印刷させているものがあると思うのですが、第2条につきましては、個人町民税に関する経過措置でございますが、上場株式等の配当、譲渡所得等に係るものでございます。本則税率は20%でございますが、景気回復に万全を期すため10%軽減税率の特例措置を平成25年まで2年間延長するものでございます。

次に、参考資料3、議案第25号、第3条による長瀬町税条例新旧対照表をごらんください。非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例でございますが、先ほどご説明いたしました第2条の10%軽減税率の延長に伴い延長されるものです。また、第1条4号については2年間延長し、施行期日を平成27年1月1日とするものです。

次に、第2条第6項でございますが、平成25年度以後から2年間延長し、平成27年度以後とするもので

ございます。

最後に、附則でございますが、別紙の長瀬町税条例の一部を改正する条例の最後の部分に第1条から第4条まで記載しております。一番最後のページなのですけれども、この条例の施行期日、適用区分、経過措置等を定めたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

7番、齊藤實君。

○7番（齊藤 實君） 長瀬町税条例の一部を改正する条例ということなのですけれども、これでいくと、いつから施行するのですか、これ。附則第2条第9項、平成23年12月31日を平成25年12月31日に改めということでこれやっているわけですが、そうすると専決する必要はないのではない、まだ来ないのだから。というふうに思ったので、その辺をちょっと説明してくれます。

○議長（大澤タキ江君） 税務課長。

○税務課長（野原寿彦君） 一応原則として公布日は6月30日に施行して、7月1日から施行ということになるのですけれども、ただ条文において、第1条、第2条、第3条と多分分かれていると思うのです。第2条、第3条の附則の関係は、もう条例が既に制定されて、未執行分として条例等は生きているわけなのです。ところが、確かにこれ今後の先のことを考えた上で、今回で27年度まで延長させるということで、配当だとか、牛だとか、いろいろな面でどうしても延長、延長で持っていくために、第2条による改正ということで、まだ未執行の部分について、またもう一度上限を先に延ばすという方式をとっている関係でございまして、今すぐということではなくて、将来的に投資なり、そういうことをしていただくために、先々改正ということを行っているので、どうしても第1条でおさまり切れない、要するに第2条自体がもう25年で、実際来ていないのですけれども、実際のところ27年まで延長して条例を定めているものでございます。未執行分については、どんどん改正、改正ということで行われているので、第1条、第2条と附則の関係でちょっとわかりづらいところあると思うのですけれども、どうしてもそういう関係で先行的に改正、改正を続けているものでございます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 7番、齊藤實君。

○7番（齊藤 實君） 非常にわかりづらいのだけれども、いずれにしてもそういうふうに施行はしているのだけれども、6月30日でやっているということなのですが、もっと簡単にわかりやすく言ってもらいたいなと思ったのだけれども、今後はっきり、何かこれでいくとそうなっているのだよ、幾ら見ても。だからと思いましたので、申し上げました。今後もっとはっきり言ってもらえる、済みません。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第25号 専決処分承認を求めること（長瀬町税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり承認されました。



◎議案第26号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第6、議案第26号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第26号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

職員の病気休暇及び災害時等の特別休暇について、国や他団体の動向を勘案し、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） それでは、議案第26号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

町長の提案理由にもありましたように、職員の病気休暇及び災害時等の特別休暇について国や他団体の動向を勘案し、県の参考例に基づき所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。

恐れ入りますが、参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。第2条の第2項及び第4項でございますが、「地方公務員の育児休業等に関する法律」を「育児休業法」とする法令名の整理を行うものでございます。

第13条、病気休暇の第2項でございますが、最初のページの一番下になります。現状その裏のページになりますけれども、第1号から第3号まで、公務上の負傷または疾病の場合、その療養に必要な期間、それから結核性疾患の場合1年、それ以外の場合は90日という病気休暇をとることができた規定を、右側になります。最初のページの表面に戻りますけれども、病気休暇の期間は療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限の期間とするものでございます。ただし、裏面になりますが、(1)、第1号の公務上の負傷、疾病や通勤により負傷、疾病にかかった場合、またその下の(2)、第2号の長瀬町職員衛生管理規則第17条及び18条において、勤務の軽減措置を受けた場合以外の場合における病気休暇の期間は、先ほどの公務災害、通勤災害及び職員衛生管理規則に基づく勤務の軽減措置を受けた場合の病気休暇日また町規則で定める日を除いて、連続して90日を超えることができないと改正するものでございます。

次の第3項から第7項まででございますが、先ほどの第2項の変更に伴い項を追加するものでございます。まず、第3項でございますが、前項の第2項のただし書き及び第4項、2枚目になりますが、及び第

5項の適用については、連続する8日以上の特定期間の特定期間病気休暇を使用した職員が除外日を除いて連続して使用した特定期間病気休暇の期間の末日の翌日から、勤務時間のすべてを勤務した日の日数、実勤務日数が20日に達するまでの間に再度の特定期間病気休暇を使用したときは、直前の特定期間病気休暇の期間は連続しているものとみなす規定でございます。

第4項でございます。使用した特定期間病気休暇の期間が除外日を除いて90日に達した日後においても引き続き当初の病気と明らかに異なる病気のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、90日に達した日の翌日以後の日においても特定期間病気休暇を承認することができるものですが、この場合において明らかに異なる負傷または疾病以後における特定期間病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできないとするものでございます。

第5項でございますが、使用した特定期間病気休暇の期間が除外日を除いて90日に達した日の翌日から実勤務日数が20日に達する日までの間に、当初の負傷または疾病の症状等とは明らかに異なる負傷または疾病のため療養する必要が生じ、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、当該明らかに異なる負傷または疾病に係る特定期間病気休暇を承認することができるものですが、この場合において当該特定期間病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできないとするものでございます。

第6項でございますが、病気休暇の期間計算において連続する病気休暇の間にある週休日、休日、代休日、その他の病気休暇の日以外の勤務しない日は、特定期間病気休暇を使用した日とみなすものでございます。

第7項でございますが、第2項ただし書き及び第3項から第6項までの規定の適用は、臨時的に任用された職員及び条件付き採用期間中の職員には適用されず、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限の期間とするものでございます。

2枚目の一番下になりますが、第14条、特別休暇の規定でございます。その2枚目の裏面になりますが、第2項でございます。「認める」を「認められる」とするなどの文言の修正でございます。

また、3枚目になりますが、第2項第11号、(11)でございますが、災害による特別休暇について職員が食料等を確保する必要がある場合も休暇の対象とするもので、第19号は退勤途上、危険回避に係る特別休暇について交通機関の事故等の場合も休暇の対象とするものでございます。

新旧対照表の3枚目の裏面、一番最後になりますが、最後のページになりますけれども、第15条第2項でございます。第14条第2項同様、「認める」を「認められる」とするなどの文言の修正でございます。

条例に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するもので、また第13条の規定は平成23年10月1日から施行し、改正後の条例第13条の規定は同日10月1日になりますが、以後に使用した病気休暇について適用するものでございます。

以上が議案第26号の内容でございます。よろしくご審議いただきご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第26号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。



◎議案第27号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第7、議案第27号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第27号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

職員の給与に関する条例について、国や他団体の動向を勘案し、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） それでは、議案第27号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

町長の提案理由の説明にもありましたとおり、職員の給与に関する条例について国や他団体の動向を勘案し、県の参考例に基づき所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。

議案にありますように、附則に次の1項を加えるものでございます。その加える附則第8項でございしますが、病気休暇に90日の上限が設けられたことに伴い、当分の間職員が負傷または疾病に係る療養のための病気休暇の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇に係る日につき給料の半額を減ずるものでございます。

附則でございしますが、この条例は23年10月1日から施行するものでございます。

よろしくご審議いただきご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第27号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。



◎議案第28号～議案第32号の説明

○議長（大澤タキ江君） 日程第8、議案第28号 平成22年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第9、議案第29号 平成22年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10、議案第30号 平成22年度長瀬町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11、議案第31号 平成22年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12、議案第32号 平成22年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第28号から議案第32号まで、平成22年度の各会計の歳入歳出の決算認定についてご説明申し上げます。

地方自治法第233条第1項の規定に基づき、去る7月20日、会計管理者から各会計の決算書が関係書類を添えて提出され、同条第2項の規定によりまして監査委員に決算審査を依頼し、8月17日に意見書が提出されましたので、同条第3項の規定により議会の認定を賜りたく提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 各会計の歳入歳出決算概要について、会計管理者の説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（齊藤敏行君） それでは、平成22年度一般会計、特別会計歳入歳出決算書、この白い表紙のものでございます。により各会計の歳入歳出決算概要を順次ご説明いたします。

表紙、目次をめくっていただきまして、青色のページをごらんください。平成22年度長瀬町一般会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額は35億9,067万410円、歳出決算額は34億2,893万7,200円、歳入歳出差引残額は1億6,173万3,210円でございます。

次に、1、2ページの一般会計歳入歳出決算書をごらんください。歳入決算は、表の一番上の欄にありますように、款、項、予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較で調製してございます。

5、6ページをごらんください。歳入合計欄でございます。予算現額41億771万3,300円、調定額36億9,890万3,352円、収入済額35億9,067万410円、不納欠損額116万4,977円、収入未済額1億706万7,965円、予算現額と収入済額との比較は5億1,704万2,890円でございます。

収入済額の主なものでございますが、恐縮ですが、1、2ページに戻っていただきます。第1款の町税8億8,477万8,069円、下にまいりまして第10款地方交付税10億6,848万5,000円。済みません、3ページ、

4ページをごらんください。第14款国庫支出金4億2,755万7,147円、第15款県支出金3億3,171万3,034円、第18款繰越金2億3,116万4,736円、第20款町債3億7,401万6,000円でございます。

不納欠損額は、済みません、1、2ページに戻っていただきまして、町民税が2万9,227円、固定資産税が107万1,550円、軽自動車税が6万4,200円でございます。また、収入未済額でございますが、第1款の町税1億360万7,105円、第12款の分担金及び負担金のうち4、5ページになりますが、第2項負担金の児童保育費負担金が59万4,200円でございます。第16款の財産収入4,660円、第19款の諸収入の中の第3項貸付金元利収入の育英資金貸付金元金収入の286万2,000円でございます。

続きまして、歳出決算でございますが、7、8ページをごらんください。表の一番上の欄にありますように、歳出決算は、款、項、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較で調製してございます。

9ページ、10ページをごらんください。表の一番下の歳出合計の欄で説明いたします。歳出合計欄の予算現額41億771万3,300円、支出済額34億2,893万7,200円、翌年度繰越額4億4,601万1,100円、不用額2億3,276万5,000円、予算現額と支出済額との比較、6億7,877万6,100円でございます。

なお、翌年度繰越額の内訳でございますが、22年度から23年度への繰り越しは繰越明許費15事業と事故繰り越し3事業がございます。7、8ページをごらんください。第2款の総務費の619万7,000円は、第2項の企画費の中の基幹系システム整備事業でございます。第3款の民生費の129万6,000円は、第2項児童福祉費の子育て相談事業、第4款衛生費の259万1,000円は、第1項保健衛生費の訪問指導推進事業でございます。第7款の商工費の1,407万2,500円は、第1項商工費の宝登山並木参道観光トイレ改修事業の1,150万円と事故繰り越しの長瀬町旧観光案内所移設工事257万2,500円でございます。第8款の土木費の551万4,600円は、第1項の道路橋梁費の事故繰り越しの本中87号線道路改良工事90万900円と野上下郷51号線道路改良工事461万3,700円でございます。9ページ、10ページをごらんください。第10款の教育費4億1,634万円の翌年度繰越額は、項1教育総務費の第一小学校屋内運動場耐震補強事業9,870万5,000円です。それと第二小学校校舎耐震補強事業2億1,640万6,000円、第二小学校太陽光発電導入事業2,150万4,000円、第一小学校大規模改修事業5,320万円、中学校大規模改修事業1,400万円、それから学校施設改修事業の247万3,000円、小・中学校図書室図書充実事業250万円でございます。それから、第6項の社会教育費でございますが、これは中央公民館施設改修事業286万円、中央公民館図書購入事業50万円、郷土資料館資料収集事業80万円、それと第7項保健体育費の総合グラウンド改修事業339万2,000円でございます。

次に、支出済額の主なものでございますが、恐縮ですが、7、8ページに戻っていただきまして、第2款の総務費9億1,299万878円、第3款の民生費8億2,921万9,475円、第4款の衛生費4億9,716万2,354円、第8款の土木費1億5,612万4,763円、9ページ、10ページに移りまして、第10款の教育費4億5,783万9,727円、第12款の公債費2億6,375万8,587円でございます。

ページが飛びまして、114ページをごらんください。114ページは、実質収支に関する調書でございます。歳入総額は35億9,067万410円、歳出総額は34億2,893万7,200円、歳入歳出差引額は1億6,173万3,210円で、翌年度に繰り越すべき財源は、繰越明許費繰越額が4,342万7,000円、事故繰越額が808万7,100円で、実質収支は1億1,021万9,110円でございます。

なお、繰り越すべき財源の繰越明許費繰越額の内訳でございますが、基幹系システム整備事業の350万2,000円、子育て相談事業の8万6,000円、訪問指導推進事業の59万1,000円、宝登山並木参道観光トイレ改修事業230万円、第一小学校屋内運動場耐震補強事業422万3,000円、第二小学校校舎耐震補強事業1,539万

4,000円、第二小学校太陽光発電導入事業305万7,000円、第一小学校大規模改修事業989万4,000円、中学校大規模改修事業275万5,000円、学校施設改修事業57万3,000円、中央公民館施設改修事業36万円、総合グラウンド改修事業69万2,000円でございます。

事故繰り越し繰越額の内訳でございますが、長瀬町旧観光案内所移設工事の257万2,500円、本中87号線道路改修工事の90万900円、野上下郷51号線道路改修工事の461万3,700円でございます。

続きまして、右のページの国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。歳入決算額は9億7,334万3,311円、歳出決算額は9億39万7,513円、歳入歳出差引残額は7,294万5,798円でございます。

歳入決算についてご説明いたします。117、118ページをごらんください。歳入合計欄でございますが、予算現額は9億2,366万5,000円、調定額10億1,777万657円、収入済額9億7,334万3,311円、不納欠損額101万5,020円は国民健康保険税でございます。収入未済額4,341万2,326円は、国民健康保険税でございます。予算現額と収入済額との比較でございますが、マイナスの4,967万8,311円でございます。

収入済額の主なものでございますが、115ページ、116ページをごらんください。第1款の国民健康保険税1億8,332万7,475円、第5款の国庫支出金2億4,021万7,299円、第7款の前期高齢者交付金2億2,056万2,925円、第9款の共同事業交付金1億38万8,485円、第11款の繰入金8,120万9,376円、第12款の繰越金7,968万7,307円でございます。

続きまして、歳出決算についてご説明いたします。121、122ページをごらんください。歳出合計欄でございますが、予算現額9億2,366万5,000円で、支出済額は9億39万7,513円、翌年度繰越額はございませんので、不用額、予算現額と支出済額との比較は同額の2,326万7,487円でございます。

支出済額の主なものでございますが、119ページ、120ページをごらんください。第2款の保険給付費6億2,078万758円、第3款の後期高齢者支援金等1億156万842円、第6款の介護納付金4,454万7,863円、第7款の共同事業拠出金9,213万5,592円でございます。

148ページをごらんください。148ページは、国民健康保険特別会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額は9億7,334万3,311円、歳出総額は9億39万7,513円、歳入歳出差引残額は7,294万5,798円、翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は歳入歳出差引残額と同額の7,294万5,798円でございます。

続きまして、右のページの老人保健特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。歳入決算額9万7,924円、歳出決算額9万7,924円、歳入歳出差引残額はございません。

歳入決算についてご説明いたします。149、150ページをごらんください。歳入合計欄でございますが、予算現額18万6,000円、調定額9万7,924円、収入済額9万7,924円、不納欠損額、収入未済額はございません。予算現額と収入済額との比較は8万8,076円でございます。

収入済額の主なものは、第5款の繰越金9万6,701円でございます。

続きまして、歳出決算についてご説明いたします。下の表の歳出合計でございますが、予算現額18万6,000円、支出済額9万7,924円、翌年度繰越額はございませんので、不用額、予算現額と支出済額との比較は同額の8万8,076円でございます。

支出済額の主なものでございますが、第2款の医療諸費8万3,421円でございます。

156ページをごらんください。実質収支に関する調書でございます。歳入決算額9万7,924円、歳出決算額9万7,924円、歳入歳出差引残額はございません。実質収支額はゼロ円でございます。

右のページの介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。歳入決算額 5 億8,530万5,326円、歳出決算額 5 億6,099万7,803円、歳入歳出差引額2,430万7,523円でございます。

157、158ページをごらんください。歳入合計欄の予算現額は 5 億8,542万1,000円、調定額 5 億8,644万3,916円、収入済額 5 億8,530万5,326円、不納欠損額は介護保険料の12万2,000円でございます。収入未済額は、介護保険料の101万6,590円でございます。予算現額と収入済額との比較でございますが、11万5,674円でございます。

収入済額の主なものでございますが、第 1 款の保険料 1 億1,040万3,415円、第 3 款の国庫支出金 1 億2,576万7,750円、第 4 款の支払基金交付金 1 億5,547万3,000円、第 5 款の県支出金8,274万6,375円、第 7 款の繰入金7,704万1,460円でございます。

159、160ページをごらんください。歳出決算についてご説明いたします。歳出合計欄の予算現額は 5 億8,542万1,000円、支出済額は 5 億6,099万7,803円、翌年度繰越額はございませんので、不用額、予算現額と支出済額との比較は、同額の2,442万3,197円でございます。

支出済額の主なものは、第 2 款の保険給付費 5 億1,984万6,332円でございます。

182ページをごらんください。介護保険特別会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額は 5 億8,530万5,326円、歳出総額は 5 億6,099万7,803円、翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は歳入歳出差引残額と同額の2,430万7,523円でございます。

右のページをごらんください。後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。歳入決算額は8,076万8,902円、歳出決算額7,865万4,306円、歳入歳出差引残額は211万4,596円でございます。

183ページ、184ページをごらんください。歳入決算額についてご説明いたします。歳入合計欄の予算現額は8,425万9,000円、調定額8,141万5,632円、収入済額8,076万8,902円、不納欠損額は後期高齢者医療保険料の 7 万5,920円、収入未済額は後期高齢者医療保険料の57万810円でございます。予算現額と収入済額との比較は349万98円でございます。

収入済額の主なものは、第 1 款の後期高齢者医療保険料6,084万2,310円、第 3 款の繰入金1,779万4,062円でございます。

続きまして、歳出決算についてご説明いたします。歳出合計欄の予算現額8,425万9,000円、支出済額7,865万4,306円、翌年度繰越額はございませんので、不用額、予算現額と支出済額との比較は同額の560万4,694円でございます。

支出済額の主なものは、第 2 款の後期高齢者医療広域連合納付金7,719万5,352円でございます。

194ページをごらんください。後期高齢者医療特別会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額は8,076万8,902円、歳出総額は7,865万4,306円、翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は歳入歳出差引残額と同額の211万4,596円でございます。

以上で、一般会計、各特別会計の決算概要の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） 次に、各課長より歳入歳出決算の内容について説明を求めます。

最初に、総務課長、お願ひします。

総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） それでは、決算内容につきまして、青い色の表紙の行政報告書にまとめてございますので、これにより説明させていただきたいと存じます。

行政報告書の 3 ページでございます。まず、2 の町財政の概要でございますが、(1) の歳入歳出の決

算状況につきまして、歳入総額は35億9,067万410円、21年度に比べまして4.1%の増でございます。歳出総額でございますが、34億2,893万7,200円で、21年度に比べ6.5%の増となっております。歳入歳出差引額でございますが、1億6,173万3,210円となっております。

次に、歳入決算額の内容でございますが、恐れ入りますが、5ページをお開きください。この表は、平成22年度一般会計の歳入決算と21年度との比較でございます。主なものについて説明させていただきます。まず、町税でございますが、8億8,477万8,000円で、歳入全体の24.6%を占めております。平成21年度に比べ4.7%の減少となっております。

次の地方譲与税から交通安全対策特別交付金までにつきましては、国の客観的基準により配分されたものでございます。

次の地方交付税でございますが、中段になります。10億6,848万5,000円で、歳入全体の29.8%を占めております。平成21年度に比べ9.0%の増加となっております。

次に、国庫支出金でございますが、4億2,755万7,000円で、定額給付金給付事業費国庫補助金や地域活性化・経済危機対策交付金などの減によりまして、21年度に比べ16.8%の減少となっております。

次に、県支出金でございますが、3億3,171万3,000円で、緊急雇用創出事業補助金や介護基盤緊急整備等補助金などの増により、平成21年度に比べ43.3%の増加となっております。

次に、財産収入でございますが、288万7,000円で、宅地分譲用地売却収入の減により、平成21年度に比べ71.7%の減少となっております。

次に、繰越金でございますが、2億3,116万5,000円で、平成21年度に比べ48.9%の増加となっております。

次に、町債でございますが、3億7,401万6,000円で、臨時財政対策債の増額などにより、平成21年度に比べ36.4%の増加となっております。

次に、繰入金でございますが、財政調整基金や減債基金等の基金などからの繰り入れで2,333万1,000円となり、平成21年度に比べ65.2%の減少となっております。以上が歳入の主なもので、合計では35億9,067万円となっております。

続きまして、歳出決算額についてご説明いたします。恐れ入りますが、7ページをごらんいただきたいと存じます。この表でございますが、平成22年度の一般会計の目的別歳出決算と21年度の比較となっております。主なものについて説明させていただきます。

まず、議会費でございますが、3,386万5,000円で、議員報酬額の減額などにより、平成21年度に比べ5.3%の減少となっております。

次に、総務費でございますが、9億1,299万1,000円で、財政調整基金の積立金や減債基金の積立金の増額などにより、平成21年度に比べ2.8%の増加となっております。

次に、民生費でございますが、8億2,921万9,000円で、子ども手当や介護基盤緊急整備等補助金の増額などにより、21年度に比べ19.6%の増加となっております。

次に、衛生費でございますが、4億9,716万2,000円で、保健センター改修工事や秩父定住自立圏負担金などの増額により、21年度に比べ8.0%の増加となっております。

次に、農林水産業費でございますが、3,045万4,000円で、花の里公衆トイレ整備工事の減などにより、21年度に比べ5.0%の減少となっております。

次に、商工費でございますが、9,485万7,000円で、観光案内所建設事業や長瀬駅前公衆トイレ改修事業

の増などにより、21年度に比べ65.3%の増加となっております。

次に、土木費でございますが、1億5,612万5,000円で、町道等境界査定資料デジタル化事業の増額などにより、21年度に比べ2.3%の増加となっております。

次に、消防費でございますが、1億5,190万9,000円で、消防車両の購入や防災行政無線、固定系親局更新工事の減などにより、21年度に比べ31.8%の減少となっております。

次に、教育費でございますが、4億5,784万円で、中学校の耐震補強及び大規模改修工事の増額などにより、21年度に比べて14.2%の増加となっております。

次に、公債費でございますが、2億6,375万9,000円で、繰上償還に伴う元金償還の減額により、21年度に比べて4.1%の減少となっております。

次に、9ページをごらんいただきたいと存じます。こちらの表でございますが、歳出を性質別にあらわしたものでございます。主なものについて説明させていただきます。まず、人件費でございますが、6億8,726万3,000円で、職員数の減などにより、21年度に比べて0.3%の減少となっております。

次に、普通建設事業費でございますが、5億4,129万6,000円で、中学校校舎耐震補強事業や中学校屋外トイレ整備事業、観光案内所建設事業などの増により、21年度に比べて6.2%の増加となっております。

次に、補助費等でございますが、5億244万円で、皆野・長瀬上下水道組合し尿負担金や定額給付金などの減額によりまして、21年度に比べ22.1%の減少となっております。

次に、積立金でございますが、2億64万円で、財政調整基金や減債基金の増額により、21年度に比べて158.9%の増加となっております。

次に、公債費でございますが、2億6,375万9,000円で、繰上償還に伴う元金の減額により、21年度に比べて4.1%の減少となっております。

次に、物件費でございますが、3億7,214万5,000円で、緊急雇用創出事業や固定資産鑑定評価事業の委託料などの増額により、21年度に比べ21.2%の増加となっております。

次に、扶助費でございますが、3億6,942万3,000円で、子ども手当や障害者自立支援給付事業などの増により、21年度に比べて29.9%の増加となっております。

次に、繰出金でございますが、4億7,405万8,000円で、皆野・長瀬上下水道組合下水道繰出金や国保特別会計繰出金の増額などにより、21年度に比べ14.0%の増加となっております。

次に、維持補修費でございますが、1,583万3,000円で、道路維持補修費などの増額により、21年度に比べて9.9%の増加となっております。これらの歳出を合計しますと34億2,893万7,000円となっております。以上が歳入歳出の概要でございます。

続きまして、3ページにお戻りいただきたいと存じます。歳入歳出決算状況の説明に続きまして、(2)、中段やや下でございますが、公有財産の状況につきまして説明いたします。まず、①の土地でございますが、22年度中に用途廃止となった82平方メートルを取得し、同土地を売ったため平成22年度末現在では21年度末と同じ14万7,699平方メートルとなるどころ、公有財産台帳電子化整備事業により財産の洗い出しを行った結果15万428平方メートルとなり、その結果21年度と比べ2,729平方メートルの増加（誤差）となりました。

次に、②の建物でございますが、平成22年度中に長瀬町観光情報館177平方メートル、長瀬中学校屋外トイレ70平方メートルの改築、保健センター調理室36平方メートルの増築により、平成22年度末現在では3万3,484平方メートルとなるどころ、土地同様公有財産台帳電子化整備事業により財産の洗い出しを行

った結果3万3,425平方メートルとなり、21年度と比べ776平方メートルの減少（283平方メートルの増加と三角1,059平方メートルの誤差）となっており、

次に、基金の状況についてご説明いたします。次のページ、4ページの中ほどに各基金の運用状況を表にしておりますが、一番下、合計欄をごらんいただきますと、平成21年度末現在高は4億2,501万円でしたが、平成22年度中に財政調整基金など5,262万4,000円を積み立て、また財政調整基金など2,331万6,000円を繰り入れしておりますので、7つの基金の平成22年度末現在高の合計は4億5,431万8,000円となっております。

なお、財政調整基金に別に債権として1億5,800万円を保有しておりますが、これは基金には出納整理期間がないことから、年度末残高は3月31日現在でとらえることとなりますが、今回の歳出は4月の支払いとなったもので、歳入歳出決算書の金額と合わせることから、以前の例により債権として計上させていただいております。

次に、町債の状況についてご説明いたします。11ページをごらんいただきたいと存じます。11ページの(1)、一般会計債の合計欄をごらんいただきますと、平成21年度末の現在高は27億2,272万円でしたが、平成22年度中に3億7,401万6,000円を借り入れ、2億2,678万7,000円を元金償還いたしました。このため、平成22年度末の現在高は28億6,994万9,000円となっております。

なお、欄外にもありますが、減税補てん債、臨時税収補てん債、臨時財政対策債の元利償還金につきましては、その全額が、また辺地債、消防債、災害復旧債などはその一部が、普通交付税の基準財政需要額に算入されます。また、12ページにつきましては、金利ごとの元金残高を借り入れ先別にあらわしたものでございます。

一般会計決算全般の概略の説明は以上でございます。

続きまして、総務課の主要事業につきまして、行政報告書に基づき説明させていただきます。18ページをごらんいただきたいと存じます。第4の総務部門における主要施策の1の広報、広聴活動の充実でございますが、町民への情報提供とあわせて、町政に対する理解を深めていただくため、「広報ながとろ」を毎月発行し、全世帯及び関係機関に配布しております。また、町政に対するご意見等を伺い、まちづくりに反映させるための提案制度には、郵送、電子メール等で12件の提案等が寄せられ、その一部を「広報ながとろ」に掲載し公表しております。

次に、2の町民相談業務の実施でございますが、法律相談、行政相談につきましては毎月1回、人権相談につきましては年5回、登記相談は年4回実施いたしました。法律相談は34件、行政相談は1件、人権相談は5件、登記相談は6件ございました。

次に、19ページの4の財産管理事業の(1)、財産管理でございますが、役場庁舎の維持管理を初め、普通財産、行政財産の管理や物品の調達、管理などの事業を行っております。

なお、庁舎管理につきましては、庁舎の屋上受電設備、庁舎内のトイレ、エレベーター、表玄関自動ドア、空調機等の修繕を実施しております。また、財産台帳を紙ベースから電子データで保存できるようにし、あわせて財産の洗い出しも行っております。22年度中の普通財産の取得、処分状況は、表のとおりでございます。

(2)の入札の実施につきましては、平成22年度は45件の入札を実施いたしましたが、その状況は①から次のページ、20ページの③の表のとおりでございます。

次に、20ページの5の交通安全対策事業でございますが、全国交通安全運動、交通事故防止運動を実施、

協力するとともに、町独自の啓発活動として、交通安全母の会の協力をいただきマスコット人形540個を作成し、街頭キャンペーンの際や高齢者、新入学児童に配布し、啓発活動を行いました。交通安全指導としては、新入学園児を対象とした紙芝居による交通安全教室の開催等を行いました。また、交通指導隊による児童生徒の下校時の交通安全指導にあわせて、防犯パトロール活動を実施しております。啓発活動といたしましては、町民の希望者に交通安全反射たすきを配布いたしました。

次に、6の地域振興対策事業でございますが、地域の振興を図るため、岩田区、中野上区等で実施した事業に対し補助を行いました。

次に、21ページにまたがります7の職員研修状況でございますが、職員の資質向上と専門的知識の習得を図るため、表に示してありますように研修に参加、実施し、延べ77人が受講いたしております。

次に、21ページの8の人権同和問題啓発事業でございますが、人権啓発及び同和問題の啓発を図るため、啓発標語入りの花粉セット、マスクとティッシュをセットにしたものを作成し、園児、小中学生、教職員等に配布し啓蒙を図りました。

次に、9の各種期成同盟会事業でございますが、沿線市町で構成する秩父鉄道整備促進協議会を通じて、秩父鉄道が実施する安全対策事業に対しまして支援を行いました。

次に、10のイメージアップ事業でございますが、22年度におきましてもシンボルマークの活用を行いました。

次に、次のページ、22ページの11、行政改革推進事業でございますが、効率的な行財政運営と町民サービスの向上を目指して、現下の状況に対応するため、町民と行政の協働の推進、厳しい環境下でも持続可能な行財政基盤の確立、簡素でわかりやすい組織体制の構築、職員の意識改革と定数等の適正管理を基本方針とする平成18年度から22年度までの5年間の行政改革大綱及び実施計画に基づき、全庁的体制で見直しや改革に努めました。

次に、12、緊急経済対策事業でございますが、円高・デフレ対策のための緊急総合経済対策事業として、国より交付された住民生活に光をそそぐ交付金を活用して、住民に光をそそぐ基金に積み立てました。また、地球温暖化対策、地域の実情に応じた地域活性化等に資する事業として、国より交付された地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用して、保健センター改修事業を行いました。

また、公共事業等の追加に伴う地方負担の軽減を図る事業として、国より交付された地域活性化・公共投資臨時交付金を活用して、第一小学校と中学校の太陽光発電設備設置事業を行いました。

さらに、地方公共団体によるきめ細やかなインフラ整備等を支援するとして、国より交付されました地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用して、長瀬駅前公衆トイレ改修工事、小学校プール循環ろ過装置交換事業、中学校防球ネット改修事業、消防用ホース乾燥塔設置事業、給食センター室内改修事業、中学校屋外トイレ改修事業、本中93号線道路改良事業、本中34号線道路側溝整備事業、熊野沢支流護岸整備事業を行いました。

次に、13、ふるさと長瀬応援基金でございますが、ふるさと納税制度により寄附金を活用するため、ふるさと長瀬応援基金を平成20年度に設置しておりますが、22年度は7名の方から64万円の寄附をいただき、基金に積み立てました。

次に、23ページの14、情報公開・個人情報保護制度事業でございますが、公正で透明な開かれた町政を推進するため、町が保有する行政情報の提供を行いました。また、町民のプライバシーを保護するため、個人情報保護制度の充実に努めました。

15の情報化推進事業でございますが、まず（１）の庁内LAN（情報系）の管理でございますが、住民サービスの向上、事務の簡素化、効率化を図るため、全職員のパソコンをつなぎ、運用しているところでございます。

次に、（２）の庁内LAN（基幹系）の管理でございますが、各課のパソコンをつなぎ、町の事務処理の根幹をなす住民、税務、財務システムの活用により、住民サービスの向上、事務の効率化に努めました。

次に、（３）の公式ホームページの運営管理でございますが、長瀬町公式ホームページを平成12年に開設し、積極的に情報提供を行っておりますが、平成22年4月から23年3月末までに8万4,881件のアクセスがございました。

次に、（４）の携帯電話基地局の整備でございますが、携帯電話不感エリアを解消するため、携帯電話等エリア整備事業補助金を利用し、風布地区に携帯電話基地局1基を整備しました。

次に、少し飛びまして、26ページをお開きください。19の統計調査でございますが、（１）の工業統計調査を70件の製造業の事業所を対象に12月31日を基準日として実施いたしました。

また、（２）の国勢調査につきましては、5年に1度、10月1日現在で全国一斉に行われる国の最も重要な統計調査で、その速報値は人口7,910人、世帯数は2,719戸で、前回に比べまして442人の減少、15戸の増加となっております。

次に、また少し飛びまして、58ページをお開きいただきたいと存じます。58ページの一番下になりますが、10の長瀬町開発行為等審査会については、59ページの表のように4件の開発行為等の申請があり、それぞれ審査会を開催しております。

次に、次のページ、60ページの第11、消防部門における主要施策の1の常備消防事業でございますが、秩父広域市町村圏組合の消防負担金として1億2,915万7,000円を負担いたしました。

次に、2の非常備消防事業でございますが、長瀬町消防団運営費交付金として70万円を交付いたしました。また、ホース14本を購入してございます。

次に、3の消防施設整備事業でございますが、老朽化した防火水槽の解体、岩田消防詰所の火の見やぐらの撤去及び消防用ホース乾燥塔を設置いたしました。

次に、4の防災対策事業でございますが、防災対策といたしまして発電機1台を購入しました。また、防災行政無線のデジタル化に対応するため全国瞬時警報システム整備事業として、既にデジタル化されているJ-ALERT設備の購入及び同報無線、これは防災行政無線になりますが、操作卓をアナログからデジタルに改修してございます。

以上が総務課の主要事業の説明でございます。よろしくお願いたします。

○議長（大澤タキ江君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後4時13分

再開 午後4時30分

○議長（大澤タキ江君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、税務課長、お願いします。

税務課長。

○税務課長（野原寿彦君） それでは、税務課関係につきましてご説明申し上げます。

行政報告書の13ページをお開きいただきたいと存じます。第2の歳入に関する事項、1の町税についてご説明申し上げます。下の表の町税収納状況をごらんいただきたいと存じます。初めに、現年課税分でございますが、1の個人町税の調定額は3億2,399万1,000円で、21年度対比マイナス11.2%の減額となっております。平成22年中個人所得の減少等により、21年度対比マイナスとなっております。これに対します収入済額は3億1,860万7,000円で、収納率は98.3%でございます。

次に、法人町民税でございますが、調定額は3,337万7,000円で、21年度対比37.7%の増となっております。一部の企業において業績の回復が見られ増となったものでございます。これに対します収入済額は3,314万7,000円で、収納率は99.3%でございます。

次に、2の固定資産税でございますが、調定額は4億7,397万7,000円で、21年度対比1.7%の減となっております。固定資産税は評価替えの第2年度に当たりまして、土地については引き続き地価が下落傾向にあり、21年度対比4.8%の減。家屋につきましては、税制の特例を利用したの新增築等があり、21年度対比2.7%の増となっております。償却資産につきましては、設備投資による増加があったものの、減価償却による評価額の減少により、21年度対比5.4%の減となりまして、固定資産税全体では21年度対比1.7%の減となったものでございます。これに対します収入済額は4億6,072万8,000円で、収納率は97.2%でございます。

次の国有資産等所在市町村交付金でございますが、調定額は142万8,000円、21年度対比9.7%の減となっております。これは、内容の変更はございませんが、交付金の算定と、基礎となる課税標準額が下がったことによるものでございます。

次に、3の軽自動車税でございますが、調定額は1,728万2,000円で、軽乗用車の登録台数の増加等により、21年度対比1.6%の増となっております。これに対します収入済額は1,686万8,000円で、収納率は97.6%でございます。

次の4のたばこ税につきましては、調定額3,790万5,000円で、21年度対比3.3%の増となっております。たばこ税の値上げによる買いため等による増の原因と思われま。

以上、現年課税分の調定額合計は8億8,796万円で、21年度対比4.2%の減となります。これに対します収入済額は8億6,868万3,000円で、収納率は97.8%でございます。

次に、滞納繰り越し分でございますが、町民税、固定資産税及び軽自動車税を合計いたしました調定額1億159万円で、21年度対比3.2%の減となっております。これに対します収入済額が1,609万5,000円、収納率は15.8%でございます。表の一番下の段でございますが、現年課税分と滞納繰り越し分を合計いたしました町税調定額の総額は9億8,955万円となりまして、収入済額8億8,477万8,000円、収納率89.4%でございます。

次に、不納欠損額についてご説明申し上げます。税目別に見ますと、滞納繰り越し分の個人町民税が9件、2人で2万9,000円、固定資産税が86件で20人、107万2,000円、軽自動車税が14件、5人、6万4,000円で、合計いたしまして109件、実人数35人、116万5,000円について不納欠損として処分させていただいたものでございます。処分理由につきましては、地方税法の規定に基づき、地方税法第15条の7第4項該当の処分停止後3年経過したことにより、納入義務の消滅したものが41件、時効により租税債権が消滅したものが65件となっております。現年課税分と滞納繰り越し分を合計いたしました調定額9億8,955万円から収入済額8億8,477万8,000円と不納欠損額116万5,000円を差し引いた収入未済額1億360万7,000円が

23年度に繰り越されます町税の滞納額となっております。

次に、歳出でございますが、行政報告書の23ページをごらんください。16の賦課徴収事業、(1)、固定資産税標準宅地の評価替えに伴う鑑定評価及び時点修正事業でございますが、平成24年度評価替えに向けて鑑定士による標準宅地等の不動産鑑定評価及び依然として地価の下落傾向が見られますことから時点修正を行い、平成23年度の固定資産評価額に反映させました。

(2)、公図のデジタル化事業でございますが、公図の適正な管理と住民サービスの向上を図るために行ったものでございます。

(3)、長瀨町納税推進コールセンターでございますが、緊急雇用対策補助金を利用しまして納期内納付を推進するため事業を行ったものでございます。

(4)の口座振替納付の普及促進でございますが、納税者の利便と安全等のため、口座振替納付の普及に努めました。口座振替納付の状況は、表にあるとおりでございます。

以上で税務課の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長(大澤タキ江君) 次に、町民課長、お願いします。

町民課長。

○町民課長(福島 勉君) 続きまして、町民課関係につきまして、同じく行政報告書に基づきご説明申し上げます。

最初に、24ページをお開きいただきたいと思います。総務部門関係でございますが、17、交通災害共済事業の推進でございますが、交通事故により災害を受けた方に埼玉県市町村総合事務組合を通じまして19件、348万1,000円の見舞金をお支払いいたしました。

次に、18の戸籍住民事業でございますが、(1)の戸籍関係では、22年度末現在の本籍人口は9,908人で、証明等の発行件数は3,499件でございます。

次に、(2)の住民基本台帳関係でございますが、22年度末の人口は7,948人、世帯数は2,859世帯で、21年度と比べますと人口は98人の減、世帯は15世帯の減となっております。住民基本台帳事務の処理件数は、転入、転出、転居、世帯主変更の各届け出408件、住民票、戸籍附票の交付3,879件でした。

次に、25ページをごらんください。(3)の外国人登録ですが、22年度末の人口は27人、世帯数は22世帯でございます。

(4)の印鑑登録ですが、印鑑登録申請件数等は319件ございました。

次の(5)、住民基本台帳ネットワークシステムの関係でございますが、住民基本台帳カード申請、交付件数は29件ございました。

なお、昨年11月より運転免許証を自主返納された方に対しまして、住民基本台帳カードの発行手数料を無料とさせていただいておりますが、お一人おりました。

少し飛びまして、36ページをごらんいただきたいと思います。民生部門関係でございますが、5の各種医療費・年金等支給事業の(1)、重度心身障害者医療費支給事業でございますが、受給者数は189人、支給件数は3,933件で、1人当たり支給額は8万3,706円、21年度と比べまして15.6%の増となりました。

(2)の乳幼児医療費支給事業でございますが、平成22年7月より支給対象者を中学校卒業までに拡大しておりますが、受給者数は980人、支給件数は9,308件で、1人当たり支給額は1万4,162円、21年度と比べまして2.7%の減となっております。

次に、37ページ、(3)のひとり親家庭等医療費支給事業でございますが、受給者数は155人、支給件数

は676件、1人当たり支給額は1万1,977円で、21年度と比べまして1.7%の増となりました。

次に、(5)、後期高齢者医療事業でございますが、埼玉県内の全市町村で構成する埼玉県後期高齢者医療広域連合が運営主体で、広域連合は保険料の決定、保険証の交付、医療を受けたときなどの給付を行い、町では保険料の徴収、各種申請届け出の受け付け、被保険者証の引き渡しなど、被保険者に身近な窓口業務を行いました。

③の健康診査につきましては、後期高齢者医療広域連合から受託し、341人の方が受診いたしました。

⑤の療養給付費につきましては、法律で規定がございますが、負担対象額の12分の1を一般会計で負担しております。

次に、39ページごらんいただきたいと思います。第6、衛生部門における主要施策のところでございます。1、犬の登録・注射でございますが、登録頭数は651頭となっております。

2の生活環境の美化、(1)の公害防止事業でございますが、町に通報のありました公害苦情は、屋外での焼却がほとんどでございました。

(2)の環境美化推進事業でございますが、環境美化を推進するため、空き缶回収事業を中心に運営しております長瀬町環境美化推進協議会に補助金を交付いたしました。

次に、3の廃棄物処理でございますが、(1)の有価物回収事業といたしまして、リサイクルの促進及びごみの減量化のため、有価物の回収を実施していただいた6団体に対しまして報償金を交付いたしました。

40ページをごらんください。(2)の散乱ごみ・不法投棄対策といたしまして、岩畳周辺の散乱ごみや峠道などに不法投棄されるごみの撤去作業を行うとともに、定期的に不法投棄パトロールを実施いたしました。また、各行政区の皆様、春と秋に散乱ごみの一斉清掃を行っていただき、地域の環境衛生の向上を図っていただきました。

(3)のデポジット事業でございますが、空き缶回収機による空き缶回収を長瀬町環境美化推進協議会で実施していただきました。空き缶の回収数は1万3,436本となっております。21年度と比べますと23.2%となっております。

(4)のダイオキシン対策でございますが、現在原則ごみの自家焼却が禁止されたことに伴い不要となりました簡易焼却炉の撤去希望者に対しまして、焼却炉の無料撤去を行いました。22年度は11基を回収しております。

次に、4の温暖化対策についてでございます。クリーンエネルギーの活用を普及促進するため、住宅用太陽光発電システムの設置者15人の方に対しまして補助金を交付いたしました。

41ページをごらんください。5の広域行政の推進でございますが、ごみの収集、運搬を行っております秩父広域市町村圏組合に負担金を支出いたしました。また、ごみ処理施設への直接搬入が困難な方への便宜として、家庭から排出される粗大ごみの回収を3回実施いたしました。

次に、6の下水道整備でございますが、皆野・長瀬上下水道組合で実施しております下水道事業及びし尿処理事業に対しまして、負担金を支出いたしました。

41ページ下段から42ページをごらんください。(3)の合併処理浄化槽設置整備補助事業でございますが、公共下水道認可区域外の区域に浄化槽を設置される方に対しまして、補助金を交付いたしました。22年度の補助件数は10件でございました。

次に、7の上水道の整備でございますが、皆野・長瀬上下水道組合の財政基盤の安定を図り、水道料金

の低減化を図るため、補助金を支出いたしました。また、簡易水道建設改良に係ります企業債元利償還金及び宮沢地区簡易水道の統合に伴います施設整備のため負担金を支出いたしました。

8の首都圏自然歩道維持管理事業でございますが、埼玉県より管理を委託されております首都圏自然歩道の維持管理を実施し、ハイカー等が安心して利用できるよう努めました。

9の自然公園維持管理事業でございますが、埼玉県から委託を受けまして区域内の巡視等の保護管理業務と許可申請進達事務等を行いました。特別地域内の許可申請件数は53件、普通地域内の届け出件数は4件でございます。

続いて、町民課関係の特別会計につきましてご説明申し上げます。飛びまして、71ページをお開きいただきたいと思っております。第1、国民健康保険特別会計でございます。国民健康保険制度は、国民皆保険として地域住民の医療と健康の保持、増進に重要な役割を果たしている制度でございます。現在、国保を取り巻く環境は、加入者の高齢化、慢性疾患患者の増加、医療技術の進歩などにより、医療費は増加傾向にあります。

なお、医療費の窓口負担緩和のため、70歳以上の方の自己負担割合を特例で2割から1割に引き下げを行ったり、出産費の自己負担緩和のため、出産育児一時金の引き上げを行っております。

72ページをごらんください。1の決算の状況でございます。国民健康保険特別会計の歳入決算額は9億7,334万3,000円、歳出決算額は9億39万8,000円で、21年度と比べ歳入は1.7%、歳出は1.1%それぞれ減となり、歳入歳出差引額は7,294万5,000円の黒字となっております。

歳入の主なものは、国民健康保険税1億8,332万8,000円、国庫支出金2億4,021万7,000円、前期高齢者交付金2億2,056万3,000円、県支出金5,544万1,000円、共同事業交付金1億38万8,000円、繰入金8,120万9,000円などでございます。

次に、歳出の主なものは、保険給付費6億2,078万1,000円、後期高齢者支援金1億156万1,000円、介護納付金4,454万8,000円、共同事業拠出金9,213万6,000円などでございます。このうち保険給付費は21年度に比べ2.5%の増、後期高齢者支援金11.7%の減、介護納付金3.4%の増、共同事業拠出金13.9%の減となっております。

次に、2、保険税の収入状況でございますが、医療費の現年課税分の収納率は95.4%、後期分は94.8%、介護分は92.2%となっております。また、滞納繰り越し分を合わせた全体では80.5%となっております。

飛びまして、74ページをごらんください。3の国庫支出金の収入状況でございますが、国庫支出金の主なものは療養給付費等負担金1億7,030万円、普通調整交付金5,980万8,000円等でございます。国庫支出金の計は2億4,021万7,000円、21年度に比べまして12.0%の増額となっております。

次に、県支出金の主なものは、普通県調整交付金が3,309万2,000円、特別県調整交付金が1,704万6,000円等で、合計5,544万1,000円、21年度と比べまして17.3%の減額となっております。これは、特別県調整交付金が減ったものでございますが、平成21年度の交付金が、保険税の徴収対策が高く評価されたことや、特定健診などの保健事業への取り組みなどが高く評価され交付金を多くいただいたもので、20年度と比較いたしますと増額となっているものでございます。

次に、75ページをごらんください。医療費の状況でございます。一般被保険者と退職被保険者とを合わせた被保険者数の年間平均数は2,537人で、21年度と比べ30人減少しておりますが、療養給付費等は7億4,528万2,000円で、1人当たり医療費は29万3,765円と、21年度と比べまして6,761円増加いたしました。また、その他の給付費といたしまして出産育児一時金8件、葬祭費19件の支払いを行いました。

次に、5、被保険者の異動状況でございますが、22年度末では1,335世帯となり、21年度と比べまして5世帯の減少、加入率は46.6%、また被保険者数は2,495人で21年度と比べ72人の減少となっております。

次に、7の保健事業でございますが、(1)、特定健康診査・特定保健指導は、40歳以上の加入者を対象にメタボリックシンドロームの危険性のある方を早期に発見し、予防と解消を図るものでございますが、特定健診の受診者数は386人、そのうち特定保健指導の受診者は、動機づけ支援36人、積極的支援10人となっております。受診率は20%でございます。

76ページをごらんください。(2)、生活習慣病予防検診(人間ドック)補助事業でございますが、満50歳、60歳の節目の方には2万8,000円、それ以外の方には2万円の補助を行い、124人の方に受診していただきました。21年度と比べまして20人の増加となっております。なお、補助金額は上限となっております。

次に、9の基金の運用状況でございますが、保険給付費支払金の不足に充当するための保険給付費支払基金につきましては5万円積み立て、22年度末現在高は1,726万7,000円で、高額療養費等支払資金貸付基金は100万円となっております。

続きまして、77ページ、2の老人保健特別会計についてご説明申し上げます。老人保健制度は、平成20年4月より後期高齢者医療制度に移行しましたが、3年間は法律の経過措置として特別会計を設ける規定がありましたため、過年度分の処理を行い22年度をもって廃止となりました。歳入歳出決算額は9万7,924円で、歳入歳出差引額はゼロ円でございます。歳出の主なものは、国県負担金の精算に伴う返還金等でございます。

少し飛んでいただきまして、86ページをごらんください。第4、後期高齢者医療特別会計についてご説明申し上げます。この制度は平成20年度から開始された制度で、これまでの老人保健制度にかわるものとして、保健財政の安定化や福祉の推進を図ることを目的とされているものでございます。対象者は、75歳以上の方及び一定の障害のある方で広域連合の認定を受けた65歳以上の方となっており、22年度末の被保険者数は1,206人となっております。

1の特別会計の決算状況でございますが、歳入決算額は8,076万9,000円、歳出決算額は7,865万4,000円となり、歳入歳出差引額は211万5,000円の黒字となっております。歳入の主なものは保険料で、全体の75.4%を占めております。また、歳出の主なものは広域連合納付金で、歳出全体の98.2%を占めております。

87ページをごらんください。2の保険料賦課徴収状況でございますが、(1)、区分別被保険者数でございますが、58.5%の方が均等割額の軽減を受けております。

次に、(2)の収納状況でございますが、保険料は年金から納めていただく特別徴収と、窓口や口座振替で納めていただく普通徴収がございまして、98.9%の収納率となっております。

以上で町民課関係の説明を終わります。よろしくお願いたします。



◎延会について

○議長(大澤タキ江君) お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会とすることに決定いたしました。



◎次会日程の報告

○議長（大澤タキ江君） 次会の日程をご報告いたします。

あす9月14日は午前9時より本会議を開きますので、定刻までには会議場へご参集くださいますようお願い申し上げます。

なお、議事日程は開議時刻までに印刷してご配付いたしますので、ご了承ください。



◎延会の宣告

○議長（大澤タキ江君） 以上をもちまして、本日の会議は終了いたしました。

本日は、これをもって延会といたします。

ご苦労さまでございました。

延会 午後4時57分

平成23年第4回長瀬町議会定例会 第2日

平成23年9月14日（水曜日）

議事日程（第2号）

- 1、開 議
- 1、議案等の説明のため出席した者の紹介
- 1、議事日程の報告
- 1、議案第28号～議案第32号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第33号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第34号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第35号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第36号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第37号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第38号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第39号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第40号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第41号の説明、採決
- 1、議案第42号の説明、採決
- 1、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 1、閉会について
- 1、町長あいさつ
- 1、閉 会

午前9時開議

出席議員（10名）

1番	岩	田	務	君	2番	村	田	徹	也	君		
3番	板	谷	定	美	君	4番	野	口	健	二	君	
5番	関	口	雅	敬	君	6番	大	島	瑠	美	子	君
7番	齊	藤		實	君	8番	野	原	武	夫	君	
9番	新	井	利	朗	君	10番	大	澤	夕	キ	江	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大	澤	芳	夫	君	副町長	平		健	司	君
教育長	新	井	祐	一	君	会計 管理 者	齊	藤	敏	行	君
総務課長	大	澤	彰	一	君	税務課長	野	原	寿	彦	君
町民課長	福	島		勉	君	健康福祉 課長	浅	見	初	子	君
地域整備 観光課長	中	畝	健	一	君	教育次長	大	澤	珠	子	君
代表 監査委員	中	畝	攻	佳	君						

事務局職員出席者

事務局長	若	林	実		書記	野	原	徹
------	---	---	---	--	----	---	---	---

◎開議の宣告

(午前9時)

○議長(大澤タキ江君) 皆さん、おはようございます。

前日に引き続きましてご出席をいただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長(大澤タキ江君) 本日の会議に、地方自治法第121条の規定により提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎議事日程の報告

○議長(大澤タキ江君) 本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりたいと思いますから、ご了承いただくとともに、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。

それでは、日程に従って議事に入ります。



◎議案第28号～議案第32号の説明、質疑、討論、採決

○議長(大澤タキ江君) 日程第1、議案第28号 平成22年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第2、議案第29号 平成22年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第3、議案第30号 平成22年度長瀬町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、日程第4、議案第31号 平成22年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第5、議案第32号 平成22年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

前日に引き続き、各課長より歳入歳出決算内容の説明を求めます。

健康福祉課長、お願いいたします。

健康福祉課長。

○健康福祉課長(浅見初子君) おはようございます。よろしくをお願いいたします。それでは、健康福祉課関係について、行政報告書に基づきご説明申し上げます。

最初に、行政報告書の27ページをごらんください。第5、民生部門における主要施策でございますが、1の社会福祉総務事業として(1)の更生保護事業から次のページの(7)の紙おむつ排出用ごみ袋支給

事業まで、ごらんのとおりの事業を実施いたしました。

27ページに戻っていただきまして、まず（3）の社会福祉協議会助成事業でございますが、社会福祉事業の円滑な運営を図るため2,300万円の補助金を交付し、機関紙発行事業以下、掲げられておりますような各種事業を実施いたしました。

次に、（4）、シルバー人材センター助成事業でございますが、高齢者の生きがい、健康、社会参加を目標に活動しておりますシルバー人材センターの運営費として、890万円の助成を行いました。会員数164人、受託延べ件数733件、契約総額は厳しい経済状況下でも、昨年を上回る9,561万7,000円の実績を上げております。また、ボランティア活動や福祉事業への協力も行っております。

次に、28ページをごらんください。（6）の世代間交流支援センターの活用でございますが、21年4月から開館いたしました世代間交流支援センターひのくち館の年間利用者数は2,073人で、午前中は支援員を配置して介護予防や世代間交流事業、子育て支援事業を実施いたしました。

次に、（7）の紙おむつ排出用ごみ袋支給事業でございますが、秩父広域市町村圏組合から少子高齢化対策といたしまして、乳幼児と寝たきり老人や身体障害者で紙おむつを使用している者のいる家庭の経済的負担の軽減を図るため、3歳までの児童151人と寝たきり老人等43人に紙おむつ用ごみ袋を支給いたしました。

次に、2、障害者の福祉でございますが、まず（1）、在宅重度心身障害者手当支給事業は、障害手帳1、2級と療育手帳マルA、Aの方に月額5,000円の手当を支給し、経済的、精神的負担の軽減を図ったものでございます。受給者数は21年度に比べ14人増の97人となり、総額461万5,000円を支給いたしました。

次に、（2）、難病患者通院費支給事業でございますが、難病の方が必要とする治療を容易に受けられるようにするため、通院に要する交通費を支給いたしました。

次に、29ページ、（5）、補装具日常生活用具等の交付、修理でございますが、障害者や難病患者の失われた部位や障害の部分の補って、日常生活を容易にするため、補装具や日常生活用具の交付等を行いました。

次に、（8）、心身障害者地域デイケア事業でございますが、在宅の心身障害者の社会参加促進のため、通所による自立訓練や授産活動を行うもので、1人の方が利用いたしました。

次に、（10）、福祉タクシー利用料金助成事業は、在宅の重度心身障害者に対しタクシーの初乗り料金を補助するものでございますが、延べ253人の利用がありました。

次に、30ページの（11）、自動車等燃料費助成事業でございますが、心身障害者が車を自分で運転する場合に燃料費の一部を助成するものですが、48人の利用がありました。

次に、（12）、自動車改造助成事業でございますが、脳梗塞等で身体機能が低下した方が、自動車を改造することで今までどおり自分で運転して外出することができるよう、身体障害者の生活の利便を図るため自動車改造費の一部を助成するもので、22年度も1名の申請がありました。

次に、（14）、在宅酸素療法電気料補助事業でございますが、呼吸器機能障害で酸素濃縮装置を使用している在宅酸素療法治療者に対し、装置の使用に要する電気料を補助することにより、治療者の経済的負担の軽減を図るもので、22人の方に補助を行いました。

次に、（15）、介護給付費・訓練等給付費支給事業でございますが、障害者自立支援法に基づき居宅サービス、施設サービスをあわせた介護給付費・訓練等給付費等を支給することにより、障害者の自立と社会参加を図ったものでございます。

次に、(16)、自立支援医療費（精神通院）及び精神障害者保健福祉手帳の申請等の指導でございますが、精神疾患の通院に係る医療費等の軽減や各種福祉措置が受けられる保健福祉手帳の申請などの指導を行ったものでございます。

次に、(17)、障害児（者）日中一時支援事業でございますが、障害者を介護している家族の一時的な休息を目的として、施設に預け障害児（者）の活動の場や社会適応訓練等の支援を行ったものでございます。

次に、(18)、障害児（者）移動支援事業でございますが、屋外での移動に困難がある障害児（者）に外出支援を行うことにより、地域での自立生活、社会参加を促すことを目的に、外出の際の移動支援を行いました。

次に、32ページ、(19)のコミュニケーション支援事業でございますが、聴覚障害のため、意思の疎通を図ることに支障がある方に手話通訳者を派遣し、他者との意思疎通を容易にすることにより、聴覚障害者の福祉の増進と社会参加を促進しました。

次に、(20)の紙おむつ支給事業でございますが、在宅で常時おむつを使用している障害者に対し紙おむつを支給することにより、本人及び介護者の経済的負担の軽減を図りました。

次に、3、高齢者の福祉でございますが、(2)、緊急通報システム事業は、在宅のひとり暮らし老人や重度障害者の緊急時に対応するため、緊急通報システムを配備し、老人福祉の向上を図りました。

次に、(4)、老人保護措置事業でございますが、保護措置を必要とする老人を引き続き養護老人ホームへ入所措置いたしました。

次に、33ページ、(6)の2級ヘルパー養成事業でございますが、介護に従事する人材を確保し、質の向上を図るため2級の養成講習会を実施し、14人の方に受講していただきました。

次に、4、児童の福祉でございますが、(1)の民間保育所に対する補助事業としては、次世代育成支援対策補助金、保育対策促進事業補助金、安心・元気！保育サービス支援事業費補助金や障害児保育事業費補助金など、各種事業に対する補助金を交付し、児童福祉の向上を図りました。

次に、(2)、入所児童委託事業でございますが、保育所入所児童は年間で延べ人数1,563人、委託料として総額1億971万8,190円を支払いました。21年度に比べ、児童数が延べで39人の減、委託料で約812万円の減額となりました。

次に、(3)の保育所緊急整備事業でございますが、町の次世代育成支援行動計画に基づき児童福祉の向上を図るため、高砂保育園の園舎改築に際し8,204万円の補助を行いました。これで、町内2園とも改築を行うことができました。

次に、(4)の放課後児童対策事業でございますが、小学校低学年の留守家庭児童の健全育成のため、公立2カ所、民営1カ所の合計3カ所で放課後児童クラブを実施しました。また、民営のたけのこ学童保育所には452万3,000円の委託料を支払いました。

次に、34ページ、(5)、子育て支援センター事業でございますが、世代間交流支援センターひのくち館において、未就学のお子さんとその保護者を対象に、子育てを応援するため育児情報の提供や育児相談、出会いの場として表に掲げてあるような事業を実施いたしました。延べ開催回数57回、826人の方々に参加していただきました。

次に、(6)、児童手当支給事業でございますが、小学校修了前の児童を養育する保護者に対し、3歳未満の児童は一律月額1万円、3歳以上は第1子、2子、月額5,000円、第3子以降月額1万円の児童手当を支給したものでございますが、平成22年の2カ月分を支給したものでございます。

次に、(7)、子ども手当支給事業でございますが、児童手当にかわりまして小学校修了前の児童を養育する保護者に対し経済的支援のため、1人当たり一律1万3,000円の手当を支給いたしました。延べ該当者は表の被用者から中学校修了前まで9,104人で、支給総額は1億1,835万2,000円でございます。

次に、35ページ、(8)、子育て支援金支給事業でございますが、長瀬町に生まれてくれたことに感謝し、健やかに成長されることを願い、1人2万円の支援金を支給いたしました。

次に、(9)の絵本支給事業でございますが、親子の触れ合い、子供の豊かな情操をはぐくむことを目的に、乳児1人当たり2冊の絵本を支給いたしました。

次に、(11)、「赤ちゃんの駅」設置事業でございますが、子育て家庭が安心して外出できるよう町内の9施設に授乳用のソファやおむつがえベッドなどを設置し、子育て環境の整備を図りました。

次に、(12)、児童環境づくり基盤整備事業でございますが、地域全体で子供たちの健やかな成長を支え、子供の虐待予防や防止を図ることを目的に、国の補助を受け、ごらんのような各種事業を実施いたしました。中でも水谷修先生を招いての「夜回り先生」講演会では、年末の寒い時期にもかかわらず大勢の方々にご参加いただき、先生の熱いお話を聞くことができました。また、3月11日に行いました桑山先生の地球のステージは、毎年中学生を対象に公演していただいておりますが、ちょうど大震災が発生し、先生が名取市にお住まいのため、急遽帰られることとなりました。後日先生からも被災の状況をお伺いしましたが、津波は何とか逃れたものの病院内はめちゃくちゃな状態で、医療活動はすぐできないような状態とのことでした。

次に、43ページをごらんいただきたいと思えます。10の保健事業の(1)の成人保健事業でございますが、①の成人病予防検診補助事業は、後期高齢者医療制度の加入者のうち人間ドックの受診を希望した21人に対し、従前どおり補助を行いました。

また、(2)、健康増進事業の④のがん検診では、胃、大腸、乳、子宮がん検診と肺がん検診まで、総勢延べで1,290人の方に受診していただきました。そのうち要精密検査者は70人ございました。

次に、44ページ、(4)の母子保健事業でございますが、①の乳幼児並びに②の妊婦に対する健康診査と③の相談指導事業は、ペンギン倶楽部からおひさま教室まで各種相談を実施いたしました。②の妊婦健康診査は、健診補助回数14回に超音波検診回数が増加されました。

次に、45ページ、(5)の保健センター改修事業でございますが、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用して、建築後25年を経過した保健センターの改修工事を行いました。主な改修内容は、調理室の増設、トイレ改修、屋上防水改修、集団指導室の床の改修等でございます。

次に、11の予防衛生事業でございますが、(1)の結核予防事業に係る①のレントゲン撮影でございますが、高齢者の発病増加などから65歳以上の方を対象に実施し、262人の方に受診していただきました。

また、(2)の伝染病予防事業に係る予防接種につきましては、ポリオから高齢者インフルエンザまでの各種予防接種を実施いたしました。また、46ページ、②の任意の予防接種では、中学3年生に対しインフルエンザを個別に接種いたしました。

次に、12の地域組織活動でございますが、例年どおり母子愛育会、食生活改善推進員協議会で、ごらんのような地域活動を実施しました。主なものとしたしましては、母子愛育会では愛育だよりの発行や、子育て支援事業といたしましてジャガイモ掘りやうどんづくりを、食生活改善推進員協議会では夏休みの親子料理教室や各種事業への協力を行いました。

続きまして、78ページの介護保険特別会計についてご説明申し上げます。介護保険制度は、要介護状態

になり入浴、排せつ、食事などの介護、機能訓練並びに看護等の医療を必要とする方に対して、その能力に応じて、必要な福祉や保健医療サービスを提供することを目的に開始された制度です。施行後11年を経過し、制度の定着とともに介護サービスの利用が拡大し、介護給付費は年々増加しております。22年度の65歳以上の第1号被保険者の人数は、21年度と比較して30人の減、2,309人で、総人口の39.6%を占めております。また、第1号被保険者のいる世帯は20世帯減の1,605世帯で、総世帯数の56.1%を占めております。

次に、1の決算状況でございますが、歳入決算額は5億8,530万5,000円、歳出決算額は5億6,099万8,000円で、形式収支は2,430万7,000円の黒字となっております。

歳入の主なものは、保険料1億1,040万3,000円、国庫支出金1億2,576万8,000円、支払基金交付金1億5,547万3,000円、県支出金8,274万6,000円、繰入金7,704万1,000円となっております。

歳出の主なものは、保険給付費で21年度に比へまして5.5%増の5億1,984万6,000円となり、歳出に占める割合は92.7%と、こちらも2%増となりました。

次に、79ページをごらんください。2の保険料の賦課徴収状況の(1)の所得段階別被保険者数でございますが、基準の年額4万7,400円の方は第4段階となっておりますが、一番多いのは表の下から2段目の第5段階、本人課税・合計所得金額200万円未満の方で、特別徴収、普通徴収等合わせまして678人、次は特例第4段階の523人となっております。

次に、(2)の収納状況でございますが、全体の現年賦課分の収納率は99.5%、現年、滞繰合わせた全体でも99%と21年度に比べ0.2%上昇しております。

次に、80ページ、3の保険給付費支出状況の(1)の保険給付費でございますが、介護サービス、介護予防サービス合計で8,309件、費用額で5億3,684万2,000円、支給額は4億8,600万9,000円となり、21年度に比へまして介護サービス、介護予防サービスともに増加しております。

次に、82ページをごらんください。4の要介護認定状況でございますが、介護保険のサービスを受けるためには、本人の状態がどの程度介護を必要とする状態か判定する必要があり、その申請件数が21年度に比べ85件増の565件ありました。内訳は、新規が146件、更新が394件、変更25件となっております。

また、(2)の認定者数でございますが、21年度と比較して27人増の414人となっており、総人口の5.21%を占めております。また、介護度別では、要介護2が全体の19.6%と最も多く、次いで要支援1が17.6%、要介護1が15.5%となっており、介護度の低い方が全体の3分の2を占めております。

次に、6の(1)、地域包括支援センター運営協議会及び(2)の地域密着型サービス運営委員会でございますが、それぞれ運営会議等を開催し、要介護者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう協議をいたしました。

次に、83ページ、7、介護予防事業でございますが、(1)、介護予防特定高齢者施策といたしましては、要介護一步手前の特定高齢者が要介護認定者にならないよう、通所型の介護予防事業を実施いたしました。

また、(2)、介護予防一般高齢者施策といたしましては、一般の65歳以上の方を対象に元気モリモリ体操を町内12会場で、延べ337回、4,024人の方々に参加していただくとともに、ボランティアでお手伝いいただく元気はつらつサポーターの養成事業も実施し、サポート事業は35回、延べ98人の方々に手伝いいただきました。また、地区ごとの参加者が中央公民館に集まって、元気モリモリ大会を実施いたしました。地区ごとにやるだけでなく全体が集まってやることで、参加者が交流を楽しみながら体操することができ、とても好評でした。また、高齢化の進行とともに認知症の方が増加しているため、各区長さんの協力のも

と、町内17会場で認知症の研修会を実施し、288人の方に参加していただきました。

次に、8、地域包括支援センター事業の84ページ、(2)、総合相談業務でございますが、高齢者が地域で安心して生活できるよう、来所や電話の相談だけでなく、家から出かけられない方に訪問するなど966件の相談に対応いたしました。

また、(3)、包括的継続的ケアマネジメント支援業務では、ケアマネや民生委員など関係機関と連携し、ごらんなような会議の開催や相談を受け付けました。

次に、9、その他事業でございますが、(1)の介護用品支給事業では、在宅で常時おむつを使用している方に対し介護者の経済的負担の軽減を図るため、41人の方に紙おむつを支給いたしました。

次に、(2)の介護予防給付業務では、要支援1、2の方に対しケアプラン延べ953件を作成し、生活に関する支援を行いました。要支援1、2の方の増加に伴い、ケアプラン作成件数も64件増加しております。

次に、85ページ、10の基金運用事業でございますが、今後の給付費の増加に対応するための給付費支払基金につきましては766万1,000円を積み立て、年度末現在5,440万2,000円となりました。また、介護従事者処遇改善臨時特例基金につきましては、介護保険料軽減分と制度啓発用経費として160万5,460円を繰り入れ、残りの分につきましては23年度で普及啓発用費用として繰り入れることになっております。

以上で健康福祉課関係の説明を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 次に、地域整備観光課長、お願いします。

地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、地域整備観光課関係の主要施策につきまして、行政報告書に基づきまして順次ご説明いたします。行政報告書の47ページをお開きいただきたいと存じます。

第7、労働部門における主要施策をごらんください。1の労働事業は、①から④までお示ししたとおり、関係する各種の協議会や団体に対しまして、事業の円滑な遂行を図るため、それぞれ助成を行ってまいりました。

2の住宅資金貸付事業は、勤労者の住宅の新增築及び宅地の取得に必要な資金として、産業労働者住宅資金の融資あっせんを行いました。

3の緊急雇用対策事業は、厳しい雇用情勢を踏まえ、県の基金を活用いたしました。(1)の埼玉県ふるさと雇用再生基金事業は、地域のニーズに応じて創意工夫により地域における継続的な雇用の機会を創出するための事業で、長瀨町観光振興支援事業の1事業を実施いたしました。

(2)の埼玉県緊急雇用創出基金事業は、離職を余儀なくされた非正規労働者等の失業者に対して緊急的な短期の雇用の機会を創出するための事業で、一覧表にあるとおり14事業を実施し、雇用の創出に努めました。(1)、(2)合わせまして、交付金を受けた総額は合計で8,582万7,807円で、創出されました雇用の総数は70名となっております。

次に、48ページをごらんください。第8、農林水産部門における主要施策についてご説明いたします。1の農業委員会事業は、農業委員会の開催や和田地内に開設しておりますふるさと農園の管理業務を行っております。(1)の農地の移動状況ですが、表にお示ししたとおり農地法第3条の規定に基づく権利の移動は2件で、農地法第4条及び第5条の規定に基づく農地以外への転用件数は24件でした。

次に、2の農業振興事業の(3)をごらんください。(3)の農業振興事業の実施状況は、農業生産の確保と特産物の振興を図るため、一覧表のとおり農業振興対策事業により補助金の交付を行い、農業近代

化施設資金借入利子補給金事業で借り入れ利子の補給を行っております。

(4) の農業経営改善事業の実施状況については、詳細については49ページをごらんください。49ページの上段にありますけれども、優れた農業経営体支援対策事業では認定農業者の掘り起こしを、山村都市交流事業では商工会、観光協会の事業で、キノコ汁、みそ焼きの無料配布を行い、都市住民に理解を深めました。

次に、3の緑の村管理運営事業でございますが、(1) にありますとおりお祭り広場などの施設の維持管理を実施するとともに、(2) のとおり施設の効率を高めるため、長瀬町花の里づくり実行委員会を組織し、ハナビシソウの植栽管理、アジサイ等の管理作業をボランティア活動により実施いたしました。

(3) では、花の里園地内の維持管理を行いまして、緊急雇用創出資金事業を活用しまして、作業を長瀬町シルバー人材センターに委託しまして実施をいたしております。

5の林業振興事業をごらんください。林業振興事業では、森林資源の確保と生産基盤である林道管理を行っております。(1) の松くい虫対策ですが、松くい虫から松を守るため、松くい虫の防除事業や樹幹への予防薬剤注入事業を実施いたしました。

50ページをお開きください。(2) の林道事業につきましては、町内では6路線を管理しております。このうち一覧表の内容にあるとおり、維持管理業務を実施してまいりました。

6番目の宝登山「四季の丘」公園整備事業については、宝登山の県造林伐採跡地の森林保全と植栽を通じ、地域交流を目的として企業、県、町の3者による森林づくり協定を締結し、植栽作業と下刈り作業を行いました。山頂部の伐採跡地では、緊急雇用創出事業を活用し、ロウバイを500本植栽し、このうち100本は長瀬中学校卒業記念による植樹を行いました。平成22年度末の協定締結企業団体数は9団体となっております。

7の有害鳥獣対策事業につきましては、長瀬町狩猟愛好会にお願いし、農作物を荒らす有害鳥獣の捕獲作業を行いました。出動日数は106日、出動動員数は854名に及び、捕獲した頭数はごらんいただいたとおりでございます。

8の有害鳥獣捕獲事業従事者補助事業は、平成22年度から施行しました事業で、有害鳥獣捕獲事業の従事者に対し、狩猟者登録等に必要経費の一部を補助しております。

続きまして、51ページをごらんください。第9、商工部門における主要施策についてご説明いたします。1の商工業の振興は、商工業者の指導、育成を行う長瀬町商工会に対し助成を行い、また消費生活の向上を図るため、消費者団体への助成や消費生活相談業務を行ってまいりました。

(1) の中小企業経営対策資金利子補給関係については、町内の中小企業の経営安定を図るため、国民生活金融公庫からの借り入れ者に対し、利子補給を行ってまいりました。詳細につきましては、一覧表のとおりでございます。

次に、2の観光振興は、(1)、花いっぱい推進事業は、①の花の植栽事業として公共施設等に花の植栽を行い、②の花の応援事業では、運動協力団体に対して苗木や資材等の提供を行い花いっぱいの推進に努めてまいりました。

次に、(2) のインフォメーション事業は、長瀬観光の広報宣伝を図るため、事業を実施してまいりました。具体的には、①の誘客対策として各種のキャンペーン活動に参加いたしました。②の迎客対策については、観光案内所の業務を長瀬町観光協会に委託したほか、パンフレット、ポスターなど作成、配付し、観光情報の提供を行いました。③のテレビ埼玉情報番組提供事業は、テレビ埼玉の番組で「ごごたま ち

ちぶnavi」を放映いたしました。

(3) の魅力ある観光地づくり推進事業は、緊急雇用創出基金事業を活用し、次の3つの事業を実施いたしました。魅力ある観光地整備事業では、権田山の環境整備、野土山へのヤマユリの植栽を行いました。長瀬観光に関する外国人現地調査事業は、外国人誘客のための基礎データを作成するため、外国人現地調査を長瀬町観光協会に委託いたしました。長瀬町ハイキングコース整備事業は、4つのコースを選定し、その周辺の環境整備とハイキングコースマップの作成をいたしました。また、観光基盤の整備は一覧表をごらんください。特に大きな事業といたしましては、長瀬町観光案内所建設工事、長瀬駅前公衆トイレ改修工事を実施してまいりました。

(4) の花木の維持管理ですが、南北桜通りや通り抜けの桜、野土山等の桜の維持管理を長瀬町観光協会に委託して実施してまいりました。

(5) の観光施設管理事業ですが、観光トイレの維持管理業務を長瀬町観光協会に委託しまして、実施してまいりました。

続きまして、53ページの(7)をごらんください。(7)の観光団体等の育成、観光イベントへの助成については、観光振興を図るため、長瀬町観光協会及び長瀬船玉まつり実行委員会に対しまして助成を行ってまいりました。

続いて、(9)をごらんください。(9)、「つばさ」フォローアップ事業でございますが、平成21年度前期の朝の連続テレビ小説「つばさ」で、川越市と長瀬町がロケ地であったことを踏まえまして、協力して誘客用のパンフレットを作成しまして、配付を行っております。

(10)、長瀬観光振興支援事業は、ふるさと雇用再生事業を活用し、長瀬町観光協会の事務職職員を採用し、業務運営を円滑に行うため業務を長瀬町観光協会に委託しております。

次に、54ページをごらんください。第10の土木部門におけます主要施策についてご説明いたします。1の道路橋梁総務事業でございますが、この事業はそこにお示したとおり道路照明灯の維持管理、道路占用許可事務、公共物使用許可事務、道路台帳作成事業、境界確認業務、道路工事施工承認事務、測量機器等のリースによる道路等の測量設計及び分筆登記図面の作成を行っている業務の7業務を実施いたしました。

次に、2の道路維持事業は、道路の良好な状態を保つため、維持修繕工事や交通安全施設整備工事のほか、登記事務を実施したものです。

(1)の道路維持事業は、表の事業名のとおり道路の維持修繕や草刈り、地域住民の方々が自発的に町道を整備していただく際に必要な原材料支給、町道未登記処理等委託、除雪業務委託を行っております。

次に、55ページをごらんください。中ほどの(4)、緊急雇用創出事業をごらんください。この事業は、道路愛護保全管理事業と町道及び法定外公共物境界査定資料デジタル化事業の2つの事業を実施してまいりました。

続きまして、3の道路新設改良事業につきましては、要望、請願を初め効果の見込める路線について、道路改良事業を実施してまいりました。道路改良事業は、(2)の道路改良工事の表にありますとおり6路線の工事を実施いたしました。このうち測量設計については、(1)の測量設計等委託業務の表にありますとおり3路線を、用地補償は(3)の用地購入費及び補償費の表にありますとおり4路線で実施しております。

(4)の道路改良分の職員による測量設計及び境界杭の再現作業・登記事務は、表にあるとおり3路線

で実施しております。

4の河川総務事業は、(1)、河川維持管理から(3)の用地購入費及び補償費に記載してあるとおり、水路修繕1カ所、水路改修工事を2カ所、用地購入1カ所を実施しております。

(4)の河川事業分の職員による測量設計及び境界杭の再現作業・登記事務は、表のとおり2路線で実施しております。

また、(5)の急傾斜地崩落対策事業は、埼玉県が実施する急傾斜地崩落対策事業に伴いまして、事業の一部を負担しております。

57ページをごらんください。5の道路後退部分整備事業は、接道規定に基づきまして道路後退部分の町の道路敷地として適用させるため、6カ所の後退用地を購入いたしました。

6の建築確認申請等進達事務は、建築基準法による確認申請13件の受け付け事務を行いました。

7の若者定住促進対策事業は、定住人口の増加と町の活性化を図ることを目的に事業を実施いたしました。町営蔵宮団地跡地2区画の土地鑑定評価を実施するため、業務の委託を行ってまいりました。また、樋口地区において定住道路と造成計画の概略設計に伴います業務の委託をあわせて行っております。

8の住宅管理事業では、表のとおり町営住宅4団地、90戸の管理運営を行っております。

58ページをごらんいただきたいと思います。町営住宅の維持修繕業務は、ごらんの表のとおり町営住宅の修繕を実施してまいりました。また、町営住宅の取り壊しを2団地において、3棟取り壊しを行っております。

なお、町営住宅の家賃滞納につきましては、22年度におきましても昨年に引き続いてございませんでしたので、報告をさせていただきます。

9の生活基盤整備事業は、きめ細かな臨時交付金を活用し、住民の生活環境向上のための事業を実施してまいりました。事業は、(2)の生活基盤整備工事の表にありますとおり道路2路線、河川1河川で工事を実施し、このうち測量設計については(1)の測量設計等委託業務の表にありますとおり1河川を、用地補償は(3)の用地購入費及び補償費の表にありますとおり1路線で実施してまいりました。

以上、地域整備観光課関係の説明を終わらせていただきます。

○議長(大澤タキ江君) 次に、教育次長、お願いします。

教育次長。

○教育次長(大澤珠子君) 教育部門における主要施策についてご説明申し上げます。行政報告書の61ページをお開きください。

初めに、1の教育委員会事業でございますが、定例で行っております教育委員会会議を12回開催いたしまして、17件の議決、3件の規則改正を行いました。

2の教育委員会事務局事業でございますが、(1)、「ながとろ教育」第31号の発行から、62ページの(13)、特別支援教育学校支援員配置事業まで、就学支援、教育相談、幼稚園・保育園と学校との連携、就学に係る教育費の援助事業、国際理解教育事業、学校支援事業等、ごらんのような事業を実施いたしました。

61ページの(4)の幼稚園・保育園・学校連絡協議会では、問題を抱える子供等の早期発見、早期対応を目的に、幼保小中と福祉、教育が連携を密にした取り組みを実施しております。関連いたしまして、62ページ、(11)の福祉、教委、学校等連絡調整会議では、就学児童生徒について問題を抱えるケース等について関係者による会議を持ち、対応等についての支援策を検討しております。

また、62ページ、下段の(13)、特別支援教育学校支援員配置事業につきましては、県の緊急雇用対策

委託事業を受けまして、学級において個別の支援を必要とする児童の学習補助等を行っていただく学校支援員を各小学校に配置し、担任の先生だけでは行き届かない面をカバーできる点で、大きな成果を見ることができました。

次に、大きな3の小中学校管理事業でございますが、63ページ、(1)の学校経営の充実から64ページ、(6)の学校事故防止まで、ごらんいただいておりますような事業を実施いたしました。

63ページ、(3)の教職員の資質向上では、全教職員を対象にした長瀬町独自の取り組みとして、毎年恒例となりました夏季休業中を利用して人権教育、生徒指導等をテーマにした研修会を開催いたしました。

(4)の生徒指導の充実と家庭、地域との連携におきましては、引き続きさわやか相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用と相互の連携により、迅速で組織的な取り組みに効果を発揮いたしました。また、両小学校へ立ち上げた学校応援団では、地域のさまざまな人材を活用することにより、地域と学校の連携強化、学校教育活動のより一層の充実を図ることができました。

また、64ページ、(6)の学校事故防止では、町民ボランティアによる学校パトロール隊活動の充実強化を図るとともに、県から委嘱を受けたスクールガードリーダーを配置し、地域社会全体で学校安全に取り組む体制のさらなる充実にも努めることができました。

次に、(7)の施設整備状況でございますが、小中学校の施設整備につきまして、表にして学校別に示しました。主なものについてご紹介します。小学校2校において、プールろ過器の交換と児童用のパソコンのリースがえを実施いたしました。第一小学校においては、主なもので太陽光発電設備工事と校内放送設備の改修工事を行いました。また、次年度実施に向け屋内運動場の耐震化及び大規模改修の設計を実施いたしました。第二小学校におきましても次年度工事の実施に向け、校舎の耐震化及び大規模改修工事の設計を実施いたしました。65ページ、上段になります。中学校では、ご案内のように校舎の耐震化及び大規模改修工事を実施いたしました。また、太陽光発電設備工事、体育館と校舎の間にごございます屋外トイレの設計から改築工事までを実施いたしました。

なお、ただいまご紹介したすべての工事等は、国の補助金ないしきめ細かな交付金を受け実施したものでございます。なお、学校施設改修工事につきましては、昨年度については地域整備観光課が担当しましたことを申し添えます。以上が教育委員会学校総務関係の事業報告でした。

次に、65ページ、大きな4の社会教育総務事業についてご説明いたします。(1)の充実した人生を築く生涯学習の推進から66ページ、(3)の基本的な人権の尊重に徹する教育の推進まで、それぞれ事業を表にまとめてあります。ごらんいただいているような事業を実施いたしました。

次に、67ページ、上段、(4)の文化の振興と文化財の保護、②の文化財の保護のうち旧新井家住宅管理公開事業につきましては、民間活力導入による活性化事業の実施や、隣接する花の里へのハナビシソウ観賞の観光客の増員等による相乗効果を図り、入館者の増員を図っているところですが、22年度につきましては入館者数8,700人、対前年度比3,287人の減、入場料163万7,140円、対前年度比46万4,360円の減という結果でした。これは、長瀬への観光客の全体的な減少と、平成22年度につきましては四季の里の花の時期が分散したため、前年度に比べ来場客の減少が影響したものと推察されるところでございます。

次に、3つ飛んで文化財誌の頒布でございますが、22年度9万5,800円となっており、21年度6万3,000円に比し増額となりましたのは、長瀬ひとり歩きをリニューアルした長瀬ぶらり散歩を刊行したことによる頒布料がアップしたものでございます。

次に、67ページ、下段の5の公民館事業でございますが、中央公民館は生涯学習の拠点施設として、多

くの町民にご利用いただいておりますが、初めに公民館の主催事業と参加状況について、68ページ、上段の表でござんいただいております講座、教室等を実施いたしました。合計で9つの教室、講座を開催し、延べ総数696人、対前年度比795人の減と前年に比べ大幅に減少しましたが、これは3月13日の日曜日に予定しておりました恒例の公民館ホームまつりを3月11日の東日本大震災の影響を考慮し、中止としたため、公民館まつりだけで約400人の減少となったものでございます。震災後、公民館は被災民の受け入れ施設としましたので、利用に制限をしたためさらに利用人数の減少を見ました。ほかに、公民館では図書やCDの貸し出しを行うほか、読み聞かせや紙芝居、人形芝居を行うグループやまぼうしの協力で、子供図書館や地区おはなし会等の読書活動を実施しました。なお、公民館ホーム等の事業や新刊図書、CDについては、毎月発行しております公民館だよりでご案内しております。

次に、68ページ、下段の6の勤労青少年ホーム事業でございますが、ご案内のように中央公民館は3つの機能を持った施設でして、公民館と勤労青少年ホーム、コミュニティセンターでございます。勤労青少年ホームの講座、教室等の事業が68ページから69ページにかけて表で示してございます。ござんいただいておりますように7つの教室を実施し、延べ総数で194人、対前年度比172人の減の方に参加していただきました。これも先ほどの公民館事業と同様で、震災による影響を考慮し、公民館ホームまつりを中止したため、ホームまつりだけで約150人の減少となったものでございます。

69ページ、(2)の施設利用状況でございますが、合計で2万6,144人、対前年度比421人の減の方にご利用いただきました。トータルでは、繰り返し申し上げますが、約400人の減少ですから、やはり公民館ホームまつりの中止が大きな要因であり、他の事業は平年並みでございました。

7の施設の修繕等につきましては、表にまとめてございますので、ござんください。ほとんどが小修繕ですが、施設そのものが大分老朽化してきておりますので、今後社会教育施設の改修を計画的に実施していきたいと考えておるところでございます。

最後に、9の学校給食管理事業についてご報告します。内容及び運営面でございますが、70ページ、上段の表にまとめてござんいただきますように、小中3校等合わせて合計で735人に対しまして、最多で192回、延べで13万7,413食を供給いたしました。野菜等諸物価高騰の折ではございますが、経済状況がすこぶる悪い、いわゆる不景気な現状にありましては、値上げという行為が保護者への負担を余儀なくされることは明らかことから、ここはしのぎまして、しのいでしのいで現状維持といたしました。具体的には、内容で調節、食材の購入等にさらに努力するといった対応でございます。こうした状況と子育て支援策の一環として、平成23年度からは給食費の保護者負担の軽減制度を導入しております。

次に、(2)の施設設備の整備につきましては、表にまとめてありますので、ござんいただきたいと思います。主なものは、内部改修、具体的には厨房内の令室と、令室と隣接している倉庫室、会議室の壁等の湿気防止を施す改修工事を実施したものでございます。さらに、備品購入にありますように、懸案でありました真空冷却機を購入し、食品の衛生面上で安全面を強化することができました。なお、内部改修工事、真空冷却機購入ともに、21年度の国のきめ細かな交付金を受け実施したものでございます。

次に、(3)の給食の啓蒙、普及活動につきまして、学校給食への理解、協力を図るために、表にありますような試食会を実施いたしました。

以上で教育部門における平成22年度主要施策の説明を終わります。

○議長（大澤タキ江君） 以上で各課長、教育次長の説明は終了しました。

ここで、決算審査報告を代表監査委員、中畝攻佳君にお願いいたします。

○代表監査委員（中畝攻佳君） 監査委員の中畝でございます。平成22年度長瀬町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の審査結果につきまして、監査委員を代表いたしましてご報告申し上げます。

審査は、去る7月19日から8月17日までの間に、監査委員の野原武夫さんと一緒に実施いたしました。その結果は、お手元に配付いたしてあります平成22年度長瀬町歳入歳出決算審査意見書のとおりでございます。これでございます。

この決算審査意見書の1ページの2、審査の結果のところに記載してございますが、審査に付されました各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書は、関係法令に準拠して調製されておりますし、決算計数を関係諸帳簿及び証書類と照合いたしました結果、誤りのないことを確認いたしました。

また、予算の執行に当たっては、関係法令及び予算議決の趣旨に沿って、おおむね適正に行われているものと認められました。

各会計の歳入歳出決算は、表1、会計別歳入・歳出一覧に掲げてありますとおり、各会計とも歳入総額から歳出総額を差し引いた残額は黒字決算となっております。

2ページをお開きいただきたいと存じます。一般会計におきましては、表2にございますが、決算収支比率等前年度比較の中ほどに掲げてありますが、形式収支は1億6,173万3,210円となっております。この形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源5,151万4,100円を差し引いた実質収支は1億1,021万9,110円の黒字決算となっております。なお、この実質収支から前年度実質収支1億9,560万8,436円を差し引いた単年度収支は8,538万9,326円の赤字となっております。

さらに、実質単年度収支につきましては、表の一番下の欄でございますが、財政調整基金に998万4,000円積み立てられましたが、財政調整基金が2,236万6,000円取り崩された結果、9,777万1,326円の赤字となっております。

次に、一般会計の予算の執行状況でございますが、歳入につきましては2ページから3ページにかけて記載してございます。3ページをお開きいただきまして、3ページの表の中ほどでございますが、表3、歳入執行状況一覧の一番下の合計欄に示してありますとおり、歳入予算の執行率は87.4%、収入率は97.1%となっております。町税の収入状況につきましては、同表の町税の収入率の欄に掲げてありますとおり、収入率は89.4%となっております。

2ページに戻っていただきまして、下から7行目以下に記載してございますが、町税の収入状況のうち、現年課税分の収入率は97.8%であります。滞納繰越分の収入率は15.8%と低率となっております。それから、町税における不納欠損額は116万4,977円となっております。これは時効の成立、滞納処分執行停止により権利、義務が消滅し、徴収が不可能となったものを不納欠損として処分されたものでございます。

また、町税全体における収入未済額は1億360万7,105円となっております。町税につきましては、負担の公平性と自主財源である町税収入の確保は重要な課題でありまして、積極的な徴収活動を展開していくことが必要であります。また、未納者に対しましては、法に基づく適時適切な措置を講ずるなど、積極的な滞納整理を行い、徴収率の向上と滞納額の圧縮を一層強く進めていくことが必要であります。引き続き、実効性のある町税確保対策を展開されることを強く望むものでございます。

次に、3ページの下から6行目に記載してございますが、歳入のうち町債につきましては、借入額が昨年度より9,975万7,000円増加しておりますが、これは商工債、教育債、臨時財政対策債の増加によるものでございます。款別の歳入執行状況につきましては、後ろのほうの8ページの表1に掲げてあるとおりで

ございます。

歳出につきましては、予算現額41億771万3,300円に対しまして、決算額は34億2,893万7,200円で、執行率は83.5%でございます。なお、不用額は2億3,276万5,000円で、予算現額に対する割合は5.7%ということで、これは前年度よりも9,921万2,148円増加しております。この不用額は、事業費節減の取り組みによるものなどの積み上げによるもの、工事や委託の入札差金などで、事業の執行に支障を生じたというようなものではございませんが、今後の予算編成においては、事業計画のより一層の精査を行い、必要最小限の予算計上と計画的な事業執行に取り組む必要があります。

次に、3ページの中ほどの表の下、ウ、町債の償還状況をごらんいただきたいと存じます。年度中に元金2億2,678万6,497円を償還いたしまして、新たに3億7,401万6,000円を借り入れた結果、22年度末現在高は28億6,994万9,401円となりまして、昨年度末現在額は27億2,271万9,898円ということでございましたので、昨年度より1億4,722万9,503円の増加となっております。

次のエ、財政の構造でございますが、4ページの表4、主要財務指標一覧をごらんいただきたいと存じます。平成22年度における財政力指数は0.491、経常収支比率は86.8%、経常一般財源比率は88.9%と昨年度より低下しております。これらの指標からかんがみまして、財源に決して余裕があるとは言えませんし、財政構造に弾力性があるということは言いがたいものがあります。なお、公債費比率は4.9%で、ここ数年下がってきております。

続きまして、特別会計に移らせていただきます。4ページから6ページにかけて記載してございますので、ごらんいただきたいと存じます。

最初に、国民健康保険特別会計でございますが、財政収支の状況、予算の執行状況につきましては、4ページの中ほど以下に記載してあるとおりでございます。形式収支、実質収支ともに黒字となっておりますが、単年度収支につきましては674万1,509円の赤字となっております。

国民健康保険税の収入状況でございますが、収入率は80.5%でございます。滞納繰越分の収入率が16.6%と低率となっております。それから、国民健康保険税の不納欠損額は101万5,020円ということでございます。これは時効の成立、滞納処分執行の執行停止により、徴収する権利、義務が消滅したものを不納欠損として処分されたものでございます。国民健康保険税の収入未済額は4,341万2,326円となっておりますので、収入未済の解消に向けて、より一層の努力をしていただくよう望むものでございます。

次に、5ページに移らせていただきます。老人保健特別会計につきましては、老人保健制度は平成20年4月から後期高齢者医療制度に移行されたため、過年度分の処理のみとなっております。

次に、介護保険特別会計に移らせていただきます。形式収支、実質収支ともに黒字となっております。単年度収支につきましては868万2,047円の赤字となっております。予算の執行状況につきましては、5ページの下の方に記載してあるとおりでございますが、介護保険料の不納欠損は12万2,000円で、時効により権利が消滅したものを不納欠損として処分されたものでございます。収入未済額が101万6,590円ありますので、収入未済の解消に向けて、より一層努力されるよう望むものでございます。

6ページに移らせていただきます。後期高齢者医療特別会計でございますが、形式収支、単年度収支ともに黒字となっております。予算の執行状況でございますが、保険料の収入状況は6,084万2,310円、収入率は98.9%となっております。歳出では、後期高齢者医療制度の運営を行っております埼玉県後期高齢者医療広域連合への納付金が主で、7,719万5,352円、支出全体の98.1%となっております。

(5)の財産に関する調書は、決算書の195ページ以降に記載されておりますが、このうち基金につき

ましては、この意見書の次のページ、7ページです。表5、基金の状況にまとめて記載してございますので、ごらんいただきたいと存じます。基金は、一般会計の基金、特別会計の基金を合わせて11種ございます。22年度末の基金全体の残額は表の一番下の合計欄の右のほうに記載してございますが、5億2,709万9,586円で、昨年度末より3,541万3,540円増加しております。

以上をもちまして決算審査結果の報告を終わります。

○議長（大澤タキ江君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時40分

○議長（大澤タキ江君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより各議案に対する一括質疑に入ります。

質疑はございませんか。

5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） だれも先にやりそうもないので、先にやらせてもらいます。

初めに、総務課関係をお願いいたします。備蓄品の購入がされているかと思えますけれども、期限がそろそろ切れる備蓄品があると思うのですけれども、購入の際はどういう対策をとっているか、お聞きいたします。

それから、職員の研修が表でかなりの数がありますが、まだ研修が行き届かないのかどうか、対応が悪い職員が目につきます。若い方は結構対応がいい傾向があるのですけれども、職員の研修をどういった形で、どういう職員を派遣するのか、お聞きをいたします。

それから次に、これは健康福祉課でいいのかどうか、講演会の件なのですけれども、先ほど夜回り先生の話が出ましたけれども、ああいう人気のある講演会に来たくても来られなかった町民の方々がおり、そういう方から、講演会後の記録、イコール録音等を聞くことができないかという質問がありましたので、お答えを願いたいと思います。

それから、寝たきりの人工呼吸ですか、のあれが出ていましたけれども、ことし3月の11日にああいう大きな地震があって計画停電等もありますけれども、そういった際の電源の確保、これをお聞きいたします。

町民課、お願いいたします。有価物回収事業、これ例えばもう少し値上げができないかどうか、こういう有価物回収事業、私が担当というか、しているのは子供会が一生懸命やっている、それにうちの会社なんかは手伝っているのですけれども、もうちょっと値上げができないか、これは去年も質問してありますけれども、もう一度お考えをお伺いいたします。

それから、町民課もう一つ、国民健康保険の関係で資格証明書の発行はしてあるのかどうか、もし資格証明書の発行がしてあるようだったら、何名かをお知らせ願いたいと思います。

それから、続いて地域整備観光課、魅力ある観光地づくりということで観光事業、きのうの一般質問でも私はやらせてもらいましたけれども、パンフレット等の指導、監督、ああいうちょっと不誠実なパンフレット、あんなにきれいな印刷物でつくって、それを配付する、そういった魅力ある観光地づくりには、

真っ向からこういうのは取り締まらなければならないと思います。その指導、監督をお願いいたします。

それから、同じ魅力ある観光地づくりの関連で観光協会が、きのうもこれ質問しましたけれども、期限がそろそろ切れる。きのうの一般質問では、結論は余りはっきり答えていないのですけれども、もうあれだけ3年間指導、監督、教育を、役場の職員が使えないから人件費を払ってやってもらうということをやっている、本当に指導、監督、あるいは育成ができていのかどうか、これ以上やっても無理だったら、もう手引かないとまずいと思うのです。そのことをお伺いいたします。

それから、もう一つ観光関係で、船玉まつりの掃除は、かなり多くの中学生が出たり、ボランティアの方が出て掃除をします。今までは、井戸地区は本当に我慢していて、ことしははっきり何であんな散らかしっ放しで掃除をしないのだということ、声を上げました。去年、もうずっと前からこの船玉まつりをやると井戸は汚れる、その掃除はシルバーに頼んであるという観光協会の答弁ですけれども、シルバーが掃除をした後、掃除がきちんとできているかどうか、そういう検証をして委託しないとまずいと思うのです。そういう監督はどういうふうにできているか。何点かになりましたが、お伺いをいたします。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 関口議員の質問にお答えいたします。

1点目の備蓄品の関係でございますが、大変申しわけありませんが、ちょっと手元に資料がございませんので、覚えている範囲でお答えさせていただきたいと思います。期限切れのものについての備蓄品をどうするかというご質問だったかと思えます。備蓄品につきましては、いろいろ食べ物、それから飲料水、それから発電機等々、備蓄しておるところでございますが、記憶ですとことしの23年11月にペットボトルの飲料水が期限切れとなると記憶してございます。それ以外は24年、25年という形で、直近ですと水の関係だったと思えますが、その水につきましては順次、少し前から新しいものと取りかえていきたいと考えております。

それから、研修の関係でございますが、こちらは行政報告書の20、21ページにもまたがってございますが、基本的に県の彩の国さいたま人づくり広域連合で主催しております研修のほうに、その研修内容でございますが、階層別の研修、それから選択別の研修という大きく2つに分かれているかと思えます。階層別の研修につきましては、新規採用職員から課長級職員につきまして順次割り振らせていただいて、研修を受けていただいております。また、先ほどの選択別の研修でございますが、こちらにつきましては希望者を募って、そちらから希望者のほうに行っていただくという形になってございます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 関口議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

まず、講演会の件ですが、夜回り先生のとときには本当に大勢の方に聞いていただいて、とても内容がよかったので、ほかの方にもというのは私たち担当者としても大変思っているところなのですが、記録等の関係につきましては著作権のこともありますし、先生の許可をいただいて、よろしいということだったらできる場合もあるかと思えます。あとは、先生のほうで発行している本などもございますので、そういうものと重複するからということもあるかと思えますので、今後は、ことしも、今年度もいいですか、児童虐待防止の関係で補助をいただいております。また講演会をやっていく予定になっておりますので、そちらでは先生のほうと協議させていただいて、いい内容のものについては少しでも多くの方に聞いていただくようにやっていきたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

それから、寝たきりの人工呼吸の関係でございますが、人工呼吸器の装着をされている方は9月現在で2人いらっしゃいます。電源の確保についてでございますが、震災のあったとき、ちょうど発電機はございませんでしたので、総務課のほうですぐ確保を1台していただいて、対応いたしました。実際には、福祉担当のほうで家庭と相談させていただいたりして、計画停電になったときも朝早くから担当が自宅へお伺いして、電源の切りかえとか、もしできない場合があっては困るということで、対応させていただいたのですけれども、両方の方ともそれぞれが予備の電源も、普通家庭にはもう備えてありますので、このとき確保いたしました電源というか発電機、それを使うことなく済みました。うちのほうとしましては、ほかに在宅酸素の方とか、それからたんの吸引機をつけている方とかで、合わせて今現在21人が電源をいざというとき必要な方がいらっしゃいます。その方のために、今年度になりましてから福祉事業に使ってくださいということで70万円の寄附をいただきましたので、今度のこの後の補正のほうでお世話になりますけれども、その70万円を使わせていただいて、発電機3台を福祉用ということで確保させていただく予定です。

よろしく願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 町民課長。

○町民課長（福島 勉君） 関口議員の町民課関係のご質問にお答えいたします。

まず、1点目でございますが、有価物の回収事業に対します報償金の単価アップについてでございますが、昨年度は6団体の団体に活動いただきまして、交付させていただきまして、キログラム当たり2.5円の単価でございましたが、今年度1円上げさせていただきまして3.5円ということで補正になっております。ご理解いただきたいと思っております。

続きまして、国保の資格者証の発行件数でございますが、長瀬町ゼロ件でございます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

地域整備観光課関係では、3点ばかりあったかと思っております。パンフレットづくりについてのご質問をまず初めにお答えいたします。現在長瀬での誘客ほかのパンフレットについては、町がつくる部分と観光協会が独自につくる部分があるかと思っております。先ほど行政報告の中で説明をいたしました中で、パンフレット等をつくっておるといふような説明をさせていただきましたけれども、これは町がつくっておりますので、内容とかデザインについては町のほうの責任で行っております。

また、観光協会で作っているパンフレットにつきましても、協会が独自で作っている部分あるかと思っておりますけれども、内容については自主性ですとかデザイン性とか、そういうふうなものもありますので、その辺は尊重させて協会で作っているというふうになっております。

また、2つ目のご質問で、観光協会の職員の育成ができていくかというような内容のご質問になろうかと思っております。これにつきましては、22年度、先ほどの行政報告でも説明したとおりふるさと雇用再生基金の事業を活用しまして、長瀬町の観光協会の事務職職員を採用して、観光協会の事務に当たらせるというような説明をさせていただきました。昨年は、総数で7名の方を採用しております。日数的には、約200日前後になろうかと思っております。1年間協会の事務に携わっていただいたというような経験を踏まえまして、数多くの人材が育っているかなというふうには、こちらでは考えております。

続きまして、3番目のご質問になります船玉まつりの花火打ち上げ後、井戸地区からの花火のかす等に

よる苦情があるというようなご質問になろうかと思えます。船玉まつりは、ご承知のとおり実行委員会を組織しまして実施しておる状況になっております。実行委員会では、私も委員になっておりますけれども、花火を打ち上げるということですか、お祭りを実施することにどちらかという重点が置かれているような状況も見受けられます。議員ご指摘のとおり、清掃して最後きれいにして終わるとというのがよろしいというふうに考えますので、これから実行委員会開かれる予定になっておりますので、議会でご指摘があったということを実行委員会で報告させていただきまして、井戸地区の清掃状況もしっかりするように対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 納得いった部署については、引き続きしっかり、今答弁したようにやってもらいたいと思えます。では、再質問を行います。

総務課の備蓄品期限切れ対策について再質問をいたします。備蓄品の水は、もうそろそろ最初買ったやつが期限切れになると私の計算ではなっております。22年度の予算でも備蓄品入れているのだけれども、それが無駄遣いにならないように、今総務課長言うように少しずつというお答えしてくれているのだけれども、私が心配するのは、備蓄してある水を期限が切れてしまったから捨てて出してしまうのではなくて、もう何年も続いて備蓄を始めているのだから、ローテーションで備蓄品がぐるぐる回るように、切れそうになったときにそれをうまく何かに利用する。以前私は、町の会議等でお茶、そういうのが出るときに、そういう水を使ったらどうですかという質問、一般質問でもしました。だから、まだ総務課あるいはここにいる執行部の皆さんにそれが理解されていない、ただ水等はペットボトルで備蓄箇所に置いてあればいいではなくて、そういった無駄遣いにならないようにしっかり対処してもらいたいと、質問をしたいと思えます。

それから、地域整備観光課に再質問をもう一度投げますけれども、事務局長は3年間を使って職員を指導、育成をする期間だという3年間が間もなく終了するのです。職員が7人いるというのは、緊急雇用でもいろいろな補助金で雇っているのはいいですけども、事務局長については公募したけれども、だれもないから、しょうがないから教え込むための3年間、その方の給料は町から人件費でいっている。ほかの職員については、緊急雇用対策費等でそういう補助金が回って運営している。その3年間で一本立ちが、そろそろ期限が迫ってきているので、指導、監督、あるいは育成がきちんとできているかどうか、これでできなかつたらまた来年以降も20万ずつですか、その方に給料としてやらなくてはなので、私はそこを心配しているのです。

パンフレット等についても、役場はもう向こうに任せてあるのだから関係ないではなくて、きちんと観光協会の会費収入は、きのうも言ったように観光協会が1万2,000円ずつ約100件、120万の会費でやっていて、あとは収入減というのはみんな町から、例えば専用券を使って船会社からお金を取って、そういうのを運営しているのだから、観光協会が独自の収入でやっているわけではないのだから、パンフレットについても法人化した観光協会が独自の色でやるのだからいいというのであれば、事務局長の給料も要らないのではないですか、そこを私は言いたいのです。だから、きのうもみそ焼きのあんないいパンフレット、観光どこに配ってきたのか、私はその方がどこから来たか知りませんが、このみそ焼きを食べたい、どこでやっているか教えてください、カーナビで来たらここへ来てしまったのですというので聞いたら、みそ焼きというのはやっていないと、どこにも売っていない、どこかイベントがあるときに出すと

いう話。だから、そういう不誠実な、もう私以前から、このミシュランガイドに長瀬が載るように載るように、しっかり役場の観光課長は、それを仕事にすればいいよと言っていて、ようやく達成できたではないですか、これからが長瀬の大事なときなのです。それなのに、そういういいかげんなパンフレットを配っている、そういうのを見逃してはだめなのです。だから、もう税金ではなくて、観光協会は法人化なのだから、独自で運営して好きなようにやっていいのだよというのであれば、それでもいいのですよ、私は。ただ、みんなの税金を使って、そういう局長に指導しなさいということで3年間ですよと言っていたのが、何かちょっと役場の中の空気が4年目以降はないと言っていないというような、そんな声がちらほら聞こえてくるから強く言っているのです、地域整備観光課長には魅力ある観光地づくり、大事なことから、こういうパンフレットの指導、監督、事務局員に応募した若い職員を早く指導者にならせるようにしなくてはならないのだと思うのです。3年間だったら普通の事業だったら、事業所だったらつくり上げられますよ、3年間といたら。その2点にいきましょう。

船玉まつりに関しては、しっかり掃除をしていただくということで私は町長とも話していますから、次を見たいと思っていますから。地域整備観光課長は、この魅力ある観光地づくりに関して、法人化した観光協会が一本立ちできるように、普通だったらここまで来たらもう大丈夫だよというお言葉がいただけるかと思ってきのうの一般質問も私はしているのだけれども、どうも答弁聞いていると任せきり、もう向こうへやってしまったのだから知らない、そういうのでは私困りますので、お願いをしたいと思います。

では、総務課からまた悪いけれども、お願いします。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） それでは、お答えいたします。

備蓄品の有効利用の関係でございますが、議員おっしゃるとおり数年前から町の会議等で有効利用してきてございます。今後も引き続き各課にお知らせしながら、会議等で使うような有効利用をしていきたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

再質問の内容は、パンフレット等の作成についてと、改めて事務局職員の関係になろうかと思えます。初めに、パンフレットの内容についてご説明いたします。

パンフレットの内容につきましては、先ほども説明させていただいたと思えますけれども、協会で作るものについては独自性というものが必要になると思えます。どういうものをつくるかというふうな目的を持ったものに、予算的なものも考慮して、そういう範囲であれば特に観光協会が独自のパンフレットをつくるのは、全く問題ないというふうに考えております。先ほどもお話ししましたようにデザイン性ですか、その内容についてこういうものをつくりたいというときに、町がこのデザインはよくないとか、色が例えば赤の色を使いたいというような要望があるところに、これを青にしなさいよというようなことは独自性がなくなるというふうに考えておりますので、今のところは内容について指導するというようなことは考えておりません。

続きまして、協会の職員の関係についてご説明いたします。先に緊急雇用の関係で、先ほど説明したかと思えますけれども、7名職員を採用し、1年間やっていただいたというふうなことですけれども、観光協会の案内業務ですとか観光協会の業務に対応できる人員がふえたということでこちらでは考えておりますし、これからどういうふうな採用状況になるかもしれないですけれども、そういう方を順次採用してい

けば、今と同じような業務に対応できるというふうに考えております。

また、事務局長と事務局職員の方についてのお尋ねもあったかと思いますが、これについては観光協会は法人化されておりますので、観光協会の中で決めるべきものがあるかと思いますが、というのは、総会等も行っておりますし、そういう中でだれが会員になったらいいかとか、事務局員になったらいいかとか、そういうことも決める必要があろうかと思いますが、その辺は尊重させてもらいたいと思います。

新任の職員が、3年間で責任を持って事務がこなせるかというふうな内容の質問もあったかと思いますが、協会の職員が3年でひとり立ちするのはなかなか難しいというふうに考えます。きのうの回答でもお話ししましたとおり、企画力もありますし、アイデアもありますし、そういう面からいきますとなかなかひとり立ちするのは難しい期間もあろうかと思いますが、その辺はご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 地域整備観光課長の言い分はよくわかりました。3年前の観光協会が法人化するのだというときの担当課長は中畝課長でよかったのかな、当時を振り返ってみてください。今言うように我々この議会が、その法人化について賛成をしなかったら、この事務局長の話なかったのです。観光協会を法人化して、町の職員2名なり3名が張りついて仕事をしていたのが、法人化になれば職員の給料をそういうふうに使わなくて済むと、だから観光協会は法人化をさせて、町も楽になるという前提でスタートをして、3年間を目途に一本立ちしますという話で始まったのが、この観光協会法人化の話なのです。今言う緊急雇用で7人雇おうが8人雇おうが、そんなことはいいです、緊急雇用で雇うのだから。私は、そんなことはもう全然言っていません。事務局長を公募で募集をしたところ、だれもなかったの、しょうがないから今の事務局長に、3年間給料をくれるから、3年間で若い職員で応募してきたのを指導しなさいという3年間なのです。今中畝課長が言うのだったら、今までの議会でみんなが討議したことと全然違う方向へ行っています。後でよく議事録読んでもらってもいいですよ、この法人化のときには、あのときはほとんど全員の方が手挙げて、もうなからしつこく、最後はあの当時は平参事だったのだけれども、もう出てくるのが、またかよというようなあれで来た、私は覚えがあります。だから、もうそろそろ3年がたつのだから、事務局長はその若い手を挙げてきた職員に対して指導、育成をする期間が3年間だから、それができてきているのかどうかというのを私はこのところで質問をして、心配している町民の方が結構いるから、ああ、観光協会も法人化、独立して一本立ちできるのだなという安堵になると思うのです。これをまだ、今の答弁でいったらほかの、きのうの税務課長の答弁ではないけれども、聞きたいのは、この町、観光のバランスと商工業者の税のバランス、これがとれていって町はなっていくのです。観光協会にこんなに補助金やって、いつになったって、例えばこの補助金が薬だとして、薬を投入してどんどん、どんどん栄養剤くれて、さあ行け、さあ行けとやったって、全然治らないのだったら、もうここで切ったほうがいいです、本当に。3年間、あと少しって言っているけれども、もうよしてしまったほうがいいです。だから、この育成がもうそろそろでゴールが目に見えるのだから、3年間というゴールが。だから、指導、監督、育成の期間、もう大丈夫ですねということを知りたいのです。これは、この議会終了後でもいいです、中畝課長がちょっと真剣に、それ取り組んでやってみてください。

パンフレットについても、今言うようにデザイン性だとか色だとか、そんな問題ではなくて、ミシュランガイドで長瀬が載って行って、これから観光客が、きのうも一般質問でだれかやったけれども、今イン

ターネットで調べたり何だりして長瀬へお客さんが来るのです。この夏長瀬が多いのは、福島原発で海に行けないから、川に行きましようというお客さんも結構いるらしいです、聞くところによると。だから、長瀬はことしの夏は繁盛しているからいい、それで業者に来年もこうだといいいねと言ったら、もう来年はわからないね、ことしはよかったけれどもと、みんなほとんどが言っているのです。そういうときに、長瀬名物みそ焼き、この中で、議員の方で、そっちの執行部の方でもいいですよ、長瀬の名物はみそ焼きですか、どこかで買って食べたことありますかというのが私の意見なのです。デザインがこうだから口出せないとかではなくて、観光協会にそういう補助金を、観光につながるお金だから、大事な国や県から来る、それも税金です。だから、そういういいかげんなことに使ってもらっては困るのだと、来年以降、例えばミシュランガイドで、私の議会の議事録読んで、何そんなにいいかげんなことを長瀬はやっているのかいなどになったら、また取り消されてしまいますよ、本当に。だから、そういういいかげんな広告は出さないというのを町が監督して、監査委員がいるのでしょ、監査の人がいるのでしょけれども、町がやっぱり補助金出していくには、そういった指導も監督もしてやらなかったら、好き勝手にやらせておいていいや、法人化になっているのだからという言い分であればそれでいいです、好き勝手にやらせましようよ、今後はもう町で大事な税金使わないでよましようよ、今言うように法人化しているのだから。独立なのだから口出されないほうがいいですよ、日本一の観光協会になると言ったのだから。しかも、半年で飛び立つと言ったのです。では、申しわけないのだけれども、もうこれはここでやってもそういう話わからないと思うので、ちょっと副町長、当時の苦い思い出をかみしめながら、最後の答弁お願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 副町長。

○副町長（平 健司君） それでは、関口議員の最後のご質問だということで、お答えしたいと思います。

関口議員先ほどから言っているとおり、法人化する年の3月議会は、1番から4番の議員さん以外この席にいまして、齊藤議員は議長だったかな、あとの人は全員、3年でもう補助はやめるのだという質問を私全員から受けたのですけれども、その席でもお答えをさせていただきましたけれども、3年というお約束があるから一生懸命努力して一本立ちするのではないですかという、補助金云々をやめますだとか、そういう回答は全員の方にしていなかったと思うのです。多分議事録見てもらえばわかりますけれども、お約束ですから、多分守ってくれるのではないですかということが議事録に載っていると思います。

それから、今関口議員の質問に、ちょっと飛んでしまったので、幾つかばらばらになってしまうかもしれませんが、お答えをさせていただきます。事務局長の給料云々という件がありましたけれども、これにつきましては当時の法人化のときにも申し上げましたけれども、事務局長の報酬だとかそういうことではなくて、人件費ということで観光協会に出しますよと、特定の人の給料という、そういう言い方は多分していないと思います。運営する人件費として500万円の補助を出しますよと、今までは町の職員が2.5から3人観光協会の仕事をしていたのが独立するわけですから、最初はお金がかかるのではないかとということで500万円補助出しますよということで、最終的には皆さんにご承認をいただいたということだと思います。

それから、3年間の中で500万円を人件費として自由に使っているのですよという、最初は観光協会にもそういうお話したのですけれども、21年、22年につきましては緊急雇用を使って観光協会の人件費を捻出いたしました。そのおかげで、観光協会的には使い勝手が悪いと、町のほうからも補助のほうからも出ましたので、縛りがあったので、2年間は使い勝手が悪かったと。平成23年、今年度から純粋な人件費として500万円を観光協会のほうに補助金として、法人化設立かな、運営ですか、円滑化の補助金として

500万円を今年度から純粋に出し始めたところでございます。職員の数も、関口議員から7人だとか8人とかいろいろ出ているのですけれども、観光協会の事務局職員は純粋には2名です。観光案内所のパートですか、これが正式には3名で、残りの方はそのほかの緊急雇用で雇っている人なものですから、一応は事務局職員は2人、観光案内所の職員が3人ということで理解をしていただければありがたいと思います。

それから、公募したら事務局長は応募がなかったから、とりあえず暫定的に今の事務局長が事務局長になったというお話なのですけれども、これにつきましては法人化された観光協会が当然来年の4月ですか、に募集をかけて、観光協会がその人を雇用するということが筋だと思っていますので、だからうちのほうが今の事務局長をかえろだとか職員をかえろだとか、そういう口出しはできないと思っていますので、せっかくのご質問ですから、観光協会のほうにさらに公募して、初心に戻って事務局長の募集、職員の募集をするようにという指導はさせていただきます。

それと、飛んで申しわけないのですけれども、パンフレットの関係、課長は独自性が出るようにということですが、町もパンフレットをつくる、観光協会もパンフレットをつくるということですから、同じものができても何の意味もありませんので、その辺につきましては町がつくる場合でも、観光協会がつくる場合でも、私の知っている範囲では相談があると。だから、勝手につくっているというようなイメージは、ちょっと課長と回答が違うかもしれませんが、私にはそういうイメージに映っていますので、ご理解をしていただきたいと思います。

それから、みそ焼きにつきましては、私もどうしてやらないのだという話を観光協会に再三しているのですけれども、なかなかそれを食べに来てくれる人がいないという話を聞いています。要はその設備が各商店にないのですか、それなので、観光協会イベントのときだけみそ焼きの宣伝を今しているということらしいのですけれども、パンフレットをつくったということは、観光業者の方がみそ焼きを大々的にこれからやってくれるのではないかという考えが観光協会にあってつくったものだと思いますので、もう二、三年たってしまうから、「つばさ」のNHKの大河のときに、あれがみそ焼きを食べたので、長瀬はではみそ焼きにしようではないかというような安易な考えがあったかもしれませんが、観光協会がこれから一生懸命これを売り出すのだという、どなたかの話でもありましたけれども、特産品をつくるというような話の中では、それが売れるか売れないかは別にしまして、発想的には私もいいのではないかなと。ただ、それに対して協会の会員の方が乗ってこないという何の意味もありませんので、関口議員おっしゃるとおり、せっかくつくったパンフレットがただ捨てられるだけではもったいないと思っております。

あと、いろいろ飛んでしまっただけで申しわけないのですけれども……

〔「それで十分です」と言う人あり〕

○副町長（平 健司君） いいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○副町長（平 健司君） 済みません。では、よろしくお願いします。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございませんか。

6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 4点ほど質問したいと思います。

行政報告書の33ページ、保育所入所児童数なのですけれども、高砂とたけのこ保育園の定員数を知らせてほしいと思います。

それから、高砂保育園に支払っている委託料とたけのこ保育園の委託料の金額、何百万円単位でいいで

すので、教えてください。

それから、64ページの第一小、第二小学校のコンピューター等設備なのですけれども、61台買いまして873万1,800円になっています。1台約14万2,000円で、これはリースのほうが得なのでしょうか、それで、ソフトなんかはどうなっているのでしょうか、そこを教えてください。

それから、72ページの国民健康保険税なのですけれども、町税はいろいろ調査とか差し押さえ等をして不納欠損やって116万4,977円だけれども、国民健康保険のほうの不納欠損額もそれに似通った分の101万5,020円になっているのです。だけれども、国民健康保険のほうには差し押さえとか、そういうのというのは地方税法でこれやっているわけなのですけれども、そっちのほうはできないのでしょうか、そのところを教えてください。

それから、もう一つは社会教育の充実とか生涯学習とかなんとかと大層なことを随分述べてやっておりますけれども、公民館の講座とかの事業が49講座43万円と、勤労青少年ホームは7講座13万5,000円しかやっておりません。何はともあれ講座とか何かということにつきましてはお金が要ることなのです、先生を雇ってやりますので。でも、底辺拡大という意味からも、これはもう少し事業をふやしてやったほうがよろしいかと思っています。それで、次長の答弁で震災でクローズしていたからということもあるのですけれども、講座の件につきましてはクローズでやめた講座とか、できなかった講座があったら、それを教えてください。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 大島議員さんのご質問に答えさせていただきます。

保育所の定員数と支払い額ということで、たけのこと高砂さんということですが、高砂さんの定員数は現在90人です。たけのこさんにつきましては60人となっております。支払い額、委託料のほうですが、申しわけございませんが手元に持ってきておりません。後で示させていただきますと思います。一応年間で1億9,000万ほど支払いを全体にはさせていただいておりますけれども、ほとんどがこの2園に支払っている状況でございます。後で示させていただきます。

〔「1億900万じゃないの」と言う人あり〕

○健康福祉課長（浅見初子君） そうです、1億900万。

〔「9,000と言ったよ」と言う人あり〕

○健康福祉課長（浅見初子君） そうですか、済みません。

○議長（大澤タキ江君） 税務課長。

○税務課長（野原寿彦君） 大島議員のご質問にお答えします。

国保を滞納している方は、やっぱり地方税法の適用になりますので、滞納処分の適用となります。ただし、国保で資産がない方とか、預金とかない方について、あとローンだとか、不納欠損の原因はローンで結局競売にかかって、住所は置いてありますけれども、そのままどこかへ行ってしまふ方、それと県のほうからは積極的にそういうことをしろということ来るとは思いますが、各団体、考え方ではまた逆の考えもあるので、うちのほうとしては税金ですので、当然同じようなことをしたいのですけれども、無資産の方とか、そういう方がどうしてもいらっしゃって、どうしても国保の場合は1回住所を置きますと実際長瀬町にいても、居住してなくても住所だけ置いてどこかへ行ってしまふ方がおられるので、どうしても追いつくにも税額等とか結構手間暇かかりますので、結局かけたとしてもそういう方はどこかへ行

ってしまって追われている立場なので、実際のところでどうしてもそういうことになってしまうので、ちょっと不納欠損とか、そういうふうに出てくると思います。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） それでは、初めに小学校のコンピューター整備についてご説明いたします。

行政報告書の64ページの表の中にございます一小34台、二小27台、これは平成22年の9月1日から平成27年の8月31日までの5年間、児童用のコンピューターを、いわゆる学校の中にありますパソコン室のパソコンをリースがえするものでございまして、ここにある金額につきましては最初に物品購入をする業者を決めまして、その業者のコンピューターを使うことを条件としたリース会社と、また入札を行いましてリース会社を決めたものでございまして、年間にかかる費用は、結論だけ申し上げますと月額14万5,530円になります。これが5年間ということで、こういった金額になっておりますので、年間分についてこれが丸々という意味ではございません。よろしくお願いたします。

それと、次のご質問、68ページの公民館等の講座で、3月の震災での使用状況どうでしたかという質問ですが、把握しておりませんので、表でござらぬいただいて、3月に利用制限しましたので、3月に講座のあるものは、例えば68ページで言いますと下から2番目ですか、楽しいリズムで健康体操教室が3月にありますが、これ聞いてみないとわからないのですが、ここでの使用制限あったかと思ひます。3月でしたので。また、6月いっぱいまで被災民の受け入れ施設に一応なっていましたので、そこまでの貸し出しの使用制限もしてございましたので、あわせて申し上げます。これは新年度になってからになります。

それと、社会教育費の予算が少ないということですが、ありがとうございます。来年度に向けて多少なりとも事業費のほう、また職員の対応も含めて検討させていただいて、要望があったら膨らませていくような形で組ませていただけたらと思ひます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） それでは、教育次長に1点だけ、児童用コンピューターを入れると言ひましたよね、児童用コンピューターというのは、普通の今うちなんかで使っているコンピューターといろんなもの全部同じでないと、それは教えた意味がないと思うのですけれども、児童用コンピューターイコール今皆さん自分のうちで使っているコンピューターと、何ら変わりはないということの機種が入っているということですね。機種といひますか、その能力。

○議長（大澤タキ江君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） コンピューターそのものは同じものでございまして。ただ、それを使う、いわゆるソフトですか、そういったものが児童用のものを使ったバージョンになっているかと思ひます。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございせんか。

2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） たくさんあるのですが、議事が歳入歳出決算認定についてというふうなことなので、多少ぶれるところあるかと思ひますが、まず第1に、中畝監査委員さんが先ほどまとめていただきましたけれども、予算執行状況で不用額が多いと、また経常収支比率86.8%、経常一般財源比率88.9%という状況なので、次回、これから予算を組むと思ひますので、そのところをもう少ししっかり予算建てをして

いただいたらいいかなと思います。

次に、課ごとに、地域整備観光課長に伺いたいと思います。まとめて答えていただいているのですが、これきれいにするというふうなことはいいと思うのですが、観光ということを考えて、もう少し観光協会に対して町として指導ですか、行っていただいて、例えば月曜日の朝は観光協会主体で岩畳方面の草むしり、ごみ拾いをするとか、そのような自助努力のある観光行政が必要ではないかと思えます。だから、この181万円が無駄だということではないのだけれども、中畝課長、聞いていますか、自助努力のある観光を目指していただきたいということ。

それから、これちょっと私認識不足なのですが、先般の雨で齊藤議員さんの下の道ですか、国道、アメミヤ興業さんの資材置き場のところ、あのところで水が冠水しまして、軽自動車2台事故を起こしました。これご承知かと思えますけれども、要するに側溝が土で埋まっていたという状況だったわけです。国道は、町は関係ないのかちょっとわからないのですが、その後連絡をとって、何か業者さんがあそこの土砂を撤去したというふうなことがあるのですが、これは要するに年間契約でお金を払っているのか、だとしたら、これちょっと町の事業でなかったら失礼なのですが、やはり安全ということを考えると、それはもう雨の前に撤去しておくのが当たり前だろうという感じを持ちました。死亡事故に当たらなかったのですが、1台はアメミヤ興業さんの駐車場に突っ込んで車に当たったと、軽自動車だったので、対向車が来れば非常に危なかったというふうな話を聞いております。

もう一点、魅力ある観光地づくりで外国人調査というので700万円予算かかっています。700万円ですることやしているのだらうと、ちょっと実情を知りたいと思えます。

あと、地域整備観光課と教育委員会と兼ねているようなところがあるのですが、花の里に、要するに地域整備のほうで100万円、緊急雇用創出事業で231万円、都合331万円等出していると。しかし、教育委員会の先ほどの説明で、新井家等文化財の保護、これは花の里の入場料も含めて163万円と、これは違うのですね、ではわかりました。では、ここは撤回します。この質問なしにします。

あと、健康福祉課長、赤ちゃんの駅というふうなことで、予算とかそういうのは計上されていないのですが、19カ所かな、どこにあって、どのように広報して、どのぐらい利用しているのかと利用実績が入っていないので、教えてください。

それから、障害者というところでいろんな部分があったのですが、460万円の支出をしているということなのですが、これは今はこういう文言では障害者というのだと思うのですが、障害のある人とか障害を持つ人とか、そういう言葉になっていますが、法律上では障害者というふうなことだと思いますが、これは老人介護の中の障害を持つ人とダブっているのかどうか、ちょっとそこを聞きたいと思えます。

あと、最後に教育委員会に、先ほど大島議員から質問があったのですが、その事業、要するに項目はあるのですが、確かな学力をはぐくむ家庭教育を行ったと、どんなことをしたのですか、この内容をお聞きします。

あと教育相談、昨年度の4月以降の実質人数、教育相談に訪れた人の実質人数をお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 町民課長。

○町民課長（福島 勉君） 村田議員のご質問なのですが、地域整備観光課というご指名でございましたが、

行政報告書の40ページの散乱ごみ・不法投棄対策のお話があったかと思しますので、最初に町民課の環境衛生の事業のほうになりますので、そちらの面はご説明申し上げたいと思います。

この委託につきましては、シルバー人材センターに委託しているところですが、岩畳につきましては週2回程度、あとそのほかの峠道等のほうにも週1回程度回っているものと、あとは空き缶回収等の清掃作業等がございますので、そちらの費用ということでございます。岩畳等ということで、岩畳中心になってはいますが、やはり長瀬町の外から見えるお客様に対して一番メインの場所でございますので、環境衛生サイドとして対応させていただいております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 村田議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

まず、赤ちゃんの駅の箇所数と内容、金額、それから利用実績ということでございますが、昨年の「赤ちゃんの駅」市町村設置事業県補助金ということで151万9,000円の補助を受けまして、赤ちゃんの駅ということで外出支援、外出したときに気軽に立ち寄っておむつがえや授乳ができる施設ということで補助をいただき、実施したものでございます。

町内の公共施設、役場、保健センターとか公民館とか、それからひのくち館など4カ所、それから保育所が2園、高砂、たけのこ保育園、それから旅館に3カ所お願いしまして、9施設にお願いしております。設置箇所数というのは18カ所となっておりますけれども、これは例えば役場でしたら1階、2階、3階とか、そういう感じで幾カ所か、役場の中でもフロアのところにソファを置いたりということで、箇所数は18カ所となっております。

利用実績なのですが、昨年の年度末のほうに置いてありますので、今のところ利用実績は統計をとっておりません。例えば役場に用事があったときに、おむつがえをするのにちょっと使うとかということなので、実績をとるのもちょっと難しいような状況になります。例えばトイレでどんなふうに入ってくるかというのを監視というか、していることはちょっとできないので、実績のほうは今のところとっておりません。

それから、申しわけありません。先ほど障害者の460万の支出ということでしたけれども、何ページのどこでしょうか、申しわけありません。

〔「28ページ、障害者の福祉」と言う人あり〕

○健康福祉課長（浅見初子君） 一番初めの（1）の在宅重度の関係でしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○健康福祉課長（浅見初子君） これは、身体障害者手帳1、2級の方と療育手帳のマルAとAの方に対して、1カ月5,000円の手当を支給しているものです。これは、県が半分、町が半分を出しているのですが、介護とダブっているのかということがありましたけれども、ダブっている方の中にはいらっしゃると思います。身体障害者手帳1級でも、心臓などの障害でぴんぴんされている方もいますし、当然1級で半身麻痺とかという方もおりますので、そういう方で介護の必要になっている方は、介護のほうも受けている方もおりますので、これは経済的な部分ということで月5,000円の手当を支給しているものでございます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

地域整備観光課関係では、3つばかりのご質問が要旨になろうかと思っておりますけれども、1つ目は観光協会が観光地周辺の環境整備にどうかかわるかという内容になるかと思っております。観光協会が観光地の環境整備をするのは、当然必要だろうというふうに思います。協会の事業等も決められておりますので、事業計画をつくる際に、より積極的に取り組むように、町からも積極的にこの辺は指導していきたいというふうに考えます。

2点目は、アメリヤ興業わきの140号の冠水に伴います処理についてのご質問ですけれども、国県道につきましても秩父県土整備事務所が管理をしております。実際の維持、修繕については、県土整備が実際に行うようになります。ただ、町も町内の国県道部分について、例えば異常があった場合には県土整備事務所とやりとりをさせていただいておりますので、この辺について冠水があったという状況ですので、その辺町としても注意深く、異常時には監視を続けまして、何かあった際には県土整備事務所に連絡するように、改めてしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

なお、この冠水場所についての冠水を処理することは、既に大雨が降ったときに工事というのですか、修繕工事されていたのを確認しておりますので、これからは多分大丈夫だと思うのですけれども、雨の状況によりまして、また冠水するようなおそれもあるかと思っておりますので、その場合には町でも結構ですし、直接県土整備事務所に連絡をいただければ幸いです。

最後になりますけれども、長瀨観光に関する外国人現地調査事業についてご説明をさせていただきます。この事業は、緊急雇用の事業を活用しております。交付金として事業費全額交付されるというような事業で、事業の目的は、この調査事業を行うことによって雇用に創出されるかどうかというふうなことが主な事業の趣旨になろうかと思っております。

外国人の誘客調査の事業内容について説明をさせていただきます。調査を行った背景は、世界的なグローバル化ということですか、東南アジア諸国の韓国、台湾、香港、中国等の目覚ましい経済発展を背景にして、東南アジア諸国を中心にした方が、日本を観光客として訪れるというようなことが増加しておる状況にあります。国としても国交省を中心としまして、全国各地の地方自治体や地域活性化の一つの手段として、外国人の誘致に積極的に取り組んでいる状況があります。こうした中で、長瀨町を訪れていただく観光客の方がどういう状況でお越しいただくかというようなことがありまして、調査、分析をしております。

調査の内容は、外国人観光客に対して長瀨町の観光資源をどのように紹介され、商品化され、販売され、どのような感想を持っているかの調査を行っております。2つ目に、日本の公的機関のホームページ上で長瀨町の観光資源の掲載内容を調査しております。3つ目に、インターネットの各国旅行会社ホームページ上に長瀨町を取り込んだ旅行商品の掲載の調査を行っております。4つ目に、各言語でのブログ上で長瀨町観光についての記述の調査を行っております。また、長瀨町の主な観光施設に、外国人観光客への現状の対応をアンケート調査票を活用しまして、ヒアリング調査を実施しております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） それでは、お答え申し上げます。

初めに、行政報告書の61ページでございます教育相談の件数についてからお答えさせていただきます。22年度につきましては2件でございます。この教育相談は、毎月第3木曜日に役場庁舎内の会議室を利用

して相談を受け付けているものでございます。相談者は、元学校長をご経験なされた方をお願いしてございます。また、この件に関しましては広報の「くらしのメモ」に掲載しております。ただ、役場で実施するというので、なかなか相談はあっても足の向かない方もいらっしゃるかとも思います。先生にご相談して、終わった後に学校に行ったりとか、逆にこちらから声がけをして相談者に案内しているというような形で対応してございます。件数は少ないのですけれども、なくせない事業となっております。

それと、もう一つのご質問、63ページになろうかと思えます。生徒の指導の充実と家庭・地域との連携の中の家庭の教育力向上を目的に「確かな学力をはぐくむ家庭教育」の啓発に努めたというのを具体的にというご質問。現在家庭の教育力がないということが大変大きな問題になっております。子供たちの学力向上については、やはり家庭との協働で対処していかなければ子供たちの学力も向上しないということで、家庭の教育力という言葉がかなり使われておりますが、具体的には3校ございますが、教務の先生方を中心に会議を持ちまして、そこで家庭の教育力向上のための、ちょっと題名忘れたのですけれども、リーフレットの作成等を行いました。いろいろな会合等で保護者等に配付したりしまして、具体的な内容については、宿題はきちんとやりましょうとか、たしか靴のかかとは踏みつぶさないようにしましょうとか、何かそういった身近なことをリーフレットにしたものだったと思いますが、今手元にないので、きちんと説明できないのですが、そういったことで、繰り返しになりますが、家庭の教育力向上のため、ひいては子供の学力向上につながるための啓発に努めたということでございます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございませんか。

2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 先ほど地域整備観光課長からお答えいただいたのですけれども、やはり外国人調査について700万円かかっているというのが、このグローバル化であるとか観光業者等とか、そういうインターネット利用とかいうところで、理解できない額になっています。これについては、例えば現地調査でアンケートをお願いしたというふうなことでありますが、現地調査、特に肌の色が我々と同じ黄色人種である韓国の人とか、そういう方だと見た目だけではわからないと、ところが話しかけると、言語力を持っていないとなかなかそういう調査もできなかったのではないかなと思うのですが、そんなふうなために特別にそういう人を雇用でもしてやったのかなと、そういう場合だと人件費とかかかるので、700万円ぐらいはかかってしまうのかなと思っているのですが、またその結果によって今後外国人がふえてくると、外国人の方の観光客がふえてくるということであれば、そういうふうなこれ有意義な資金だったかなと思えますが、そこのところちょっともう一度お願いします。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

先ほど外国人の調査の内容について説明をいたしましたけれども、実際にインターネット上の長瀬町の掲載記事、長瀬観光の掲載記事を何カ国分の掲載記事を調査するというようなこともありますので、例えば外国の記事の言語ができる方とか、そういう方を雇っておりますので、ある程度雇う単価は高くなっているかと思えます。そういうような意味で、委託の額が高くなっていった状況にあるかと思えます。

あと、外国人を対象にした観光がどうかというふうなご質問ですけれども、震災前の長瀬町の観光の入り込み状況ですけれども、外国人の観光客はやっぱり何割かはいらしたというようなことを聞いておりますので、今後状況によってふえていくような状況にあるかと思えますし、ミシュランの関係で記事が掲載

されたというようなことがありますので、これから増加傾向にあるというふうに予想はしております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（大澤タキ江君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑はございませんか。

1番、岩田務君。

○1番（岩田 務君） 1番、岩田です。質問というか、確認になるのかもしれませんが、財政破綻については財政健全化法という中で実質公債費比率基準をもとに判断されると思いますが、長瀬町の公債費比率というのは、先ほどの意見書の最後のページの12の公債費の7.7%が平成22年度の比率でよろしいのでしょうか。

また、5年、10年前などからはこの公債費は減っているものなのでしょうか、伺います。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 岩田議員の質問にお答えいたします。

実質公債費比率でございますが、7.幾つは多分公債費比率だったと思います。実質公債費比率というのは、公債費比率に例えば公益への負担金とか一部事務組合、上下水道組合の負担金とかも勘案されて計算された数字でございますが、その実質収支比率は22年度は14.1%でございます。財政再生基準として35.0%というのがございますが、その前に早期健全化基準という基準で25.0%というものがございます。早期健全化基準25.0%と比べましても、大分減ってございます。ちなみに昨年でございますが、実質公債費比率につきましては、ちょっと手元に資料がなくて申しわけありません。減ってございます。数値については今手元にないので、はっきり申し上げられませんが……

〔何事か言う人あり〕

○総務課長（大澤彰一君） 後でお示ししたいと存じます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございませんか。

8番、野原武夫君。

○8番（野原武夫君） 先ほどから大分地域整備観光課長はご苦労いただいて、ご答弁大変だったと思います。内容的には、観光協会に対する、いわゆるいかに金を使っているかというようなことも含めて、疑問点が多かったような感じがいたします。そういう意味で、今長瀬町はミシュランとかジオパークということで大変有名になっておりまして、長瀬町という名前以上に人が来ているという状況です。これは、東北の震災があったという影響もあるのでしょうかけれども、いずれにしても長瀬町はいろいろと地道に努力した結果、こういった状況になっていると思います。そういう意味で、長瀬町から観光を除いたら長瀬町ではないよという人も結構おるわけなのです。観光部門にお金が相当行っているという意味では、商工業者に対する課税と観光業者に対する課税が、余りにも差があるのではないかというご意見もあるようで

す。

そんな中で、観光協会に一昨年度からいろんな事業が移されまして、そしてことしも相当な予算がついた事業が移されているようです。そういったところで私考えますが、恐らくそれだけの資金的な決済ができるだけの能力があるかというのが、観光協会の現状だと思います。ここで話すとちょっとおかしいのですけれども、3月31日で観光協会の理事の任期が切れておるにもかかわらず、いまだに再選ができないと、その後いろいろ忙しいことがあったという言いわけもあるのですけれども、実質的には理事が再選されないと観光協会長も専務を選任できないわけなので、現在の状況は非常に異常な状況にあるわけなのですけれども、毎日が忙しくてそんなことやっていられないと言いながら、日々がたっております。こういった状況は、どちらかという予算をいっぱいもらって仕事があり過ぎるのではないかと、人も足りないのではないかとというようなことで言っておりますけれども、内容的に長瀬町から仕事が余りに多く観光協会に行ったのではないかと、予算をつけて、例えばヤマユリの花を咲かせようというようなことも含めて、それからトイレの清掃も、観光協会は全部観光の仕事をするのだよというような感じがいたします。これは、能力的に言っても素人が集まった中で、一生懸命やっている人は何人かだけなので、ちょっと無理だと思います。こういったことは、日本じゅうで長瀬町が売れているということで、方々でやっかみの言葉が聞かれますが、それに対応できるだけの能力のあるところは、やっぱり役場しかないと思うのです。この辺で、余り仕事を予算をつけて回すのもどうかと思うので、名前も地域整備観光課長というのでは幅が広過ぎる、そろそろひとつ観光を一本立ちにして役場で考えていただいて、何人か人をつけて本格的に長瀬町を売り出してもらいたいと、そして予算も自分のところで消化し、そして計画、実行していくということで、ほかからいろんな批判が出ないように、観光協会本来の協会だけの仕事に任せてもらって進めていったらいいのではないかとと思うのです。

そういう意味で、副町長にお願いしたいのですけれども、長いこと観光の行政も副町長やってきたので、内容はよくわかっているのですが、実際地域整備も含めて観光も一緒にやろうというのは、ちょっと一つの課では無理ではないかと思うのです。一本立ちにさせて、それで長瀬町という名前がこれからも維持ができる、それぐらいの覚悟でないと、せっかくのミシュランを生かして使うということにならない。ぜひ関東地方の客は全部もらうぐらいのつもりで、ひとつ独立した観光課をつくって本気になってやってもらいたい、本腰を入れてもらいたいと、予算を観光協会へ余り回さないこと、回すからみんながいろいろやっかむので、内容的に力のあるところが本気になってやってもらうということがいいと思うのです。内容的にそういうことで、副町長に今までやっていた経験を踏まえて、その辺考えていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 副町長。

○副町長（平 健司君） 野原議員のご質問にお答えを簡単にしたいのですが、ちょっとよく理解できない部分もあるので、観光課を独立させるというお話につきましては、職員の人員配置だとか、いろんなことを考えまして、ちょっと独立させるのは難しいと思います。

それから、せっかく観光協会というものを法人化したわけですから、あえてここで観光課をつくるのではなくて、観光協会をもっと前に進むような形にさせていったほうが長瀬町の観光にはいいのではないのかなと、このように考えております。先ほど5番議員からも観光協会も一本立ちもうできたらろうというお話があったのですが、できたら長い目を見ていただいて、観光協会がそれこそ町を当てにしなくても長瀬の観光を背負っていけるような観光協会になればありがたいなと思っておりますので、もうしばらく

く時間をいただいて、観光協会を町としてはバックアップして、観光協会は長瀬町の観光を、誘客を伴う観光事業をしていただいて、独立採算ができるような形になればありがたいなと思っております。観光課をつくるのは、ちょっと後戻りかなというような、私個人的にはそんな感じがしますので、どうにか観光協会を町としてはバックアップして、時間をかけても独立採算で観光協会が運営できるような形に持っていければいいのではないかなと思っております。ぜひそういうことでお願いしたいと思います。

それから、町が金をいっぱい出し過ぎるということにつきましては、先ほどもお答えしたのですけれども、あくまでも事務局の職員は2人で、観光案内所のパートさん3人が常に、パートさんの場合はローテーションでかわっていくのですけれども、あとの人たちは緊急雇用で雇っていますので、3月31日にはほかの人たちはいなくなりますから、緊急雇用で来年はもうないのだけ……予定としては緊急雇用の事業そのものが来年度からなくなりますので、一生懸命観光協会のほうにもっと観光の整備をしたいなと思っても、ちょっとお金のほうは行かなくなりますので、通常の観光協会の運営に戻らるだろうと思われま。そういうことで、ぜひ長い目で観光協会を、町のほうもバックアップしますので、議会のほうも強力なバックアップをお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございませんか。

8番、野原武夫君。

○8番（野原武夫君） 今副町長からもとへ戻るとい話聞いたのだけれども、前へ前進していないので、ちっとも前進していないから言っている話なのです。

これは、もう今みたいに長瀬町がこんなにお客が来て大騒ぎするような事態になれば、お客がばらばらのときぐらいならばまだ許せるのだけれども、お客は帰ってもらったらいよいよというぐらい冗談の話も聞いているので、そういう状態になったときに観光協会は受けて立つだけの力がない。皆野町は、あれだけの少人数で、観光協会は飯島さん一人でやっている。しかし、ちゃんとやっているのだけれども、長瀬町は前からずっとやっていて、それで観光協会をつくって、たしか緊急雇用の金がなくなるという話も聞いています。それがなくなると、恐らく逆に観光協会やっていけなくなってしまうのではないかな。さっきの外国人の話もありましたけれども、いろんなことで名目的に、観光協会が何とかやっていけるという状況におけるわけなので、緊急雇用の金がなくなっているような人がいなくなったり、やるが多くなってきたりというようなことになると、実際の話、もっと逆に言うと本気になって役場が手伝わなければ、やっていけないのではないかな。これは、内部のほうの話ですと、役場のほうでは金をくれたからというので、いろんな仕事を押しつけ過ぎると、あれもこれもやるということはできないのだといいいながら、二重的なことでもって、後ろへ回せるものは回してしまっているというような話をよく聞きます。そういう意味では、指導が足りないのか、あるいは観光協会自体がその責任感が足りないのか、それを含めてもう少し待ってくれという環境は、もう終わったのだと思います。そろそろ結論を出して乗り込んでいかないと、長瀬町の観光は成り立たないと思いますので、副町長、難しければ町長に頼んでも、もう一度頑張ってみてください。

○議長（大澤タキ江君） 副町長。

○副町長（平 健司君） 野原議員の、今現在力が観光協会足りないということにつきましては、我々も認めざるを得ない部分があると思います。そういう中で、もうしばらく時間をいただいて、5番議員さんからも一本立ちできて当たり前だろうというお話がある中で、野原議員のほうはまだまだ一本立ちする力が

ないではないかという正反対のご意見なものですから、どういうふうに答えていいかわかりませんが、現実的にはまだまだ力不足ということはあると思いますので、前へ進めというお話ですけれども、町としては観光協会は観光協会の役割がありまして、町は町の役割がありまして、観光協会に対しては全面的にバックアップするつもりでおりますので、協力しないと、そういうことではありませんから、ぜひ行政としても観光協会がもっと前に進むように協力したいと思っております。ただ、3年をめぐりというお話がありましたけれども、まだまだ力不足は間違いないので、これからはきのうの一般質問でも課長が答えましたけれども、支援はしていきたいと思っております。

あとは、押っつけ過ぎるというようなお話があったのですが、事業を。これにつきましては、自主財源をつくるために何とか観光協会にそういう事業を持って行って、そこで人件費のほかに事務費も取れるわけですから、そういうことで自主財源を少しでも上げてもらうということで観光協会のほうへ事業を持って行っているものから、決して押っつけているとか、そういうことではなくて、お互いに相談をした中で、では観光協会でもそれできますよというお話をいただいて、事業を観光協会に委託していますので、その辺は誤解のないようお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 8番、野原武夫君。

○8番（野原武夫君） 今お話があって、要領の話をわかっているのですが、具体的に観光協会と長瀬町の地域整備観光課という役割のすみ分けができていないのではないかと思います。面倒くさいやつは持っていけというような風潮が非常にあるので、そういう意味では観光課で責任持ってやるべきことはやるということで、お互いに話し合いができていない部分についてしっかりとこれからは認識を持ってやってもらいたい。できないところは全部観光協会へ持っていけなんていう姿勢は、ぜひやめてもらいたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 副町長。

○副町長（平 健司君） 基本的には当初から話し合っていて、観光協会の役割はソフト事業を行うと、ハード事業については町がやりますよという基本的なすみ分けはできていますので、ただ細部についての話し合いになると、なかなか何か起きたときでないとできないものから、ご指摘のようなことがあるかもしれませんが、おいおい相談しながら明確な役割分担をしていきたいと思っております。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございませんか。

7番、齊藤實君。

○7番（齊藤 實君） 何点かあったのですが、皆さんがおっしゃったので、幾つか申し上げたいと思います。

行政報告書に基づいてのことなので、何か今すごい言っているのは、ちょっとこの場ではないような気がするのだけれども、後で議論してもらいたと思いますが、観光協会については、行政報告書についてのあれだと思つたので。私は、福祉タクシーの件でちょっとお聞きしたいのですが、この助成の内容を、どういうふうにどういう方面に行っているのか、利用しているのか、この間実はその人非常に喜んでおりましたので、これをもっと充実してほしいなという気がするの、ちょっとこれ一つ質問します。

それから、住宅資金貸付事業というのがあるのです。町内産業労働者の福祉の向上及び労働力の確保に

資する勤労者の住宅の新增設並びに宅地の取得等に必要な資金を産業労働者住宅資金の融資あっせんを行っているというのがありますが、これについてはどういうふうな方が利用しているのか、していないのか、利用状況。これは、ぜひ私が一般質問でやったような若者促進住宅に関連して、こういうものをもっと活用してつくっていただければと思うので、そういう意味でちょっとお聞きいたします。

それから、野上下郷の石塔婆の管理ですが、これ青石の塔婆だと思っておりますが、3万円、あるいはまたうちのほうの水の位置のあれで除草というのか、この清掃1万円というのがあります。これについて、実は青石を採石しているのは滝の上なのです。滝の上の上のほうにあるのですが、採石跡に行く人が実は私のところに来て、行けないではないかと、道が全然整備していないというご指摘をいただきまして、ええっと思って実はちょっと行ってみたら、なるほど、全然もう整備していないと、これ重要な青石のとれた場所というのは、非常にうちのほうにすると、長瀬町もそうだけれども、この石があちこち行っているわけで、それについて場所を知りたいという人が来るわけです。それが全然、場所すらわからない。それで、行ってみたら途中でもう全然整備されていないという状況がございます。ぜひその辺を含めて、どういうふう今後していただくのか、ちょっとこれについて質問させていただきます。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 齊藤議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

ご質問の福祉タクシーの利用の内容についてということでございますが、こちらを利用できる方は在宅の重度心身障害者、障害の手帳3級までの方と療育手帳マルA、Aをお持ちの方がタクシーを利用する場合に、タクシーの利用券、初乗り分ですので、今小型とか車種によってちょっと違うかと思っておりますけれども、一応710円を補助することになっております。これは、県内どこでも使えまして、今のところ登録、交付の申請をしていただいて年間24枚、月2枚当たりで24枚出ます。それをタクシーに乗ったときに、初乗り分ということで運転手さんに出していただくわけなのですが、今のところ交付を受けている方が23人おります。行政報告書のほうを見ていただいておりますように事業費としては、昨年の場合、年間で20万4,930円でしたけれども、これは全額町負担で、町単独事業としてやらせていただいております。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、齊藤議員のご質問にお答えいたします。

住宅貸付事業の利用状況についてのご質問になるかと思っております。現在4名の方にご利用をいただいております。いずれも継続をされている方で、22年の新規のご利用の方はいらっしゃいません。勤労者の方の福祉の向上も図れるというような意味もありまして、積極的にPRをしているかということ、そうでない部分もありますので、この辺につきましては改めてPRをさせていただいて、皆さんにご利用いただくようにしていきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） それでは、指定文化財の管理事業の中で板石塔婆石材採掘遺跡管理について管理がされていないというお話ですが、21年度までは郷土史研究会、代表沢野拓美さんになっておりますが、そこへ管理をお願いしてありました。昨年度からそれがなくなっておりますが、またそういったご質問が出たのを受けまして、これ県の指定文化財になっておりますので、文化財審議委員等にも諮ったりして対

応じてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございませんか。

7番、齊藤實君。

○7番（齊藤 實君） ご答弁ありがとうございます。この重度心身障害者に対して温かい目を向けていただいて、これは非常にありがたいというお言葉をいただいていますので、この辺がもっと充実すればいいかなという気がするので、ぜひ続けていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それから、今お話があった住宅資金の貸付事業ということなのですが、これはやっぱり今課長も認めたとおりPRが足りないと思うのです。もっとこれPRして有効に使っていただいて、ぜひうちをつくっていただくということが人口をふやすということにつながるわけで、ぜひこのPR不足と、それとこれちょっと内容なのですが、利息はどのくらいなのか、それでどのくらいの償還期限とか、そういうものはわかりますか。わかったら利息とか償還期限、どのくらいの期限で借りるとか、どんなふうなのか、内容についてちょっと知りたいと思います。

それから、今こちらの塔婆のこと、指定文化財の管理事業については、これぜひやっていただきたいと思うのです。沢野さんがということなのですが、いずれにしても重要なところだと思うので、史跡としては、これ非常に青石の塔婆も3万円つけたというのは、あれ小坂の青石のカミタルクのところだと思うのですが、ああいうものがあそこから出たという、お話聞くとあの石が諏訪湖のほうまで行っているというお話も聞いています。栃原嗣雄さんからの、教育長の前、講演したときに、非常にあそこは重要なところなのだよと、あの辺まで行っているのだよというお話も承っているものですから、それでこの間実はその人、ちょうど行く人にぶつかりまして、何だ行く道がないと、何とかしろよというのを言われたものですから、ぜひ重要な一応文化財、史跡というのですか、どういふのですか、いずれにしてもぜひつくっていただきたいなと思います。

今言った再質問、地域整備の課長のほうの住宅の内容について。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、齊藤議員の質問にお答えいたします。

産業労働者住宅貸付制度のご案内ですけれども、細かいところは省かせていただいて、もしパンフレット等がありますので、お配りすることでよろしいでしょうか。

〔「はい、結構です」と言う人あり〕

○地域整備観光課長（中畝健一君） 貸し付けの対象者の方ですけれども、町内事業所に引き続き2年以上勤務する方、年齢が20歳以上51歳未満の方、町税を完納されている方、町外から転入しようとする方でも町税を完納する能力がある方、あと資金の返済能力、できる方というようなことになっております。

あと、貸し付けの条件ですけれども、貸し付けの制限額、有担保貸し付けが500万円、無担保貸し付けが300万円となっております。期間については、有担保貸し付けが30年以内、無担保が10年以内というようになっております。詳細については、お配り資料をご確認いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございませんか。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 総務課長に1点お尋ねいたします。

行政報告書の18ページの最初のところに「広報ながとろ」の発行と配付が書いてありますが、現在2,800部というか、22年度発送していて、配付先が全世帯と記者クラブというふうに書いてあるのですが、それからちょっと先のページにいきまして、24ページにいきますと住民基本台帳の世帯数は真ん中なのですがけれども、2,859世帯、年度初めは2,874世帯あったかと思うのです。ですから、当然足りないかと思うのですけれども、そのほかに私はこの配付先として、町内の全世帯でありますと、町外から来ている職員も多数いると思うので、職員がやっぱり1部ぐらいは持つ必要もあると、見る必要もあると思うので、そういうふうなことから足りているのか足りていないのか、そういうような配付もされているのか、そういうふうなことでちょっとお尋ねいたします。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 新井議員のご質問にお答えいたします。

世帯としては2,859という形でございますが、世帯を分離しているとか、そういうケースもあると思います。いずれにしても、2,800部で足りないという話は伺っておりませんので、その辺の状況があると考えられます。

以上でございます。

〔「町外職員は」と言う人あり〕

○総務課長（大澤彰一君） 町外職員にも……済みません。各課で回覧してございますので、特に渡しているということではなくて、そこで見ていただくという形になります。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第28号 平成22年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定については、討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略して、これより議案第28号 平成22年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第28号は認定されました。

お諮りいたします。議案第29号 平成22年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略して、これより議案第29号 平成22年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を認定することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第29号は認定されました。

お諮りいたします。議案第30号 平成22年度長瀬町老人保健特別会計歳入歳出決算認定については、討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略して、これより議案第30号 平成22年度長瀬町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を認定することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第30号は認定されました。

お諮りいたします。議案第31号 平成22年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略して、これより議案第31号 平成22年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を認定することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第31号は認定されました。

お諮りいたします。議案第32号 平成22年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略して、これより議案第32号 平成22年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を認定することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第32号は認定されました。



◎議案第33号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第6、議案第33号 平成23年度長瀬町一般会計補正予算（第3号）を議題と

いたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第33号 平成23年度長瀬町一般会計補正予算（第3号）案の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,689万8,000円を追加して、歳入歳出の総額を32億9,595万9,000円にしようとするものであります。

主な補正内容は、歳入では地方交付税、県補助金、繰越金の増額及び県委託金、基金繰入金、町債の減額、歳出は、賦課徴収費、戸籍住民基本台帳費、財政調整基金費、減債基金費、児童福祉費、林業総務費、道路維持費、道路新設改良費、教育委員会事務局費の増額、一般管理費、県議会議員選挙費、介護保険費の減額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） それでは、議案第33号、長瀬町一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明いたします。

まず、予算書の1ページをごらんいただきたいと存じます。第1条の規定でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,689万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を32億9,595万9,000円とするものでございます。

また、2条の地方債の補正でございますが、恐れ入りますが、6、7ページの第2表、地方債補正をごらんください。道路新設改良事業でございますが、今回の歳出の道路新設改良事業の増額に伴い7,650万円から9,750万円に、また臨時財政対策債につきましては起債可能額の決定により2億1,300万円から1億8,917万3,000円に、限度額を変更させていただくものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明いたします。12、13ページをお開きください。まず、歳入でございますが、第9款地方特例交付金及びその下の第10款の地方交付税、右側の13ページになりますが、その一番右の説明欄の普通交付税でございますが、それぞれ決定に伴う補正でございます。

第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目民生費国庫補助金の、やはり13ページになりますが、児童育成事業推進等対策事業国庫補助金25万1,000円でございますが、交付決定によるものでございます。

また、第2目衛生費国庫補助金の13ページの女性特有のがん検診推進事業国庫補助金、三角の53万1,000円、またがん検診推進事業国庫補助金100万円でございますが、内示によるものでございます。

第6目農林水産業費国庫補助金の農地制度実施円滑化事業費国庫補助金100万円でございますが、内示に基づく増額でございます。

第15款県支出金、第2項県補助金、第1目民生費県補助金の放課後児童健全育成事業費県補助金、三角21万4,000円でございますが、交付決定による減額でございます。また、埼玉県地域子育て創生事業費県補助金165万7,000円でございますが、それとその下になりますが、児童虐待防止対策緊急強化事業費県補助金300万円でございますが、いずれも内示によるものでございます。

第3目労働費県補助金の埼玉県緊急雇用創出事業補助金1,900万5,000円でございますが、今回の歳出に充てるための追加の内示によるものでございます。

第5目総務費県補助金の個人住民税納税率アップ事業費県補助金19万4,000円でございますが、内示によるものでございます。

第3項県委託金、第1目総務費県委託金の県議会議員一般選挙費県委託金、三角314万5,000円でございますが、選挙の確定に伴う減額でございます。

第17款寄附金、第3目民生費寄附金の社会福祉寄附金70万円でございますが、福祉関係のためといただいた寄附金でございます。

14、15ページをごらんください。第18款繰越金の前年度繰越金でございますが、22年度決算により1億1,021万9,000円の繰越金がありましたので、差額の6,021万9,000円を増額するものでございます。

第19款諸収入、5項雑入の財団法人自治総合センターコミュニティ助成金250万円は、交付決定に基づく増額で、そのままの額を歳出に充てるものでございます。その下の後期高齢者医療療養給付費負担金精算金383万8,000円でございますが、22年度の精算分として後期高齢者医療広域連合から歳入されるものでございます。

第20款町債、1目土木費の道路新設改良事業債2,100万円及び2目の臨時財政対策債、三角2,382万7,000円でございますが、先ほど地方債の補正で説明したとおりでございます。

第21款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、三角3,684万7,000円でございますが、今回の補正で歳入が歳出額を上回ったため財政調整基金に繰り戻すものでございます。

続きまして、歳出の補正内容につきましてご説明いたします。16、17ページをお開きください。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、第2節給料及び第3節職員手当等につきましては、職員の人事異動に伴う人件費の減額でございます。また、13節の委託料121万1,000円及び14節の使用料及び賃借料29万4,000円でございますが、職員採用試験に伴う経費でございます。

第4目財政調整基金費、25節積立金5,550万円は、平成22年度決算により1億1,021万9,000円が繰り越されましたので、増額して基金に積み立てるものでございます。

第9目自治振興対策費の12節役務費165万6,000円及び13節の委託料、三角279万2,000円並びに15節工事請負費113万6,000円でございますが、全額埼玉県緊急雇用創出事業補助金を財源に行う防犯灯LED化事業に伴う変更で、工事請負費はその補助金に当てはまらないことから、その分委託料を減額し、新たに手数料と工事請負費に振りかえさせていただくものでございます。また、19節負担金、補助及び交付金250万円でございますが、歳入される額と同額を行政区へ助成するものでございます。

第11目減債基金費、25節積立金の減債基金積立金3,000万円につきましては、平成22年度決算により繰越金が1億1,021万9,000円出たことに伴い積み立てるものでございます。

第3項徴税費、2目賦課徴収費、12節役務費の12万円でございますが、コンビニ収納件数が当初より増加する見込みのため増額するものでございます。また、13節委託料1,900万5,000円でございますが、全額埼玉県緊急雇用創出事業補助金を財源に課税台帳の電子化を行うものでございます。

第4項戸籍住民基本台帳費、13節の1,575万円でございますが、住民基本台帳法の改正に伴いシステムの改修を行うものでございます。

第5項選挙費、3目県議会議員選挙費、1節報酬から次のページ、18、19ページになりますが、18節の機械器具購入費までは、選挙終了に伴う減額でございます。また、23節償還金、利子及び割引料58万3,000円につきましては、実績に伴う償還金でございます。

第3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、13節委託料の105万円でございますが、制度改

正に伴うシステムを改修するためのものがございます。18節備品購入費69万5,000円でございますが、寄附金を財源に発電機3台を購入するものがございます。23節償還金、利子及び割引料の13万2,000円でございますが、22年度分の事業精算に伴う返還金でございます。

第2目老人福祉費、19節負担金、補助及び交付金206万1,000円でございますが、内示のあった県補助金をグループホームに対して助成するものがございます。また、23節償還金、利子及び割引料11万3,000円でございますが、22年度分の事業精算に伴う償還金でございます。

第4目老人保健費、28節繰出金、三角96万2,000円でございますが、22年度分の事業確定に伴い事務費分の繰出金を減額するものがございます。

第5目介護保険費、23節償還金、利子及び割引料25万4,000円でございますが、22年度分の事業精算に伴う償還金でございます。また、28節繰出金、三角390万円でございますが、22年度分の事業確定に伴い事務費分の繰出金を減額するものがございます。

第2項児童福祉費、1目児童福祉費、7節賃金の9万4,000円及び8節報償費の173万1,000円、11節需用費の36万1,000円、12節役務費の5,000円、次のページになりますが、20、21ページの18節備品購入費の248万9,000円でございますが、今回新たに採択されたことに伴う子育て支援事業の経費でございます。前のページに戻っていただきますが、一番下になります。第13節委託料38万6,000円でございますが、委託料が障害児受け入れにより増額となったためのものでございます。また、20、21ページをお開きください。第23節償還金、利子及び割引料164万円でございますが、22年度分の事業確定に伴う償還金でございます。

第4款衛生費、4項公衆衛生費、1目予防費、11節需用費6万8,000円及び12節役務費7万7,000円、13節委託料54万9,000円につきましては、当初見込みに比べての内示額の増加に伴い追加するものがございます。第23節償還金、利子及び割引料17万1,000円でございますが、22年度分の事業精算に伴う償還金でございます。

第6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費の2節給料28万円及び3節職員手当等32万円、19節負担金、補助及び交付金6万円につきましては、人事異動に伴う増額でございます。11節需用費28万3,000円、12節役務費14万5,000円、13節委託料43万1,000円、14節使用料及び賃借料1万1,000円、18節備品購入費13万円につきましては、法律の改正に伴い農業委員会が新たに行う事務に充てる経費でございます。

22、23ページをごらんください。3目農業振興費、11節需用費11万1,000円でございますが、田畑を荒らす有害鳥獣の被害防止策として捕獲器具を購入するものがございます。また、15節工事請負費27万3,000円でございますが、漏水の判明に伴い当初の修繕工事に加え給水管の配管がえ修繕工事を行うものがございます。

第2項林業費、1目林業総務費、11節需要費1万3,000円並びに13節委託料525万円でございますが、50年以上が経過した分収造林を売買するに当たり、測量及び立木調査等を行うものがございます。

第7款商工費、2目観光費、18節備品購入費178万5,000円でございますが、長瀬町観光情報館用備品を購入するものがございます。

第8款土木費、1項道路橋梁費、2目道路維持費、11節需用費100万円及び13節委託料39万1,000円並びに15節工事請負費の町道補修工事120万円でございますが、危険箇所への応急修繕や小規模な維持工事をするためのものがございます。また、15節の交通安全施設整備工事120万円でございますが、危険箇所についてカーブミラー等を設置するものがございます。

3目道路新設改良費、13節委託料2,825万円でございますが、道路改良を行うためのものでございます。

第2項河川費、15節工事請負費100万円でございますが、水路機能を保つための補修工事を行うもの
でございます。

第3項住宅費、1目住宅管理費、11節需用費の施設修繕費194万1,000円でございますが、町営住宅の修繕を行うもの
でございます。

第10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、2節及び3節につきましては、人事異動に伴う人件費の増額
でございます。24、25ページをお開きください。第11節需用費55万7,000円、13節委託料60万5,000円、15節
工事請負費105万円でございますが、老朽化が進んでいる各施設の改修等を行うもの
でございます。

第2項第一小学校費及びその下の第3項第二小学校費は、ともに金額は異なりますが、同じ変更理由とな
って
ございます。第1目学校管理費の13節委託料、第一小学校3万4,000円、第二小学校2万4,000円及び18節備品
購入費、第一小学校36万8,000円、第二小学校21万円でございますが、契約電力量をふやしたりステージ昇降
階段等を購入するもの
でございます。また、18節備品購入費の図書購入費、第一小学校分138万8,000円、第二小学校66万9,000
円
でございますが、図書を購入するためのもの
でございます。

第6項社会教育費、第2目公民館費、11節需用費20万円及び15節工事請負費58万5,000円
でございますが、用具や用具庫の屋根などの修繕を行うもの
でございます。

以上が今回補正させていただきます予算案の概要でございます。よろしくご審議いただき、ご議決賜ります
よう
よろしくお願い申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 17ページ、歳出のことなのですけれども、委託料、使用料及び賃借料の職員採用
試験事務委託料と使用料の件です。この金額ではなくて、応募者のことなのですけれども、応募者が250人
以上来ているということで、すごく大層喜んでいらっしゃるということなのですけれども、これ見て私は危
惧を覚えました。なぜかといいますと、優秀で採用されるのについてはトップとかトップツー、その辺あ
たりを採用するのだからと、筆記試験、面接ともに優秀だからというのがあると思うのですけれども、全国
から来ているということになってきますと、やっぱり町内枠を1人ぐらい設けて、町内の人もかわいがっ
て、長瀬町の人が1人ぐらいは毎年毎年採用できて、そうでないと町外からの優秀でというので、人
間社会というのは一番優秀だからって、それが実社会に出て優秀とは限らないわけで、面接するのが、町
長なり副町長なりがするかと思うのですけれども、それが見きわめできればいいのですけれども、可能性
ということは一生たってみなくてはわからないということもあるので、要するに私が言いたいのは、町内
の人も大事にしてほしいと、そう思いまして、げたを履かせるという何だかいかにも不公平感があるわ
けなの
ですけれども、ぜひ町内の人も優先的に採るのにつきましては、トップかトップツー、スリーでな
くても、十何番目に位置していても、そういう方も採ってほしいというのが私は思うので、町長の言葉を
聞きたい
と思います。お願いします。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 非常に大勢の方が長瀬町に受験をしていただくというのはありがたいことなの
です
けれども、非常に難しい局面に立たされておまして、263人とかで、基本的に採用できる人間は2人ぐ
らい
だろうというふうに考えています。

今議員おっしゃるようなことについては、ここでお約束するわけにはいきません。ただ、やはり地元の

人が優先という言葉は使いませんが、同じようなレベルでいたときに、人間性とか、それから地域性とか、そういうものは当然加味してもいいのではないかと私は個人的に考えておまして、今までも必ず大体1人は地元から採用するような形をとっておりました。そういうような状況なので、お約束はできませんが、その辺についてはしっかり私たちも検証した上で、どうしてもだめだというのを、それも採れということはおだめでありますから約束はできませんが、いい方向に行くような、優秀な地元の人が受験をされることを心から期待しているところでございます。

○議長（大澤タキ江君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 今のはよくわかりました。ぜひそのように加味してお願いいたします。

それから、住民基本台帳のほうのシステム改修事業委託料1,575万があるのですけれども、これ財源内訳見ますと一般財源で1,575万とってあるのです。これは、こういうことは国や県の連動でやっているシステムですので、どこかで交付税算入とかなんとかというのは、今年度ではなくても翌年度当たりに入ってくる可能性というのはあるのでしょうか、ないのでしょうか、それだけお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（大澤タキ江君） 町民課長。

○町民課長（福島 勉君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

システム改修事業の経費につきましては、標準的な所要経費につきましては普通交付税による措置が本年度されております。また、それを上回る経費、具体的には既存住民基本台帳システムの改修によって影響を受ける関連システム、ほかの国保の関係ですとか付随するシステム等の改修経費や法務省と町との情報連携に係る改修経費につきましては、所要の特別交付税の措置がされるということを確認しております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 7番、齊藤實君。

○7番（齊藤 實君） ちょっと2つばかりなのですが、児童福祉費の県補助金で、児童虐待防止対策緊急強化事業県補助金ということで300万もあるのですけれども、先ほど6番議員も児童虐待についてはちょっと質問したようなのですが、300万というのは相当な額なので、その内容。

それから、これは分収造林測量及び立木調査委託料、23ページ、これあるのですが、この委託料という形で525万、大分大金あるわけですが、これはどんなふうなことでそういうものがかかるのか、ちょっとお聞きします。

○議長（大澤タキ江君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 齊藤議員さんの児童虐待防止の関係の300万円の補助金の内容についてのご質問でございますが、きのうもご質問いただきましたけれども、町のほうとしましては児童虐待の防止にいろいろと力を入れております。子育て支援も含めてということなのですが、今回300万いただきましたものの使い道ですが、広報啓発活動ということで、講演を2回やりたいと考えております。これは、昨年も同じような補助金をいただきまして、水谷修先生ですか、夜回り先生というかなり有名な方に来ていただいて講演をさせていただいたり、地球のステージということで毎年、本当にこれもいい先生なのですけれども、来ていただいてやっているのですが、同じようなのをこつとも考えております。

それから、子育て支援事業としまして、妊産婦や祖父母対象の子育ての相談とかいろんな支援を、保健師、それから専門職を雇い上げまして、対応していきたいと思っています。あと、一番大きいのは遊具の購入ということで、ちょっと遊具は値段が割と割高なものですからあれなのですが、今のところ170万円

ぐらいを遊具のほうに使っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、齊藤議員のご質問にお答えいたします。

分収造林の調査に係る委託料の内容がわかりづらいというようなことのご質問かと思えます。概略、この事業について先に説明させていただきますけれども、野上町時代に野上町分収造林計画というものを野上町大字井戸170番地の柳井清吉さんほか26名と、当時の野上町の間で収益の分収を目的としての造林事業を進めた経緯がございます。場所につきましては、埼玉県秩父郡、当時の町名になりますけれども、野上町大字井戸字立山1350番地、土地台帳面積になりますけれども、9町9畝4歩の面積になっております。契約の期間が、昭和35年4月1日から昭和85年3月31日までの50年間という契約内容になっております。

また、分収の割合ですけれども、共有分が100分の40、町分が100分の60の割合によって分収するというようなことと、伐採には当事者が協議して決めるという内容になっております。契約期間につきましては、昭和85年3月31日となっておりますけれども、平成に直しますと平成22年3月31日で既に切れているような状況ですけれども、共有林との打ち合わせで、伐採の時期について協議をいたしました結果、共有林の地権者の考え方としまして、今後は埼玉県のほうになっていきます公社林として活用したい、登記関係の処理もありますので、そちらのほうも独自に進め、ある程度目安がたったというようなことで、今後伐採をしていきたいというような打ち合わせができております。伐採に要する費用のやりとりもされておりました。収穫調査に要する費用は町が用意するというふうなことになっておりますので、今回その費用を用立てさせていただいたものです。

調査の内容について説明させていただきますけれども、立木調査に係る概算の事業ですけれども、用地の測量、それと調査評価、これは埋木、流木の調査が必要になりますので、大まかには2つの種類の調査をする予定です。用地調査については、正確な面積と、あと境界が必要になるかと思えます。契約したのは古いことで、当時境界ができていないかというのと、その辺がはっきりしていませんので、他人のところを切ることもなりかねません。それと、これから売り払うために敷地をしっかりと確定する必要があるというようなことがありまして、用地調査をする必要があるということです。それと、埋木調査と立木調査については、立木調査は、この2つについては立ち木の径とか高さ、こういうものを調べまして、木材を販売するときに立米ですから、立方体で計算するのですか、それで販売するということがありますので、そういう調査を行う必要がありますので、それに係る費用ということで計上させていただきました。用地調査につきましては、1平方メートル当たり約27万円、埋木、流木については1ヘクタール当たり23万円というような見積もりが出ておりますので、それを約10ヘクタール分ということで計上させていただきました。

以上でございます。

〔「1平米27万と言ったんだけどさ」と言う人あり〕

○地域整備観光課長（中畝健一君） 失礼しました。先ほど1平米当たり27万というような説明をしたというようなご指摘をいただきました。訂正をさせていただきます。用地測量、調査評価とも1ヘクタール当たり用地が27万円で、調査のほうは23万円ということになっております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございませんか。

7番、齊藤實君。

○7番（齊藤 實君） これ必要なかね、こんなにかけて。今木を売るといったって大したことないし、こんなにかけて調査する必要があるかないか。それで、それをどういうふうにするのかわからないのですけれども、いずれにしてもこれ昔の、要するに共有林なわけですよ。共有林で、それはいいということの了解済みだと思うのだけれども、いずれにしてもこれだけかけて、それだけのものが町に利益があるかどうか、何かその辺が問題だと思うのです。500万ですよ、税金ですから。となると、やっぱりこれ非常に有効に使われるのならいいけれども、何かこれかけて材木がそんなに売れるかね、500万。売れるのですか、売れるので、収益が出るのならいいですよ、500万、1,000万、2,000万、3,000万と出るのなら500万かけてもいいけれども、500万をかけて材木売ったら400万だった、300万では、それは何の意味もありはしない。だから、そういうことなので、これ有効に使うのだったらいいけれども、やっぱりその辺が問題だと思うので、その辺をひとつ、課長でだめなら副町長でもいいから、返事してくれる。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、齊藤議員の質問にお答えいたします。

経費をかける分についてどうかというふうなご質問がありまして、担当としても心配なところがあります。また、この事業も随時行う事業でもありませんし、50年に1回というような事業になっていますので、完全に売れるかどうかという心配もありまして、県造林の関係で分収林の事業を行っているというようなことも耳にしておりますので、一応県営林の売り払い状況について確認をさせていただいております。17年から21年までの間に売り払われました1ヘクタール当たりの売り払いの単価が173万5,000円程度になっております。この額を先ほど説明させていただきました今回の分収林の面積に掛けますと、委託料は何とか確保できるかというふうには考えているのですけれども、これはあくまでも平均の数字をお知らせしたので、これが確実かというのと、また難しいところもあるのですけれども、一応目安になるのではないかとということでご紹介をさせていただきます。

また、契約のほうも50年ということで切られているということと、共有の地権者の方も、先ほどお話ししましたように県の分収林のほうに貸し出したいということで伐採を希望しておりますので、この辺はやむを得ないというふうに考えておりますけれども、よろしく願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 7番、齊藤實君。

○7番（齊藤 實君） 何かわかったようなわからないようなのだけれども、これでは175万ですよ、どうするの、これ。やらなくたっていいのではない、やらなくてはなの、これ、どうしても。どうしてもやらなくてはなのかい、やらないほうが、こんなの無駄じゃない。そのまんま50年に1遍やるというのなら、確かにやる必要はあるかもしれないけれども、何かおかしくない、これ。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） 分収林の事業の必要性についてのご質問になるかと思いますが、現在共有の方ともいろいろ話をさせていただいているところなのですけれども、1つは登記ですか、地権者の方の登記が進んでいないところも何件かあるのですけれども、順次進めているということです。このまま必要でないということで、また後延ばししますと、登記ができなくなるような状況もありますので、そういうことからしまして、今やるのが一番いい時期というふうに考えております。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 副町長。

○副町長（平 健司君） 課長の補足説明をさせていただきます。

齊藤議員ご指摘のとおり五百何万かけて売った木が500万以下だったら当然赤字になるわけなのですが、これは町対共有者の50年という契約に基づいて分収造林を50年前にしていまして、更新することも可能なのですが、現在課長が言ったとおり登記ができない人もいまして、更新する場合には全員の判こがまた必要になったりということもありますし、50年たった今、伐期がもう来ていまして、今切るしかない。私もこの500万ちょっと不安だったものですから、どうなのだというのはヒアリングのときに聞きましたら、先ほど申し上げました1ヘクタール当たり175万で1,000万は超えるでしょうと、その1,000万のうちからかかった経費は引いて、6対4で町と共有者で分けるということですから、ではもう共有者との契約ですから、町が当然履行するのは当たり前のことなので、ではやりましょうということに決定しまして、今回議会のほうにお願いしているところでございます。

今回出させていただいたのは井戸の分収造林なのですが、そのほかにもまだ町が絡んでいる造林が本野上にもありまして、それはまた更新なり伐採なり出てくると思うのですが、更新なり。そのときにまたお話ししたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） 7番、齊藤實君。

○7番（齊藤 實君） 確かにそれはわかりました。いずれにしてもわかったのだけれども、これ恐らく個人の、要するに共有の持ちというのは、なかなか判こがもらえないよ、そんな簡単なものではない。恐らくすぐすぐは、町はそうであってもできないと思うよ、それできるような話だけれども、恐らくそうだよ。どこだってそうなのだから、判こを押すというのは、昔から追って行ってやっとできるようなことで、恐らく町はそう決めてあっても。だから、これが恐らく525万がどうなるのか、ちょっと不安です。それだけと言ったって、恐らくそんな簡単にはいかないということがあります。わかりました。

今さっき児童の虐待のほうの話、ありがとうございます。いずれにしても、ぜひ虐待がないようにひとつご指導いただいて、お願いし、私は一応これで終わります。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第33号 平成23年度長瀬町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時24分

再開 午後2時40分

○議長（大澤タキ江君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第34号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第7、議案第34号 平成23年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第34号 平成23年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,957万1,000円を追加して、歳入歳出の総額を9億4,388万6,000円にしようとするものであります。

補正内容は、歳入では後期高齢者交付金、繰越金の増額、歳出は療養諸費、高額療養費、後期高齢者支援金等介護納付金、償還金の増額のため、歳入歳出をそれぞれ増加する必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（福島 勉君） 議案第34号 平成23年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,957万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,388万6,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、説明書によりご説明申し上げます。6、7ページをごらんください。歳入でございますが、第5款国庫支出金は平成22年度分の療養給付費等負担金が追加交付されるものでございます。

次に、第7款の前期高齢者交付金でございますが、65歳から74歳までの前期高齢者の給付費の財源として、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものですが、年間の見込額が決定し追加交付されるものでございます。

次に、第12款の繰越金でございますが、22年度の決算額の確定によるものでございます。

続きまして、歳出の補正内容についてご説明いたします。8、9ページをごらんください。最初に、第2款保険給付費、第1項療養諸費、第1目一般被保険者療養給付費、第2目の退職費保険者等療養給付費及び第4目の退職被保険者等療養費でございますが、当初の見込みより療養給付費や療養費が増加しておりまして、今後不足が見込まれるため増額するものでございます。

次に、第2項高額療養費の第1目一般被保険者高額療養費及び第2目退職被保険者等高額療養費でございますが、医療技術の高度化や医療供給体制の充実に伴い高額な医療費が発生し、予算に比へまして今後不足が見込まれますことから、増額するものでございます。

次に、第3項葬祭諸費でございますが、国保加入者でお亡くなりになる方が見込みより多くなっておりますので、今後予算の不足が見込まれますことから、増額させていただくものでございます。

次に、第3款後期高齢者支援金等につきましては、今年度の納付額が決定いたしましたので、不足額を増額するものでございます。

次に、第4款前期高齢者納付金等につきましては、65歳から75歳未満の前期高齢者の加入者数に応じた額を負担調整として社会保険診療報酬支払基金に納付するものでございますが、納付金が決定となりましたので、不足額を増額するものでございます。

10、11ページをごらんください。第5款老人保健拠出金でございますが、平成20年3月診療分までの精算金が発生しませんでしたので、減額するものでございます。

次に、第6款介護納付金でございますが、40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者の介護保険料が決定いたしましたので、不足額を増額するものでございます。

次に、第11款諸支出金でございますが、療養給付費負担金、特定健康診査保健指導負担金や出産育児一時金分担金等、22年度の実績に基づきまして国や県等に返還するものでございます。

以上で、今回補正させていただきます予算案の説明を終わります。よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第34号 平成23年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。



◎議案第35号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第8、議案第35号 平成23年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第35号 平成23年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）案の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,127万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を6億428万1,000円にしようとするものであります。

補正内容は、歳入では繰越金の増額及び一般会計繰入金の減額、歳出は介護保険給付費支払基金積立金、償還金の増額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じたので、この案を提出するものです。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 議案第35号 平成23年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。第1条にありますように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,127万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億428万1,000円とするものです。

続きまして、補正予算の内容についてご説明いたします。6、7ページをごらんください。歳入でございしますが、第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金、第1目介護給付費交付金と第7款繰入金、第1項一般会計繰入金の第1目介護給付費繰入金から第4目その他一般会計繰入金まで、22年度の実績に基づきそれぞれの所要額が確定しましたので、増減額するものでございます。

次に、第8款繰越金でございしますが、同じく22年度の決算額の確定により繰越金に差額が生じたので、増額補正を行うものでございます。

続きまして、歳出でございしますが、8、9ページをごらんください。第1款総務費、第2款保険給付費、第4款地域支援事業費につきましては、支払基金交付金の追加交付や繰入金の繰り戻し等がありましたので、財源の組み替えを行うものでございます。

また、第4款地域支援事業費の第2項包括的支援事業・任意事業費でございしますが、地域包括支援センター運営協議会報償費19万6,000円について、任意事業費で予算計上いたしましたが、包括支援事業費での予算計上がよいとの指導を受けましたので、組み替えを行うものでございます。

次に、第5款基金積立金、第1目介護保険給付費支払基金積立金でございしますが、保険財政の円滑な運営を確保するため、22年度の繰越金のうち償還金等に財源充当した残額を積み立てるものでございます。

次に、第6款諸支出金、10、11ページをごらんください。第2目償還金でございしますが、22年度の実績に基づき国、県等の交付金や負担金を返還する必要が生じたものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第35号 平成23年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。



◎議案第36号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第9、議案第36号 平成23年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第36号 平成23年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案の提案理由について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を8,333万6,000円にしようとするものであります。

補正内容は、歳入では繰越金の増額及び一般会計繰入金金の減額、歳出は後期高齢者医療広域連合納付金の増額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（福島 勉君） 議案第36号 平成23年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,333万6,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、説明書によりご説明申し上げます。6、7ページをごらんください。最初に、歳入でございますが、第3款繰入金につきましては、事務費繰入金分を減額し、第4款の繰越金は22年度の決算額の確定によるものでございます。

続きまして、歳出でございますが、第1款の総務費でございますが、財源の組み替えを行うものでございます。

次に、第2款の後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、保険料納付金の平成22年度最終精算過誤調整額分を納付するため増額するものでございます。

以上で、今回補正をさせていただきます予算案の説明を終わります。よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第36号 平成23年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。



◎議案第37号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第10、議案第37号 工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。
提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第37号 工事請負変更契約の締結について。

長瀬第一小学校屋内運動場耐震補強及び大規模改修工事の請負変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、教育次長の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） 議案第37号、長瀬第一小学校屋内運動場の工事請負変更契約の締結について議決を求めるものでございます。

説明に入る前に、議員の皆様には8月18日、工事途中での視察をしていただきありがとうございました。
それでは、議案書に沿って説明いたします。

1の工事名、長瀬第一小学校屋内運動場耐震補強及び大規模改修工事。

2の施工箇所は、埼玉県秩父郡長瀬町大字本野上600番地1。

3の履行期限、契約日から平成24年1月16日まで。

4の請負金額ですが、(1)、変更前、金4,890万9,000円、うち消費税額232万9,000円。(2)、変更後、金5,284万6,500円、うち消費税額251万6,500円。393万7,500円の増でございます。

5の請負業者は、埼玉県大里郡寄居町大字寄居266番地1、寄居建設株式会社、代表取締役高田徹でございます。

1枚めくっていただきまして、添付資料をごらんください。工事概要書の5番目でございます。工事内容のうち、今回の変更部分が網がけしてある項目でございます。主な変更内容は、4段目の外壁改修において外壁洗浄を行ったところ、既存の塗装で見えなかったひび割れ、浮き上がり等が当初の見込み以上に多く、その補修のための増工分でございます。

以上でございます。ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 以前から、学校の耐震が始まってから変更、変更が結構目立って、前の議会でも相当いろんな意見が出たのですけれども、今回この変更になるのが、最初の設計のときにわからなかったのでしょうか、ちょっとお聞きいたします。

○議長（大澤タキ江君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） 先ほどご説明の中にもあったと思いますが、特に外壁工事等におきましては、決まった面積での補修箇所を面積で割り出しての見通しの設計予定でございますが、実際に洗浄し、洗ってみますと、さらに欠損部分等が出てくるといった内容です。したがって、見込みよりも多く、特に外壁については欠損部分の補修箇所がふえたということでございます。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 今次長は、簡単にそういうふうに言いますけれども、例えばこれを民間で考えてみてください。最初に自分ちでも何でも建てかえるときには、直すのでも何でもそうなのだけれども、大工さんなり設計をする人が天井の中入ったり、床の中を入ったり、いろいろ見て見積書を出して契約するときに、うち個人的に、たまたまことし事務所の改装をしたのだけれども、見積もり金額が出て始めて、オーバーしたから、このオーバー分見てくれないかという話、これ簡単には民間だったら乗れないのです。この見えなかったのかというのは、普通の契約のやり方でいったら、こんな簡単に、これだけ大きな金額、変更する、もっと重大なような感じがするのですけれども、私はこの第一小学校の校舎のときもそうなのだけれども、始めてしまったらこれも追加、これも追加、もうちょっと計画をよく練ってやってもらったほうがいいです。設計だって、ただでやってもらうわけではなくて、設計費が相当かかって建設会社の人にやってもらっているのだから、簡単に今言うようだけれども、これは相当すごいなと今思っているのです。設計会社の人が、この傷は、もう今言うようにある部分だけ計算して見積もりを出しただけで、よく見なかったということですか。

○議長（大澤タキ江君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） 設計者がよく見なかったのではないかとのご質問ですが、例えばでは正確に外壁の欠損部分等を出すには、見きわめるには、足場を組み洗浄し、欠損部分を洗い出してみなければという作業が必要になります。しかしながら、数を見るためだけに足場を組み、洗浄作業を行うというのは無駄なことかと思えます。ですので、先ほども申し上げましたように、ある程度の面積を決めまして、そこにある数で全体の面積に掛けて見込みの欠損部分を出しております。しかしながら、洗浄すると多く出るということで、外壁については今までも一小、そして中学と工事してまいりましたけれども、いずれもそういったことがございます。この後お願いする変更の中身も、外壁部分の見込みの増工分が多くなっております。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） これは、今言ってくるように、この議論は平行線になっていってしまうのだと思うのです。普通だったら見積もり出してもらって、見積もりオーバーは払いませんよというような契約をしてもいいのではないかと、私はそう思うのです。そのための見積もりなのでしょうから、足場を組んでどうとかこうとかは、そんなのはこっちの頼むほうが考えるのではなくて、受けるほうがこれ入札でやるのだから、相当それだけのしっかりとした根拠を持って入札に来たのでしょうから、ほかの入札の競合したところが、例えばある程度の小さな差額だったら、今言うような議論で、うちはあそこ見ていたからということはないのですか。

○議長（大澤タキ江君） 副町長。

○副町長（平 健司君） 関口議員の、次長のほうは時間かかっているので、私のほうからお答えをさせていただきます。

設計書に基づいて入札が行われますので、見積もりを出しているのではなくて、設計書に対して金額が出ますので、設計変更というのは、入札というのは当初の設計で金額が出るのです。だから、悪いところがほかにあれば、建設会社のほうは特にやらなくてもいいのです、設計書入っていませんから。ただ、設計する段階では、先ほど次長が言っているように目で見えるところ、目視できるところで設計を組むのです。ここが悪い、あそこが悪いということで。それが、今度いざ工事に入ってみますと、ほかに悪いところが何点か出てくるのですけれども、その都度町のほうの現場監督と施工管理の委託を受けている業者と現場代理人と3者で、ここはどうしますかという打ち合わせがあるのです。それは、そのままでいいですよということであれば変更しなくて済んでしまうのです。ただ、ここはこんな悪いのだから、やらないとみっともないですよということになれば、そこはやると。そうすると、当然増工になりますので、変更契約が出てくるということなのです。ただ、一般と違って見積もりでやっているのではなくて、当初からこの設計に対して工事をやってくださいというお願いですから、その設計どおりにやる分には変更は生じないのです。ちょっとわかりづらいですか。

〔「わかりにくい、わかんないな、これ」と言う人あり〕

○副町長（平 健司君） 要するにこの紙をつくるのに……

〔「いや、もう平さんが言っていることはわかるんだよ。だから、その設計屋がどこを見て設計したんだかな、悪いとかがあるのなんか見ないで設計したということでしょう」と言う人あり〕

○副町長（平 健司君） そういうことではなくて、さっき言ったように目視で設計しているのです。

〔「だから、目視ででも……」と言う人あり〕

○副町長（平 健司君） そうそう。先ほど……

〔「相当あんぽんたんみたいなのが設計したんだよ」と言う人あり〕

○副町長（平 健司君） 先ほど教育次長が言ったのは、足場を組んでみれば、高いところも全部目視して見られますけれども、目視ですから、当然決まった設計に対して1回入札をして、今度は足場を組んだりして設計に基づいてやっていきますと、悪いところが出てくると。そうした場合には、当初から入っていませんから、そこで3者が協議をして、どうしますかという話し合いになるわけなのです。町が施工者ですから、町がここのところはやっぱりみっともないからやってくださいということになりますと当然増工

になりますから、変更設計というのが出てきまして、変更契約が生じるということなのです。ちょっと言いづらいというか、うまく説明できないのですけれども、そういうことなので、済みません、よろしくお願ひします。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございませんか。

2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 今の関口議員と重複する点もあるのですけれども、例えば5,100万円で入札を出したという業者があった場合、仮にですよ、そうすると、うちでは補正を組まなくてもその金額でできたのではないのかなというのが、ちょっと一般的には。そのことを聞きたいのではなくて、この入札にかかわって、要するに監査委員会というのを長瀬町では設けているのかどうか、入札に関して。

それから、今回の入札は一般競争入札、または制限一般競争入札、それとも指名入札、どの方法でやられたのかということをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 副町長。

○副町長（平 健司君） 入札につきましては、指名競争入札で実施しております。

監査委員会というのは、指名審査委員会のことでいいのでしょうか、それとも、要するに工事が終わってからの監査のことを指しているのか。

〔その監査は、要するに今は指名に関する監査委員会を出していったほうがいいのではないかというふうなことになっていると思うのですけれども、そのようなのでやられたのかどうかということなのですが〕
と言う人あり〕

○副町長（平 健司君） 監査ということではなくて、事前に担当部署から、教育委員会でした次長から指名推薦書というのが指名審査委員会のほうに上がってくるわけなのです。それを指名審査委員会が、ここは大丈夫だとか、そういうのを審査しまして指名に入ることなのですけれども。指名を決めてからの監査委員会というのは、特にございません。

〔町ではない〕と言う人あり〕

○副町長（平 健司君） ええ。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございませんか。

〔なし〕と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第37号 工事請負変更契約の締結について採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。



◎議案第38号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第11、議案第38号 工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。
提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第38号 工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

長瀬第二小学校校舎耐震補強及び大規模改修工事の請負変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、教育次長の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） 議案第38号、長瀬第二小学校校舎の耐震化及び大規模改修工事について、工事請負変更契約を締結するためのものがございます。それでは、議案書に沿って説明いたします。

1の工事名、長瀬第二小学校校舎耐震補強及び大規模改修工事。

2の施工箇所は、埼玉県秩父郡長瀬町大字野上下郷920番地1。

3の履行期限は、契約の日から平成24年1月30日までです。

4の請負金額は、(1)、変更前が1億2,204万1,500円、うち消費税額は581万1,500円。(2)、変更後が1億2,585万900円、うち消費税額599万2,900円です。380万9,400円の増でございます。

5の請負業者は、埼玉県大里郡寄居町大字寄居266番地1、寄居建設株式会社、代表取締役高田徹でございます。

1枚めくっていただき、添付資料をごらんください。工事概要書の5番目、工事内容のうち、今回の変更部分が網がけしてある項目でございます。主な変更内容は、4段目の外壁改修において外壁洗浄を行ったところ、既存の塗装で見えなかったひび割れ、浮き上がり等が当初の見込み以上に多く、その補修をするものです。また、屋上防水改修においても洗浄後予定した以上の欠損部の補修が必要になったこと、5段目の電気設備改修のうち、照明器具のつけかえにおいて職員室の照明をLEDに変更し、省エネ化したこと等による、それぞれ変更が生じたためのものでございます。

ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

8番、野原武夫君。

○8番（野原武夫君） 大体変更金額が同じぐらい、400万前後というふうに見られるのですが、規模としては大分違うので、第二小学校のほうが内容の変更が大きいというふうに思われます。

それで、ちょっと聞きたいのですが、網かけ部分の変更の大きな理由ということなので、できたらのぐらい変わったのかという金額を、この4つの部分についてお示しいただきたい。

○議長（大澤タキ江君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） それでは、増額分の内容についてご説明申し上げます。

380万9,400円、主なものが、先ほど申し上げました外壁改修分が228万1,877円、防水改修の部分が58万1,693円、職員室の照明LED化につきましては50万7,700円、そのほか細かな改修の積み上げで380万

9,400円となっております。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございませんか。

8番、野原武夫君。

○8番（野原武夫君） 質疑というよりも、今言われた金額を見ますと、もう既に一小の話は済んでしまっているのですけれども、ひび割れについてが主な理由という状況がわかりました。ただ、こういった網かけ部分が相当な金額になっているので、それぞれ先ほど言った見積もりが間違っていたのではないかという部分をやっぱり指摘しておきたいと思います。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第38号 工事請負変更契約の締結についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。



◎議案第39号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第12、議案第39号 ちちぶ定住自立圏形成協定書の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第39号 ちちぶ定住自立圏形成協定書の変更についての提案理由を申し上げます。

秩父市との定住自立圏形成協定を変更するため、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の規定により、議会の議決が必要であるので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 議案第39号 ちちぶ定住自立圏形成協定書の変更につきましてご説明いたします。

議案書の下に参考がございますが、追加協定する項目ということで、（１）、生活機能の強化に係る分野として、地域ブランドの確立と特産品の販売促進と（２）の結びつきやネットワークの強化に係る政策分

野として、誰もが利用しやすい公共交通の推進、この2項目について追加して協定させていただきたいというものでございます。

また、(1)の分野における圏域内企業の支援体制の充実項目において、一部の文言の修正も行わせていただくものでございます。

それでは、ホチキスどめになっておりますちちぶ定住自立圏の形成に関する変更協定書(第2回)をごらんいただきたいと存じます。この協定書の変更でございますが、平成21年9月議会定例会でご議決いただいた秩父市を甲とし、長瀬町を乙として締結した協定書の協定項目を追加等するための変更でございます。

最初に、6ページをお開きください。中段にあります(エ)の圏域内企業の支援体制の充実でございますが、産学官連携コーディネート事業の後に、活動の広がり確保のため「など」を加えたものでございます。

次に、7ページの今回追加する、やはり中段になりますが、(カ)、地域ブランドの確立と特産品の販売促進でございますが、地域農林水産物及び特産品に関する情報を相互に提供して集約するとともに、開発、発掘に努め、生産者、販売者及び関係団体等と連携して地域ブランドを確立するとともに、地域一丸となった販売戦略を構築するものでございます。

8ページをお開きください。やはり中段でございますが、もう一つの追加項目であります(2)、結びつきやネットワークの強化に係る政策分野の(ア)、地域公共交通、誰もが利用しやすい公共交通の推進でございますが、圏域における公共交通を充実させるため、公共交通の需要を調査するとともに、現在の体制を検証し、誰もが利用しやすい公共交通ネットワークの再構築に取り組むものでございます。

以上がちちぶ定住自立圏形成協定の変更についての内容でございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(大澤タキ江君) これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

8番、野原武夫君。

○8番(野原武夫君) せんだって、この話ちょっと出ましたけれども、既に6ページの産学官連携のコーディネートの話ですけれども、個々に大分進んでしまっているんで、ここでやるということに対して、長瀬町は相当金出さなければならぬと思うのですけれども、その辺コスト的なものがあるかどうかということ。

もう一つ、次の交通の問題なのです。奥の人ほど、交通が便利になるために電車走らせてもらいたいということになると思うのですけれども、果たして相手先がそこまで延長するのに、コストがかかることで、賛成してくれるかどうかということになると、非常に大きな疑念がある。ということは、私たち一部の人間ですけれども、長瀬町まで東武東上線を延伸しようという話が持ち上がりまして進めまして、いろいろとまだ話が煮詰まらないうちに、実はこの話が出てきたわけです。そして、この話を進め、例えば秩父線の一番奥まで持って行って欲しいというような希望はどうせ出ると思うのです。そのときに、長瀬までは商売になるけれども、三峰まで持っていったのでは商売にならないのではないかというような、そういった疑念も出てくるわけです。ですから、いま少し今私たちが動いている内容については伏せておいて、しばらく様子を見なければならぬという状況にあるわけなので、すぐこの件について両方も調印することに私はためらいを感じるので、そういうことで疑念、ということで申し上げました。

○議長（大澤タキ江君） 回答はいいのですか。

○8番（野原武夫君） できたら町長さんにしてもらったほうが具体的な話ができると思うので。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 私も公共交通の問題については、そのことは向こうで会議のときに申し上げていきます。

長瀬は、まだちょっと様子を見させてくださいという話なのですけれども、全体としての構想を練らなければいけないという原案ができて、その中に長瀬だけ入っていないというのもどうなのだろうということがあったので、ではとりあえず参加をして入れさせていただきますと、いろんな検討をして、その場合に、だから協定を結んだからやらなければいけないというような状況ではない場合が出てきた場合には、長瀬はそこから離脱することもあり得るよということは市長にお話をしています。それでも結構です。状況としては、公的交通というのはどこまで踏み込んで考えるのかということになると思うのです。先ほど東武東上線の話も、実は秩父市も小鹿野町も秩父まで持ってきてくれという話が出ているのです、もう。だから、そういうことでやっぱり遠隔地で交通の不便なところほどそういうことについて、長瀬の場合は非常に道路整備も国道と82号線というのが2本通っていて、それで鉄道も秩父鉄道が通っているということから考えると、公的交通の秩父との一体化ということについては、向こうが合わせてくれるのなら、それもいいよという考えは申し上げましたが、向こうもいろんな東武東上線、それから西武線が長瀬まで入ってきたいというようなこともあるような状況で、秩父鉄道は困っているのですけれども、国鉄も私のところに電話が来て、国鉄も長瀬へ入ることを、声かけてもらえば、それを否定しませんと、お願いしますというような、そういう国鉄の最高幹部からお話が来ました。しばらく考えさせてくださいという話で、野原さんご存じのように東上線の問題は、非常に喫緊の問題だというふうに寄居が危機感を持っております。それに長瀬はのっかるという形ですが、それもまだ東上線のほうがしばらく時間をくださいという、そういうようなことがありますから、この問題は必ずしもすぐまとまるというような状況ではないということを私は考えながら、一応その定住自立圏構想の中に外れてもいいかなという思いが半分ありましたが、とにかく向こうから入ってくれという話ですから、同じテーブルに着こうと、いろんな話を聞いて、こちらからも意見を申し上げて、それで意見が統一すれば、それはそれで前に進めばいいという考えで、これを提案させてもらいました。

よろしく願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 8番、野原武夫君。

○8番（野原武夫君） 今町の方針ということで、私意見聞きました。私たち長瀬町だけのことを考えてやるということも、また非常に危険なことなので、この定住自立圏というのはコストのかかることなので、私たちは効率のよい方法を選ぶということにまず徹したいと思っております。そういう意味で、町長が先々のことを考えて、それも一つの方法であるということですので、私はこの定住自立圏の提案について賛成させていただきます。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第39号 ちちぶ定住自立圏形成協定書の変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。



◎議案第40号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第13、議案第40号 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第40号 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更についての提案理由を申し上げます。

埼玉縣市町村総合事務組合から鳩ヶ谷市を脱退させること及び同組合の規約を変更し、並びに同組合の財産処分について協議したいので、地方自治法第290条及び同法第7条第6項の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 議案第40号 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更につきましてご説明いたします。

先ほどの町長の提案理由の説明にもありましたとおり、埼玉縣市町村総合事務組合から、当組合に加入していない川口市と合併することにより鳩ヶ谷市を脱退させること及び同組合の規約を変更し、並びに同組合の財産処分について協議したいので、この案を提出するものでございます。

変更内容につきましては、参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと存じますが、別表第1から別表第3の「入間市、鳩ヶ谷市」を「入間市」とするものでございます。

議案に戻っていただき、附則でございますが、この規約は平成23年10月11日から適用するものでございます。

よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第40号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。



◎議案第41号の説明、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第14、議案第41号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第41号 人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員南昭氏の任期が平成23年12月31日で任期満了となるため、引き続き南氏を候補者として推薦することについて議会の同意を得たいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） お諮りいたします。

本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略して、これより議案第41号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第41号は原案のとおり同意されました。



◎議案第42号の説明、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第15、議案第42号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第42号 人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員梅沢和子氏の任期が平成23年12月31日で任期満了となり、本人より辞任の申し出があったため、後任候補者の推薦について同意をお願いするものであります。野澤恵美子氏は、昭和51年4月より埼玉県教職員として公務につかれ、平成20年3月に退職されました。人格円満であるとともに、責任感が強く、地域の人望も厚いため、人権擁護委員として活躍が期待できるものと思われまますので、人権擁護委員候補者として推薦することについて議会の同意を得たいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） お諮りいたします。

本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略して、これより議案第42号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第42号は原案のとおり同意されました。



◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（大澤タキ江君） 日程第16、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、お手元にご配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。



◎閉会について

○議長（大澤タキ江君） お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了いたしました。

会議日程はまだ残っておりますが、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。



◎町長あいさつ

○議長（大澤タキ江君） 閉会に当たり、町長より発言を求められておりますので、ここであいさつを許します。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には大変お忙しい中ご出席をいただき、慎重なご審議の結果、原案のとおり議決をいただきましてまことにありがとうございました。これらの審議の過程で出てまいりましたご意見、ご提案につきましては、十分これを検討し、前向きに対応してまいりたいと考えます。

ことは、大きな災害が立て続けに発生し、防災意識の高まりを感じさせる年となりました。こうした防災意識の高揚により、自助、公助、共助の精神を涵養し、町民の安全第一を考え、災害発生時には防災計画に基づき素早い対応をとってまいりたいと考えます。

また、21日からは秋の全国交通安全運動が始まります。交通事故に遭わないよう、また起こさないよう十分注意していただきたいと思います。

さて、これから秋本番を迎え地域での行事も多くなりまして、敬老会、消防団特別点検など、皆様のご協力をお願いすることも多くございますが、よろしく願い申し上げます。夏の疲れから、体調を崩しやすい時期でもございますので、皆様にはくれぐれもご自愛いただき、ますますのご活躍をご祈念申し上げまして、9月定例会の閉会に当たりましてのごあいさつといたします。

それでは、2日間にわたりまして大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。



◎閉会の宣告

○議長（大澤タキ江君） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、町政当面の諸議案を審議いたしました。議員各位のご精励により、付議されたすべての議事が終了し、閉会できますことに感謝を申し上げる次第でございます。

また、町長を初め執行部各位におかれまして、常に真摯な態度をもって審議に協力されましたご苦労に対し、深く敬意を表します。

以上をもちまして、平成23年第4回長瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後3時44分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成23年12月 8日

議 長 大 澤 夕 幸 江

署 名 議 員 齊 藤 實

署 名 議 員 野 原 武 夫

署 名 議 員 新 井 利 朗